朝鮮神宮御鎭座十周年事項　大正十四年十月本神宮御鎭座以來、昭和十年十月は滿十周年に相當するので、之に先立ち同八年十月朝鮮神宮奉贊會を組織し、神域內に奉贊殿等の建設を初めとし參道の擴張、林苑の整理等の事業を行つた。尙ほ同十年十月には嚴肅なる奉祝大祭を擧行した。

御神寶御下賜　昭和六年　皇大神宮撤下御裝束神寶の一部を朝鮮神宮以下六社に　下賜あらせられ、同年九月一日、嚴肅なる傳達式を本府に於いて擧行した。次いで翌七年十月六日、再び開城神社以下の二十箇神社に同樣の御神寶傳達式が擧行せられた。

神社、神祠の創立　昭和七年以來、心田開發、國民精神作興運動の熾烈となるに伴ひ到る處に神社又は神祠創立の機運を醸成し、同十年現在には神社五十二、神祠二百六十二を算するに至り、殊に朝鮮人崇敬者の增加著しきのがある。

第十五　教育

概況　本期の初め昭和六年十月三十日　天皇陛下には、東京高等師範學校六十年記念式に行幸あらせられ、その際に文部大臣を召されて教育者に對する　勅語を賜はり、朝鮮教育の任にある者も皆　聖旨を奉體して其の萬分の一に答へ奉らんことを期した。本期に於ける本府の施設としては、新たに簡易學校の制度を設け、又農山漁村の中心人物養成上、補習教育の刷新を圖つたことが、主なるもので、其の他には醫學專門學校の增設、師範教育の擴充等がある。

教育者に對し下し給へる　勅語　前項記載の　勅語を拜し、宇垣總督は十一月六日、本府訓令第四十五號を以て、更に之を疆內一般に告知し、現下の時相、世態に顧みて　聖勅に昭示し給ふ所を服膺し、克く其の職能を全うし、以て　聖恩の萬分の一に酬ひ奉る可きことを諭した。

國民精神作興の詔書奉讀式　本府は大正十二年十一月十日に渙發せられた國民精神作興に關する　詔書の記念日を中心として、大いに一般社會民心の振作更張運動を起すの方針を樹立し、豫め政務總監より其の施設要項を普く管內に通牒すると同時に、總督より聲明を發して、全鮮の民衆に呼びかけ、渙發記念日たる當日卽ち昭和七年十一月十日を以て全鮮一齊に　詔書の奉讀式を擧行し、民心作興、自力更生の固き第一步を踏み出した。尙ほこの日を契機として、今後毎年十一月十日を中心とする數日間を民心作興期間とし、特に教化運動を强調することゝした。

國民精神作興の詔書十周年記念式　昭和八年十一月十日は恰も國民精神作興の　詔書渙發の十周年に該當するを以て、本府に於いては、同日午前十時盛大なる　詔書奉讀式並びに總督聲明書朗讀式を擧行した。尙ほ當日は全鮮各官衙、學校、諸團體に於いても、時刻を同じうして夫々　詔書奉讀式を行ひ、又昨年指示した所の民心作興施設要項に依り、種々なる教化事項を實施した。

京城帝國大學豫科の年限延長　設立の當初、中學校卒業程度の者を入學せしむる方針にて、修學年限二年としたが、昭和九年四月修學年限を三年に延長し、入學資格を中學四年修了程度とした。

醫學專門學校昇格　昭和四年以來設置せられし大邱、並びに平壤の兩醫學講習所は、昭和八年三月、何れも專門學校令に依る醫學專門學校として設立認可せられた。

師範教育の擴充

(一)　演習科及び講習科　從來演習科の修業年限は一年であつたが二年に延長し、昭和八年四月一日より之を施行し、又昭和十年度には、既設師範學校に講習科九學級を增加した。

(二)　官立女子師範學校の新設　官立京城女子師範學校を、昭和十年度より新設し、尋常科、演習科及び講習科を置き、又京城師範學校に女子演習科を移管した。

公立普通學校一面一校制と其の成績　各面一校主義の普及增設計畫は、爾來著々進行し、昭和八年に於いては官公立合計二千十七校、私立八十三校總計二千百校を算するに至り、略々其の豫定に近き結果に達した。然し乍ら之を兒童數の上より見るときは、其の就學歩合は、推定學齡兒童數に對し纔かに二割弱に過ぎざる狀態であつて、前途尙ほ甚だ遼遠なるものがあつた。仍つて之が對策として、先づ昭和九年度以降、地稅の稅率低下を斷行して農村負擔の輕減を計り、且つ公立普通學校に於ける授業料を低減せしむる方策を講じ、更に次項の簡易學校制度を施行するに至つた。

簡易學校　本期教育施設の眼目とも稱すべき簡易學校の要領は、前項の狀態にある教育の未墾地に鍬を入れ、部落皆學の理想の下に、而も僻陬の農民に卽したる簡易なる方法に依り、且つ職業的陶冶に重點を置き、以て國民教育の基礎を培はんとするものである。

(一)　其の性質　簡易學校は其の本來の性質よりすれば、決して公立普通學校の分教場ではなく、夫れ自體獨立したる完成教育をなす施設である。又簡易學校は普通學校の一面一校增設計畫とは別個の施設であつて兩者併行して行はるべきものである。

(二)　設立主體と經費　簡易學校の設立主體は郡島學校費であるから、其の公立學校たるは勿論である。其の人件費は郡島學校費の負擔が二割五分、殘り五割が國庫の補助であつて、其の他の經常費は設置部落の負擔となるのである。

(三)　組織內容　簡易學校は其の組織を單級編制とし、修業年限は二箇年、入學年齡は滿十歲を以て、標準とし、教科目には修身、國語、朝鮮語、算術及び職業科（農業）を置き、必ず之に田、畓、牛、豚舍、堆肥舍等の實習施設をすることにしてある。

(四)　設置計畫及び教員　本施設の第一年たる昭和九年度には、全鮮の郡島に二校づつ四百四十校を設け、一校定員八十名を標準として三萬餘人の兒童を收容し、昭和十年度は教員供給の都合上二百二十校とし、約一萬七千餘の兒童を收容する豫定である。以上の簡易學校に配置する教員の不足を補ふ爲、既設の師範學校に十一學級を臨時增設し、主として甲種農學校の卒業生を收容し、之に半年乃至一年の短期講習を行ひ、十一年度以降の增設計畫に備へる方針を執つた。

中等學校教育の改善

(一)　公民科の設置　昭和七年一月、府令を以て中學校規程竝びに高等普通學校規程に改正を加へ、從來の法制經濟科を廢して新規に公民科を課することゝし、同年三月、高等女學校、女子高等普通學校にも府令を以て改正を施し、共に四月一日より之を實施した。

(二)　實業科の實施　內地に於いては昭和六年一月、中學校令施行規則に改正を加へ、第三學年若くは第四學年以下の學科、科程を第一種、第二種とし、前者は主として進んで高等教育を受くる者の爲に、後者は主として中學校のみにて卒る者の爲に便せんとした。

仍つて本府に於いては愼重審議の結果、朝鮮獨自の事情に鑑み、二種の制度を設けざることゝし、適當に學科を按配し、以て如上の目的に副ふことゝした。

京城工業學校の鑛山科新設　京城工業學校の學科は、從來建築科、機械科、應用化學科、窯業科であつたが、昭和九年四月、更に右五科の外、新たに鑛山科を設置した。

實業補習學校の改善　從來實業補習學校後期の修業年限は、二年乃至三年を標準とせられたが、昭和十年二月實業學校規定を改正し、學科の種類、教授時數、入學資格に應じ修業年限を一年に短縮し得ることゝした。其の後內地に於ける青年學校令の制定に伴ひ、更に從來の前期、後期の複雜なる制度を廢し、特に入學資格に關しては、其の修業年限に應じて自由に之を定め得ることゝした。

學校教練の實習　朝鮮に於いて學校教練を實施したのは大正十五年度である。而して當初は、京城師範學校、公立中學校及び內地人のみを收容する實業學校に實施したが、其の成績顯著なるに鑑み、昭和三年度以降に於いては、京城帝國大學及び同豫科を初め、官公私立の專門學校其の他に擴張し、同九年度には合計五十校を算するに至つた。

國體觀念明徵に關する訓示　政府は輓近に於ける一般社會の情勢に鑑みるところあり、昭和十年八月三日、內閣總理大臣より特に國體觀念明徵に關する訓令を發した。仍つて宇垣總督も亦同年四月十六日、本府訓令第十四號を以て、各道知事、京城帝國大學總長其の他關係當局者に訓令を發し、我が國體の尊嚴に就いて苟も疑義を生ずることなからしめんことを期した。

臨時歷史教科用圖書調査委員會　本府は時局に鑑みるところあり、昭和十年二月、訓令を以て朝鮮總督府臨時歷史教科用圖書調査委員會規程を發布し、斯學に關し學識經驗ある人々を委員に囑託して、國史竝びに東洋史教科書中代表的のものを選擇し、之が內容に就き審議檢討せしめた。尙ほこの結果は次期に於ける歷史教科書編纂に裨益するところ大であつた。

教科用圖書

(一)　編纂改正　昭和三年、時勢の進運と朝鮮の實情とに鑑み、從來の教科書に對し一大改正を加ふるの必要を認め、同年八月、臨時教科書調査委員會を設けて各種教科書の改正編纂事業に著手し、昭和十年四月迄に發刊せられたる圖書は、初、中等を通じて三十四種百二冊に達してゐる。

尙ほ最近に於ける本府編纂教科用圖書の特色を擧げると、(イ)何れの教科書を問はず　皇室國家に關する教材を豐富に選擇し、忠君愛國の至情を涵養する上に萬遺憾なきを期したこと(ロ)勤勞好愛、興業治產に資する教材を多くし、教科用圖書の調子を實際化したこと等である。

(二)　頒　布　教科用圖書の需要は、大正八年度の如きは、四百四十萬冊を算するに至つた。然し、後向學心の勃興に伴ひ漸次增加し、同十二年度以前に在つては、約百萬冊以下に止つたが、其の後、大正十三年以後は新教科書刊行の中絕と、經濟界の不況に伴ふ購買力の減退とは、教科書の需要を著しく減ぜしめて毎年二百五、六十萬冊に止つた。然るに昭和五年度以降は、一面一校計畫の進捗と共に、初、中等學校用各種新教科書が引續き發刊せられた爲、玆に再び教科書の需要を增し、昭和九年度の如きは、五百九十六萬餘冊を算するに至つた。

(三)　教科書の檢定、認可　教科書檢定規程は、明治四十五年府令第百十二號を以て發布され、昭

和八年七月、一部の改正を見て今日に及んで居るものであるが、昭和九年三月より同十年十二月末迄に檢定を與へたもの三十七册に達し、現在の累計は五十四種である。

教科書の使用認可の制は、各學校規程中に規定せられて今日に及んで居るが、其の認可圖書を統計に徴するに、大正八年頃迄は、凡そ百册內外に過ぎなかつたが、大正十四年には、一躍一千六百六十二册となり、其の後徐々に增加して、昭和九年度には一千七百四十二册に上つた。

國語普及と朝鮮語　國語普及は、教育の進展、各種學校卒業生の增加と一般社會の進運と相俟つて近時著しく增進し、山間僻陬の地と雖も、路傍に其の聲を聞かざるものなき狀態に至つた。

本府は國語の普及に留意すると同時に、一方官公吏の朝鮮語奬勵に力を盡し、大正十年朝鮮總督府及び所屬官署職員朝鮮語奬勵規程の發布以來、その試驗合格者には、奬勵手當を給與しつゝあるが、其の結果朝鮮語學習者は逐年其の數を增し、成績頗る良好なものがある。

第十六　氣象觀測及び朝鮮民曆

機關　氣象觀測機關は、本府觀測所一、同支所一、地方測候所十三であつて、尙ほ補助機關たる簡易氣象觀測所百三十一箇所、簡易なる氣象觀測成績の報告を受くるもの百餘箇所に上つてゐる。

氣象觀測　觀測所及び地方測候所に於いては、每日六回の定時觀測をなし、尙ほ此の外氣象電報資料たる正午の觀測を行つて居る。又觀測所に於いては、每日無線に依る放送を爲すと共に、中央氣象臺海洋氣象臺其の他より氣象通報を受信し、尙ほ昭和八年より短波受信機を設置し、支那、南洋、シベリヤ各地の觀測成績を受けて居る。

天氣豫報　觀測所に於いては、朝鮮內地及び滿洲は勿論、支那、シベリヤ、南洋等の各地より一日平均二百通に達する氣象電報を接受し、之により每日天氣圖を作製し、之を疆內各測候所に轉報し、各地測候所に於いては更に之に依つて其の翌日に於ける所在地附近の天氣豫報を爲してゐる。又暴風雨襲來の徵候を認めたるときは警報を疆內各測候所に通報して之を公布せしめ、之と同時に暴風警報信號所中警戒區域內の箇所に信號を揭げしめることにしてある。

朝鮮民曆　朝鮮民曆の編纂頒布に就いては第一期に揭げた所であるが、其の頒布の年次統計を見るに併合當時、僅かに二十四萬册程度なりしものが、漸次其の册數を增加し、昭和九年同十年を通じ、何れも六十萬册を超ゆる數字を示して居る。

第十七　文化施設

古蹟調査及び博物館　從來文化保存に對する施設は、本府博物館、慶州分館の經營、古蹟及び古建築の調査等枚擧するに暇あらざるものがある。而して此の中內外の學界に寄與するものとして、古蹟調査報告、古蹟調査特別報告、古蹟圖譜其の他數種の出版を行つたが、就中古蹟圖譜は大正四年以來、朝鮮各時代の遺物、遺蹟、美術、工藝、建築等に渉り、精密なる寫眞を以て之を學界に紹介した。

朝鮮史の編修　曩に大正十一年、朝鮮史編纂委員會を設けて朝鮮歷史の官撰に著手し、同十四年朝鮮史編修會官制を公布し、著々其の事業を進めたることは第三期に於いて記述した所である。

爾來同會に於いて現在までに刊行したものは、朝鮮史全三十五卷の內二十一卷、此の外朝鮮史料叢刊六種十五册、朝鮮史料集眞一帙である。尙ほ朝鮮史は、昭和十二年度を以て完了の豫定である。

朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令の公布　從來朝鮮に於いては、大正五年に發布したる古蹟及び遺物保存規則なるものがあつたが、其の內容に於いて時勢に適せざる點が多く、且つ名勝天然記念物の保存に關しては、何等法令を以て制限を加へたるものがなかつた。仍つて昭和八年八月、制令第六號を以て朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令を發布し、同年十二月十一日より之を施行し、又之と同時に、朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會官制を公布し、寶物、古蹟、名勝、天然記念物に就いて、其の保存上重要の事項を審議することゝした。此の結果、保存會令第一條に依る最初の指定を受けたものは、寶物二百八件、古蹟名勝二十四件、天然記念物十六件であつた。

開城府立博物館　本館は昭和五年十月、府制實施の記念として設立せられたるものであつて、昭和六年十一月一日から開館した。陳列品の主なるものは高麗の陶磁器である。

平壤府立博物館　本館は昭和三年八月、同府立圖書館內に陳列室を設けたことに濫觴する。その後內鮮人有志の寄附金を以て館の新築をなし、同八年十月七日を以て開館した。陳列品は金石併用時代、樂浪時代、高勾麗時代の遺物を主としてゐる。

施政二十五周年記念綜合博物館　昭和十年は、恰も總督府始政二十五周年に相當するを以て、之が記念事業の一として、從來の本府博物館及び恩賜記念科學館を合して一の綜合博物館とし、景福宮後苑の一部に新館二棟を築造して之に充當し、尙ほ現在の博物館は資源館として之に合せ、以て半島の自然乃至文化の完備せる博物館たらしむる計畫である。本計畫は、昭和十年度より四箇年を以て完成せんとするものであつて、建設費豫算を二百萬圓とし、其の中百萬圓を國庫より支出し、殘額百萬圓を內鮮一般有志の寄附に俟つものである。

美術展覽會　之は大正十一年朝鮮の美術工藝に對する好尙を培ふ目的を以て創められたものであるが、爾後每年開催し、昭和十年を以て第十四回に及んだ。然も逐年出品作品の技巧は著しき進歩を示し、半島文化に寄與する所決して尠しとしない。

第十八　宗教

一般情勢　本期に於ける宗教各派の情勢は前期及び前々期と大差がない。仍つて概括して之が敎勢を統計の上より一瞥することゝする。輒ち明治四十三年始政當初に於ける信徒數神道一萬九百十一人、佛敎六萬一千六百四十九人、基督敎二十萬三百十四人、合計三十七萬二千八百七十四人を以て現在に比較すれば、神道に於いて約八倍、佛敎に於いて約六倍、基督敎に於いて約二倍、全體に對して約三倍の增加を見るに至つた。然しながら、之を半島の全面より觀察するときは、總人口二千百萬人に對し、信徒僅かに八十八萬人に過ぎざる狀態である。然して、本期に至り宗敎振興の聲俄かに起るに至つたが、是應に半島信仰界の黎明期と謂ふべきである。

社會事業　朝鮮に於ける宗敎團體に依つて行はれて居る社會的施設は、敎育、醫療、保育、授產、救護等頗る多岐に亙り、此等一箇年の經費は、昭和八年末の調査に於いて二百九十二萬一千四百餘圓に

達し、其の中教育事業に關するもの其の半以上を占むる現狀である。

教育事業に就いては、佛教・基督教を通じて其の宗派の經營にかゝるもの男女各種學校二十二校に達し、宗教團體の經營に係る幼稚園・講習所・書堂等合計七百二十九校に及んでゐる。又醫療事業としては、內地佛教團體の經營に係るもの三、基督教の經營に係るもの三十あるが、昭和八年度に於ける施療人員は、計百九萬六千百二十二人、內無料七十五萬六千六百八十四人に上つてゐる。就中ピーダーワルフ癩病院・大邱癩病院・大邱東山病院出張所・釜山癩病院の如きは、一箇年の施療延人員六十二萬六千八百七十二人に達してゐる。尙ほ救濟事業としては、孤兒の養育・授產・勞働者の宿泊・敎化・養老・行旅病人救護等種々あるが、昭和八年度に於ける各團體の業績を見るに、敎化授產四萬四千四百二十九人・行旅病人救護一千六十九人・孤兒養育四百六十九人・嬰兒救濟一千二百九十六人・養老五十二人・婦人救濟十六人計四萬七千三百三十一人を算してゐる。

春畝山博文寺の建立　本寺は、曩に第五期の政務總監たりし兒玉秀雄伯の企畫せしものであつて、財團法人伊藤博文公記念會主催の下に巨額の淨財を募集し、昭和七年四月二十三日上棟式を行ひ、同年十月二十六日卽ち公薨去の二十四回忌に落成式を擧行した。畏くも　聖上陛下よりは銀製大香爐及び香華料の　御下賜あり、各皇族・宮家よりは御紋章入り花瓶の御下賜があつた。

心田開發　宇垣總督は產業を奬勵する一方、宗敎の復興に依る精神作興に力を注ぎ、所謂心田開發の計畫を樹立した。輒ち昭和十年初頭を期し、佛敎懇談會・神道懇談會・固有信仰懇談會・基督敎懇談會・儒敎懇談會・內鮮寺院代表者懇談會等を開催し、大いに之が振作方法を熟議すると共に、一面當事者の覺醒を促す所があつた。

第十九　衞生施設

概說　衞生施設は、各時代を通じて力を竭した所の一であるが、本期に入りては愈々其の整備充實に意を用ひ、醫院の增設・醫師の素質向上其の他種々の施設を爲した。殊に麻藥中毒の豫防・癩患者の救療に關する施設の如きは、最も徹底的にして大規模のものである。

一　醫院・醫師・醫屬

道立醫院の增設　本期に入り昭和六年には、大田・鐵原・沙里院・局子街の四箇所に新たに道立醫院を設置し、又同七年には、府立仁川醫院を道立とし、同八年には更に元山醫院を道立とする外、利川醫院を開設して今日に及んだ。因みに昭和十年現在に於ける道立醫院は三十七、官立醫院は京城帝國大學醫學部附屬醫院・京城醫學專門學校附屬醫院・龍山鐵道醫院及び小鹿島更生園の四である。

府邑立醫院　朝鮮に於ける公立醫院は、府立として京城府民病院以下九醫院を擧ぐることが出來るが、邑立としては統營病院があるに過ぎない。

私立病院　私立病院數は、內地人經營のもの五十四・朝鮮人經營のもの八・外國人經營のもの二十四合計八十六院であつて、年々增加の傾向にある。然して其の機構內容は大正八年に府令を以て私立病院取締規則を制定して以來、著しき改善進步の實績を示してゐる。

醫師試驗規則等の改正　朝鮮に於ける醫師に就いては、從來試驗を施行し、其の補給上の缺陷を補ひ來つたことは既に各期に分說した所である。爾來其の數漸く增加し且つ養成機關も既に完備したるを以て、昭和九年此等の試驗規則に改正を加へ、普通學の知識を有し、專門學術を相當期間修めたる者に非ざれば受驗し得ざることゝしたが、尙ほ受驗者の便宜を考慮し、向ふ六箇年間從來通りの試驗を繼續することゝし、改正規則の實施期日を昭和十六年一月一日と定めた。

產婆、看護婦　昭和六年六月、朝鮮產婆學校及產婆養成所指定規則を發布してより、其の素質の向上と人員の增加とに見るべきものあつたが、尙ほ昭和九年に於ける產婆の實數は一千七百六十六人、看護婦は一千六百七十二人に過ぎざる狀況である。仍つて京城帝國大學附屬醫院、京城醫學專門學校及び大邱其の他の四道立醫院に於いて、毎年助產婦、看護婦の養成を爲し、尙ほ公私立の看護婦養成所を指定し、其の卒業者に看護婦たるの免許を與へることゝし、之が普及を圖つて居る。

二　傳染病及び保健衛生施設

傳染病概況　朝鮮に於ける傳染病の發生は、統計上から見るとコレラ、痘瘡を除く外減少せず、遺憾ながら却つて逐年增加の趨向を示して居る。然しながら之を事實上の增加と見るは當を得ざるものがある。卽ち從來は一般衛生知識の缺乏、衛生行政機關の不備、醫師分布の稀薄等に基因する隱蔽無屆未發見の患者が相當に存在したことを想像すべきである。本府はこの趨勢に鑑み、特に從來の防疫施設を擴大强化し、殊に昭和七年度以降は、經口免疫法に依る赤痢、腸チブス其の他の

豫防內服藥等を製造し、以つて一般の需要に應ずることゝした。

痘瘡の豫防　大正十二年朝鮮種痘令の公布施行の結果、大正十三年以降は患者の發生を著しく局限することを得た。然るに昭和五年に國境地方を襲つた病毒は漸次南下し、昭和八年には殆んど全鮮的に蔓延し、患者四千九百二十八人、死者九百六十六人を出したが、臨時種痘の勵行其の他防疫の嚴重を期した爲、昭和九年には患者四百五十人に止むることを得た。

傳染病豫防令施行規則の改正と消毒藥品檢定規程の發布　昭和七年五月二十四日、府令第四十五號を以て傳染病豫防令施行規則を改正し、且つ之に伴ひ、同日府令第四十六號を以て消毒藥品檢定規程を發布した。右は傳染病豫防令施行規則第二十二條に規定せられし消毒藥品以外の藥品中、日本藥局方に規定せられざる爲、其の品質竝びに效力等必ずしも一定せざる憾あるを以て、之が檢定規程を設けたものである。

衛生試驗依賴規程の發布　衛生試驗は、飲食物及び飲食用器具、其の他藥品、衛生材料の改善竝びに取締上必須の手段であるのみならず引いては保健衛生上缺くべからざる施設である。仍つて大正二年以來各道に衛生檢查所を附設することゝし、大正十年に於いて之が設置を終了した。而して其の實施成績を見ると、昭和八年中の衛生試驗件數は、總數三萬九千八百十四件に達し、其の前途頗る期待すべきものがある。尙ほ近時衛生思想の向上に伴ひ、民間よりの依賴も逐年增加する傾向あるを以て、昭和九年二月府令第十二號を以て一般の依賴に應じて、排泄物、分泌物又は消毒器具類の效力試驗及び藥品類、飲食物等の檢查、試驗、分析、鑑定をなすことゝした。

上水道　飲料水の改良は、下水設備の改良と相俟つて保健衛生上頗る緊要な問題であつて、之を忽諸に附すべからざるは論を俟たない。依つて本府は始政以來鋭意之が改善に努め、直接國費を以て又は國庫補助を與へて、漸次各地に於ける上水道の普及を圖つた。其の結果、昭和九年度迄には、既に京城以下四十九箇所の市街地に其の敷設を了し、目下工事中のものに鳥致院以下八箇所がある。此の外、簡易上水道は、京畿道永登浦以下十箇所に敷設せられ、會社、鐵道、陸軍、病院等個人經營の水道も所在に敷設を見、附近住民は何れも多大の恩惠に浴しつゝある。

共同模範井戸の奬勵　未だ上水道の敷設を要するに至らざる地方に於いては、井戸の改良を策し、既往十數年間毎年多額の國費を補助して、各地に共同模範井戸の掘鑿普及に努めたが、近時特に財源を與へて地方費豫算に該補助費を計上せしめ、其の施設の普及を急ぎつゝある現狀である。

下水道　下水の排除は、本府始政以來國庫より補助を與へて市街整理と併行又は單獨に實施し之が完成に努め來つたが、其の結果、京城、本壤、大邱、鎭南浦、群山、元山、大田等の主要都市は殆んど完成に近く、尙ほ其の他の都市に於いても現に工事進行中のものが多い。

三　麻藥中毒豫防施設

概說　麻藥中毒者の數は、漸次增加の傾向にあり、更に注意を要することは、近年內地殊に東京、大阪等に居住する朝鮮人にも著しく增加した事實である。而して中毒に陷る原因は、麻藥の害毒に關し全く無智識であるのと、之に乘ずる密賣者の誘惑とが最も主なるものであるが、其の他疾病の治療等に因るものも亦相當に多い現狀である。何れにしても、此等中毒者の存在は保健衛生上は勿論、治安上將又人道上看過し難き重大問題である。仍つて朝鮮に於いては夙に法令を制定し、麻藥不正取引及び濫用防止に努め且つ民衆の智識啓發等諸種の施設を講じ、殊に昭和五年以來、麻藥に關する種々の專賣制度を布くと共に、中毒者登錄規定を設け、且つ密賣買に對する嚴重なる取締を勵行して來たが、尙ほ充分に所期の目的を達し得ざる憾あるを以て、更に徹底的なる對策の必要を痛感し、玆に朝鮮麻藥中毒豫防協會の設立と朝鮮麻藥取締令の公布を見るに至つた。

朝鮮麻藥中毒豫防協會　斯會は昭和九年九月二十七日を以て發會式を擧げ、事務所を朝鮮總督府構內に置き、各道には支部を置いて居る。而して本會の資產は、補助金及び公私の寄贈に係る動產、不動產竝びに本會資產より生ずる利子とし、大要は　(一)麻藥中毒の豫防、中毒者の救療竝びに根絕に關する諸事業の後援　(二)同上に關する調査研究及び施設　(三)同上に關する社會敎化及び宣傳　(四)麻藥中毒者及び全治者の指導監督授產竝びに就職の斡旋等である。

朝鮮麻藥取締令の公布　朝鮮に於ける麻藥中毒者增加の原因は、從來の取締法令たる「モルヒネ、コカイン及其ノ鹽類ノ取締ニ關スル件」に規定する罰則の輕きに失する點に求めねばならぬ。然して晩近には、支那及び滿洲地方より密輸入するもの漸次增加の趨勢にあり、且つ「ゼネバ」に於ける第二阿片會議の條約議定書麻藥の製造制限及び分配取締に關する條約の締結に基づく義務履行の必要に際會した。仍つて本府は、昭和十年四月、制令第六號を以て朝鮮麻藥取締令を公布し、同年八月府令第九十九號を以て同令施行規則を發布し、共に之を九月一日より實施した。

四　癩豫防施設

概　說　昭和七年度に於ける朝鮮の癩患者數は約一萬二千人と稱せられたが、其の收容能力は、官立、私立の療養所を合して合計僅かに二千五百人を出でざる貧弱な狀態にあつた。是に於いてか官民呼應したる一般の輿論となり、昭和七年十二月朝鮮癩豫防協會なるものが設立せられ、玆に小鹿島慈惠醫院の大擴張を實し、更に昭和十年四月二十日、制令第四號を以て朝鮮癩豫防令の公布を見、癩救療上、應に劃期的の躍進となつたのである。

(一)　朝鮮癩豫防協會

朝鮮癩豫防協會の設立　本會は前項所述の事情に加ふるに、宇垣總督、今井田政務總監の唱導に依つて其の機は急速に熟し、同年十二月二十七日、遂に朝鮮癩豫防協會の設立を見るに至つた。本會は財團法人であるのみならず、昭和八年三月十八日、褒章條例に依つて認定せられた公益團體であつて、事務所を朝鮮總督府構內に置き、各道廳內に其の支部を設けてゐる。而して本會の事業として、各地を浮浪徘徊する患者二千人を收容するに必要なる土地及び其の他の設備を整へ、之を政府に寄附せんとする計畫を樹て、此の經費として三十三萬圓を財源に充當する見込にて諸般の準備を進めた。然るに昭和八年二月一齊調査を行つた結果は、罹病者實に總計一萬二千二百四十二人に上り、浮浪患者のみにても優に二千四百六十一人に達する數字を得た。仍つて更に三千人收容の計畫に變更し、昭和八年度以降三箇年に亙つて如上の計畫を完遂することゝした。

御下賜金其の他　皇太后陛下に於かせられては、本會の事業を聞し召され、昭和八年三月一日本會に對し金三萬圓　御下賜の御沙汰を賜つた。又李王殿下に於かせられても、昭和八年四月七日本會に對し、金六萬圓　御下賜の御沙汰があつた。

本會の計畫に對しては、內地人たると朝鮮人たるとを問はず、悉く其の趣旨を讃へざるはなく、官民共に進んで自發的に寄附の申込を爲す者續出し、昭和九年十二月末日までに寄附申込額實に百二十二萬五千九百六十九圓の多きに上つた。

(二)　癩療養機關

小鹿島更生園　朝鮮癩豫防協會に於いては、療養所の位置選定に付き調査の結果、現在官立の癩療養所全羅南道小鹿島を選定し、同島全民有地百十三萬八千六百十二坪を買收し、昭和八年四月三十日を以て寄附採納の手續を完了した。之に依つて同敷地は、在來の慈惠醫院敷地三十四萬八千九百八十三坪を加ふれば、全島總面積百四十八萬七千五百九十五坪を占有することゝなる。

是より先き、昭和九年度二千人、昭和十年度一千人の增加收容計畫中であつたが、前項の朝鮮癩豫防協會は、土地の寄附採納を了るや、直ちに小鹿島內に買收したる民家に應急修繕を加へ、患者の分布最も濃厚なる地方より先づ以て四百名を收容することゝし、之に要する一切の物件を本府に寄附し、之が救濟を小鹿島慈惠醫院に委任した。玆に於いてか、本府は昭和九年九月十五日、勅令第二百六十號を以て新たに朝鮮總督府癩療養所官制を公布し、從來の小鹿島慈惠醫院を廢止して獨立の官立癩療養所たらしめ、十月一日から之を施行した。因みに本所は、九月二十九日府令を以て小

鹿島更生園と命名せられた。而して患者の收容は可及的速行の方針を採り、漸次增容の歩を進め、昭和十年三月に於いて合計二千人の豫定計畫を完了し、尙ほ昭和十年度に於いては、十月を期し新規一千人增容の計畫を以て進行中である。斯くて本計畫完成の曉は小鹿島更生園の收容人員は、從來の七百七十人と合し實に三千七百七十人の多數となり、之に私立癩病院の收容人員一千九百人を加ふれば五千六百七十人に達し、本病豫防救療上面目を一新するに至るものである。

私立癩病院の現況　大邱、釜山、鏡水の三私立癩病院も、其の後順調の經營にあるが、昭和五年　皇太后陛下より右三病院に對し、夫々五千圓御下賜あらせられた。尙ほ本府の補助は、各年次により多少の增減を見たが、昭和七年度行政整理の際に於いても、年額六萬二千餘圓を補助してゐる。

朝鮮癩豫防令の公布　上述の如く、患者の收容隔離機關は著しく擴張したるを以て、昭和十年四月二十日、制令第四號を以て朝鮮癩豫防令を公布した。本令は癩患者の强制收容、消毒豫防方法等を規定したものであるが、同時に發布せられた施行規則と共に同年六月一日より施行せられた。

第二十　社會施設

概說　本府社會課は、昭和七年二月內務局より學務局に移管し、社會事業、社會敎育、宗敎事務及び古蹟事務を合せ處理することゝなつた。抑も朝鮮に於ける社會事業は、特に本期に入つて更に大なる發展を遂げ、卽ち軍事救護團體の成立、水防團規則の發布、恩賜救療施設、勞働保護、農村振興自力更生運動の擴大强化等刮目すべきものがある。

一　振恤救護

軍事救護　大正六年軍事救護法實施と共に朝鮮にも之が施行を見、大正七年一月一日より救護事務が開始せられたのであるが、從來一般に特記すべき成績に至らなかつた。然るに滿洲事變の勃發を契機として此等各團體の活動頗る活氣を呈し、昭和八年六月一日、京城國防義會の成立を見るに至つた。

消防施設　韓國併合以來內地人の居住漸次增加するに伴ひ、全鮮各地に義勇消防團の設立を見るに至つたが、大正四年六月に至り、府令第六十五號を以て消防組規則が發布され、爾來公設消防組が年々其の數を增加し、次いで大正十四年四月、地方官々制の改正に依り、京城府に消防署が常置せられ、越えて昭和二年五月、本府に於いて消防會議を開催し、翌三年十月には、財團法人朝鮮消防協會の設立を見るに至つた。同九年末現在に於いて主要十都市に常備消防手を設置してゐる。

水防團規則の發布　昭和十年五月四日、府令第六十八號を以て水防團規則を發布し、水害の警戒防禦に任ずることにした。同規則は每年水害を受くべき河川の沿岸附近に於ける行政區域を地域として、道知事が其の職權又は府邑面の申請に依つて之を設置し、其の費用は府邑面の負擔となつて居る。因みに本令の發布と同時に、府令第六十九號を以て消防組規則の一部改正を行ひ、消防組と本團とは一指揮系統の下に協同動作を爲さしめることゝした。

方面委員　朝鮮に於いて方面委員制度を實施して居る所は、京城府及び釜山府である。京城府

は、將來全洞に此の制度を採用する方針の下に、先づ以て昭和二年十二月、東部及び北部方面委員を設置し、尋いで昭和六年以降、漸次西部、南部及び龍山方面に增設した。又釜山府に於いては、昭和八年三月初めて二方面三十六名の方面委員を設置し、爾後其の增設を圖りつゝある。

二　保健救療施設

恩賜救療施設　本施設は昭和七年八月二十日、畏くも　聖上陛下より朝鮮の民衆救療の爲、爾後三箇年間毎年七萬五千圓　御下賜あらせられた資金を基とし、之に本府は國庫より毎年八萬千二百餘圓を支出することゝし、同年十月一日より事業を開始したものである。之に依つて外來診療券の發行、救療箱の設置、入院救療費の交付等諸般の施設を講じつゝある。

(一)　救療箱　救療箱の設置を必要とするものは、全鮮を通じて二千百十二面、四千二百二十四箇に達するが、此の調製配付を財團法人朝鮮社會事業協會に命じ　御下賜金四萬四千圓、國庫補助金四萬九千餘圓を受入れて、昭和八年三月全部の調製を終り、當該各面に送致した。尙ほ京畿道及び忠淸南道、江原道、咸鏡北道等に於いても、救療箱設置の計畫を樹て、以上の徹底を期した。

(二)　診療券　診療券の發行を要する府邑面數、全鮮四百十五面に達し、此の所要經費は四萬一千餘圓に及んだ。尙ほ各道に於いても、同樣なる施設を講じて此の徹底を期した。

(三)　入院救療　本府は全鮮の窮民推定人員を八十七萬六千二百餘名とし、其の內重病患者一千百餘名と見積り、治療費一人二十圓として四萬一千餘圓を要するものとして實施した。

(四)　巡回診療　救療箱の設置、診療券の發行、入院治療の外、全羅南道、慶尙北道、江原道の三箇道に於いては、道費一萬九百餘圓を以て巡回診療を實施し、實人員一萬一千餘名の診療を行つた。而して右　御下賜金は昭和九年度を以て打切りとなつたが、爾來引續き　聖恩を記念する爲、之を恩賜記念救療施設とし、國費を十一萬圓に增額して繼續實施しつゝある。

實費診療　由來朝鮮に於いては、實費診療事業の見るべきものなく、纔かに宗教家に依つて慈善的に開設せられたものがあつたに過ぎなかつたが、今期に入つて京城府立診療所を設置した。同所は京城府太平通に本院を置き、大島町に分院を置いて、昭和八年一月より診療を實施した。

特種診療　特種診療事業としての精神病療養事業、結核患者療養事業、癩患者療養事業、モルヒネ患者療養事業に關しては、既述せし通りである。但し結核療養事業は本項に特記すべきものであるが、之は現に黃海道海州に基督教朝鮮監理教會經營に係る海州結核療養所一箇所あるのみである。この療養所は、實費又は施療的診療を行ひ、目下サルタレル財團より助成金三百圓を受け、又畏くも紀元の佳節に當り、聖上陛下より二百圓の　御下賜金を拜して居る。

三　兒童保護施設

兒童保護事業中、特種兒童保護事業たる總督府感化院、濟生院盲啞部、同養育部等の施設は既述に讓り、玆には其の他の兒童保護事業に就いて述べることゝする。

乳幼兒愛護週間　昭和二年內地に於いて財團法人中央社會事業協會が主唱して、乳幼兒愛護週

問を創めたが朝鮮に於いても朝鮮社會事業研究會が中心となり、全鮮の社會事業關係諸團體と共に、總督府始め各官公署後援の下に之を實施し、爾來毎年五月五日を中心として前後を通じ一週間、全鮮に亙りて其の地方に適切なる事業を行つてゐる。

乳幼兒健康相談　全鮮に於ける乳幼兒の死亡率は、未だ統計を掲ぐる運びに至らないが、京城府に於ける死亡率より推測すれば、相當なる高率を示して居るものと推定される。仍つて乳幼兒愛護週間に於ける乳幼兒の健康相談事業として、臨時健康相談を開始することゝした。因みに常設的乳幼時健康相談所としては、京城に一、全羅南道光州に一、忠清南道公州に一ある。

妊産婦健康相談及び遺囘產鑒　首題問題も、乳幼兒愛護週間事業として、妊產婦健康相談事業を開始せられるに至つた。尙ほ常設の妊產婦健康相談所は、現在京城に二あるのみである。

託兒事業　從來京城、清津の二箇所及び地方村落に於ける農繁期託兒所二三あつたのみであるが、最近婦人の屋外勞働普及の結果、將來農村に於ける該事業は相當發達するものと見られる。

學齡兒童保護　不就學兒童の一般敎育施設は既述せしが、私設社會事業團體として貧兒敎育事業を經營して居るものには、和光敎團以下合計七箇所ある。右の外、學齡兒童保護として、學校醫又は學校看護婦の設置を爲し、學費の補給、授業料の免除等の事業を行つて居るところが多い。

四　勞働保護施設

勞働者移動紹介事業　都會地に於ける職業紹介事業に對しては、昭和三年度以來、國庫補助金を交付して之が擴充を圖り來つた處であつて、其の結果は公設のもの京城以下九箇所の外、私設三箇所を有するに至つた。然るに轉近農村振興自力更生運動の徹底は地方勞力過剩調節問題を將來し、加ふるに滿洲地方に於ける勞働者の需要激增は、更に南鮮の農業地方にも職業輔導施設の必要を見るに至り、昭和九年以來大量的の移動紹介事業を開始した。之に依ると昭和十年三月には、約千四百名を北鮮鐵道工事へ紹介輸送した。尙ほ本事業は、特に豫算を計上して更に事業の擴張を圖らんとしつゝある。

窮民救濟工事　窮民救濟事業は、昭和六年度以降昭和十年に亙り、第一次、第二次、第三次として連年巨費を投じて土木及び砂防等の工事を施行し、以て多數の窮民を救濟しつゝあることは既說の通りである。然して本事業は、可及的多數の窮民に對して勞銀の均霑を得せしむる方針の下に、全鮮に亙り施工箇所を選定し、工事は出來得る限り直營として勞銀の低下を防ぎ、就役者に對しては勞銀の浪費を戒め、其の勞銀の一部は必ず貯金せしめる方針を執つて居る。

入營者職業保障　被傭者退營後の就職並びに復職を保障する爲、內地では昭和六年法律第五十七號を以て入營者職業保障法が公布せられ、同年十一月一日から朝鮮に於いても同法を施行した。

勞働者扶助施設の企畫　內地に於いては、勞働者保護施設として工場法、鑛夫勞役扶助規則其の他の法規があつて、各方面から勞働者の保護を加へて居る。然して朝鮮に於いては、此等の法令は未だ實施の運びに至つて居ないが、勞働者の災害、疾病、死亡等に對する給與は、各工場、鑛山に於いて夫々一定の扶助內規を設け、實質的には略々內地と同樣の扶助を實施して居る。朝鮮に於いても

早晩、內地同樣法令を制定する必要を認め、目下調査研究中である。

五　社會教化施設

社會教化事業　社會教化に關しては、輓近更に一層此の方面に力を注ぐ必要を認め、昭和七年追加豫算に特に社會教化事業費を計上した。事業の大要は次の如くである。

(一)　巡回講演　巡回講演は屢次實行し來つた所であるが、更に學識經驗ある內鮮人名士多數を囑託して各道を巡回せしめ、地方の振興生活の改善に關する講演を爲して居る。

(二)　パンフレット及び映畫　社會教化に適切なる資料を蒐集してパンフレットを刊行頒布し、又之に資すべきフイルムの作成購入を實施し、以て巡回映寫又は貸出を行ひつゝある。

(三)　模範部落に對する補助　地方に於ける優良部落又は團體中、一般農村の模範とするに足るべきものに對し、昭和二年度より、選奬の趣旨を以て補助金を與へつゝあるが、本期に入りて更に一層其の度を進め、現在までに其の實施中のもの既に二百四箇所に及んで居る。

(四)　婦人教養施設の奬勵　模範部落其の他中心人物のある地域より先づ婦人會、母姉會等を起し、可及的之が教養上の施設を奬勵し、補助金を交付して、成績の擧揚に努めつゝある。

(五)　鄕約事業の奬勵　朝鮮に於いては、李朝中期より支那宋代の鄕約が相當に實施され、而も其の成績亦見るべき地方が少くなかつたが、現今に至つては名實共に湮滅せんとするの情勢にある。然しながら其の思想は尙ほ未だ巷間民心に深く浸潤し、以て鄕黨生活の基調をなしてゐることは見逃すべからざる事實である。仍つて昨今該施設の復興を策し、特に成績の優良なるものに對して其の指導奬勵に努めて居る。

(六)　體育運動の奬勵　本府は靑少年及び學生々徒を本位とする體育大會、其の他體育奬勵機關等に對し補助金を交付し、益々其の普及發達を圖ることゝした。現在朝鮮に於ける體育運動の指導奬勵機關としては、朝鮮體育協會があつて、事務所を本府學務局內に置き、朝鮮神宮奉賛體育運動競技會を開催し、又機關雜誌を發刊して其の普及徹底に努めて居る。尙ほ地方に於いては各道に道體育協會があつて道內の體育指導奬勵に當つて居る。

(七)　靑年團體の指導統制　內地に於いては、大正四年既に內務、文部兩大臣から訓令を發して其の統制を圖つて居るが、朝鮮に於いても、昭和七年九月官通牒を發して團體指導に關する精細なる基準を示す所があつた。之によつて、先づ團體の中堅たるべき靑年の養成を企圖し、地方改良及び靑年修養の講習會等を開催して靑年指導の基礎を築くことゝし、農山漁村に於けるものには產業施設、都會地に於けるものには體育施設を通じて之を行ふことゝし、其の施設の優良適切なるものに對しては、補助金を交付し、且つ其の表彰を行ひつゝある。

(八)　色服及び斷髮奬勵　色服の着用斷髮の勵行に關しては從來種々の方法を講じ來つたが、本期に入りては更に從來の成績に徵し昭和七年來實施中の地方講演を利用する外、之に關するパンフレットを刊行配布し、又は地方改良團體に於ける實行細目中に、該事項の一項を加へしめる等其の勵行を奬勵した結果、近時著しく好果を收めつゝある。

時間章重運動　內地にては、毎年六月十日を以て時の記念日と定め、專ら時間尊重の美風涵養に努めて居るが、朝鮮に於いても、この運動に呼應して、當日を期し同樣の運動を起して居る。

圖書館の現況　大正十四年四月より開館した朝鮮總督府圖書館は、其の後益々發展し、大正十五年四月には、婦人閱覽室、特別閱覽室、調査室等を開設し、昭和六年には巡回文庫を、同七年には大衆文庫を創始した。而して其の藏書數も昭和十年一月末現在十二萬七千七百九十二冊に達し、又閱覽者は同年同月末までに、既に二十一萬四千六百五十六名の多きに上つてゐる。尙は現在、に於ける鮮內圖書館は、鐵道圖書館以下十九に及び、何れも相當なる成績を擧げてゐる。

儀禮準則の發布　朝鮮は、古來禮儀の國として冠婚葬祭等の儀禮を重んじたが、近來は漸く廢頽の傾向を生じ、且つ其の殘存するものに於いても、其の形式慣習徒に繁文縟禮に流れ、到底時勢の進運に伴はざるものが多い。仍つて本府に於いては、豫て之が改善に意を用ひ、中樞院に諮詢して愼重審議せしむるところあつたが、漸く其の成案を得たので、昭和九年十一月一日を以て之を儀禮準則として發布した。而して之が普及勵行方に關しては、同時に總督より特に諭告を發し、又講師を地方に派遣して巡回講演を爲さしむる等剴切なる方法を講ずるところあつた。

六　簡易生命保險

朝鮮に於ける簡易生命保險制度創始の沿革竝びに制度の概要に就いては、既に第四期に於いて述べた通りである。仍つて本期に於いては、創始後の概況、事業成績其の他に就いて略說する。

事業創始後の概況及び事業成績　生命保險に關しては朝鮮の特殊事情に照應して必要なる諸規定の改廢を爲し、種々の機關施設を利用する等專ら事業の周知宣傳を行つた爲、朝鮮人側の保險思想も漸次高まり、宇垣總督時代に及んでは、特に農山漁村の方面に該保險を奬勵する方策を樹てた。其の結果、昭和六年度新契約總件數は七割二分、昭和八年度には同七割七分の增加となり、昭和九年五月十七日には早くも契約保險金額一億圓に達した。仍つて本局は祝賀記念放送を爲し、次いで同六月京城光化門通に逓信分館を新築した。

講社施設　福祉施設として、昭和七年以降、京城、釜山其の他に健康相談所及びレントゲン科を設備し、無料取扱を開始して居るが、利用者は昭和九年十二月現在九萬四千餘人に上つた。

積立金の運用開始　本事業の經營に關し、歲入の收入濟額が歲出の支出濟額を超ゆる金額を、朝鮮簡易生命保險特別會計法の規定に依り、之を積立てることに爲つて居る。然して昭和七年二月勅令第二十五號に依り公布せられたる積立金運用規則に於いて、此の積立金は契約者に對する貸付又は國債を以て保有する以外は、總て大藏省預金部に預入することゝ爲つた。仍つて更に大藏大臣と折衝を重ね、積立金の預金部預金現在額の限度に於いて之を朝鮮に於ける公共團體又は營利を目的とせざる法人若くは組合に對し貸出を爲し、以て公共の利益に資することゝした。

積立金の運用方法　本事業の積立金運用は、朝鮮簡易生命保險事業諮問委員會に之を諮問して運用することに爲つて居る。而して其の第一回諮問委員會は昭和七年三月十一日開催せられ、

(一)有利にして確實なること　(二)加入者階級の利益と爲るべき公共的事業を目的とすること　(三)

簡易生命保險事業の地方的普及狀況を考慮することの三項を審議決定した。其の後同委員會の開催十回に及び、其の都度積立金の運用計畫其の他の事項に關し、朝鮮總督の諮問に答へた。

積立金の運用狀況　積立金は事業の發展に伴ひ、其の總額は逐年累增し、昭和四年度末四十七萬七千八百餘圓なりしも、昭和九年度末には千八十八萬六千七百餘圓に上つて居る。而して右昭和九年度末積立金中、契約者に對する貸付額二十二萬餘圓及び國債保有額百一萬餘圓を除いた八百五十六萬餘圓は、其の約八割を既に社會公共事業に貸付けて居り、其の殘額も大部分既に貸付割當の決定を見て居る。本府が十年計畫に依り、二萬四千戶の模範的自作農家を設定せんとする自作農創定計畫資金の金額も、亦本積立金より貸付けて居るものである。尙ほ又各地の災害復舊事業及び全鮮各地の上水道の施設竝びに小學校及び普通學校の改增築等の方面にも相當利用せられ、一般福利增進の爲に資するところ著大なるものがある。

第二十一　在外朝鮮人關係事項

一　一般在外朝鮮人

概況

(一)　滿洲方面　滿洲は疆外に在留する朝鮮人の最も多數居住する地方であるが、調査機關其の他の事情により、到底其の正確なる數を知ることが出來ぬ。昭和七年國際聯盟調査委員の報告書には、滿洲に於ける朝鮮人の數を八十萬としてあるが、昭和八年末現在外務省調査に依ると總數六十七萬一千五百三十五人であつて、內間島地方に在住するものは約四十萬としてある。此等の各地在留朝鮮人は、何れも民會を組織して居るが、昭和十年四月一日現在の朝鮮人民會は百三十四に及んで居る。

(二)　其の他諸外國　其の他、露領に在つては、ウラヂオストック・ハバロフスク・ニコライエフスク・スレチニスク等に約二十萬、北米及び布哇玖馬等に約一萬人の在留者がある。

二　在滿朝鮮人に對する施設

本題目に關しては、第一期及び第三期に於いて記述したところであるが、本期の初めに於ける滿洲事變突發に依つて、此の方面は一時騷擾の巷となつた關係上、自然特別なる施設を講じたものが頗る多い。仍つて此處には同事變後の狀況から說くことゝする。

(一)　滿洲事變後の在滿朝鮮人に對する施設

滿洲治安の一般狀況と御下賜金

(一)　表滿洲方面　昭和六年九月滿洲事變勃發するや、各處に居住する朝鮮人は非常なる危機に瀕し、鐵道沿線其の他市街地に避難する者續出し、奉天を初めとし表滿洲の各市街地に避難せるもの四千餘戶約二萬人に達した。仍つて之が對策を審議し、重要箇所に派遣員十五名を配置し、尙ほ新京には、事務官を派遣して軍部其の他の當局と折衝せしめて萬遺憾なきを期した。

以上の慘害畏くも　天聽に達し、之が救恤の思召を以て、昭和六年十二月御內帑金三萬圓を中央朝鮮協會に　御下賜遊ばされた。之に依つて本府當局は、直ちに在奉天總領事と協議の結果、夫々頒與方法を決定し、嚴肅なる傳達式を各地の領事館に於いて執り行つた。

(二)　避難民に對する社會の同情と官憲の救濟施設　當時避難民に對する社會的同情は翕然として集り、朝鮮社會事業協會の募集した義捐金のみにても二十七萬圓に達した。之より先き、本府は取敢へず應急の救濟金として一萬圓を支出し、之に外務省側の救濟金と、一般同情義捐金とを併せて救濟を開始し、先づ奉天外二十二箇所に避難民を收容し、成るべく早く原住地に歸還せしむる方針を執り、一方原住地に踏み止つた者に對しては朝鮮人部落毎に、農業穫を組織せしめて相互救濟機關となし、東亞勸業公司に金二十五萬圓を貸下げ、更に同社出資の十一萬圓を加へ、之に依つて安全村落建設の方策を樹て、七年度春季分より農耕資金の貸出を開始せしめた。然るに滿洲國の治安は容易に回復せず、加之、北滿地方は七月中連日の豪雨に依り、所在の農場悉く浸水の厄に遭ひ、併も時期恰も傳染病流行の虞ありしを以て、本府は應急救護費八千餘圓を支出して之が救護を實施した。又收穫期に入りては警察官を增派して收穫を完了せしめた。

(三)　間島方面　昭和七年二月、支那軍の營長王德林が滿洲國に叛旗を飜へした爲、兵匪共匪各地に蜂起し、此の方面の鮮農避難民は六千餘戶、三萬五千餘人に達した。此等避難民の救濟に對しては、本府補助金及び朝鮮社會事業協會募集の義捐金等を以て之に當てた。

事變後の特殊施設　昭和七年三月滿洲國建國以來は各地の匪賊も皇軍の討伐に依つて四散し、

其の治安は漸次回復に向つたと云へ、前記避難民にして、未だ原住地に歸還し得ざる者尙ほ相當に上つた。玆に於いて本府は下記の如き喫緊なる處置を講ずるに至つた。

(一)　安全農村　滿洲事變後の避難朝鮮人にして原住地に復歸し得ざるもの丶爲に、本府は奉天にある東亞勸業公司に補助金を交付し、同公司をして安全農村を設置經營せしむる計畫を樹てた。公司は之に依つて爾來適當の箇所に土地を商租し、此處に避難鮮農其の他貧困農民を收容して耕作に從事せしめ、現に本府派遣員の監督指導に依つて、理想農村建設に努力しつ丶あるが、其の中鐵嶺河東營口の三農村に收容せし者最も多數に上り、殊に昭和六年四月には朝鮮步兵隊解散により失職者を生じたる爲、其の救濟を兼ねて四十家族百八十餘名を營口農村に收容した。因みに之は官の斡旋による朝鮮最初の滿洲移民である。

(二)　第一次集團部落　間島地方に於ける避難民の多數に鑑み、本府は總領事館と協議して集團部落建設の方針を樹て、朝鮮人民會を以て部落經營の主體となし、治安警備上適當なる箇所を選び、民國人より之を借受け、先づ素質適格なる一千戶を選定し、一箇部落約百戶とし、十箇部落建設の豫定を以て事業を開始し、昭和八年九月豫定十箇部落の中九集團の建設を完成した。而して各集團部落の敷地は大體八十間平方、六千四百坪內外の面積を有し、部落の外圍には充分なる防備設備を施し、部落內壯丁を以て組織せる自衞團により之を警戒して居る。以上九部落に收容せる鮮農は八百九十一戶で、目下一戶當り耕作面積三町五反步になつてゐる。

(三)　第二次集團部落　本府は翌年再び第二次集團部落建設の議を起して、合計十六箇所を選

定し、前期同樣の計畫を決し、同年三月より建設工作に著手した。然してその間屢々共匪の襲撃を受けたが、遂に五月中には部落建設の大半を成就するに至つた。

(四)　自作農創定事業　間島地方鮮農の大多數は小作農であつて、彼等の多くは民國人地主又は金融業者の不當なる高利の下に、年々營農資金の融通を受けてゐる悲境にある。本計畫は如上の現實を救濟して自作農たらしむることを主眼とするものであるが、其の方法として本府は東洋拓殖株式會社に對し、昭和七年度より向ふ五箇年間毎年十萬圓を補助し、同會社は之に對し年々三倍の自己資金即ち三十萬圓を出資し、之を以て先づ五箇年間に二千五百戸の基礎を作り、而も此の經費は鮮農をして年賦等の方法に依りて返濟せしめ、將來完全なる自作農たらしむることを內容とするものである。尚ほ昭和九年十月迄の創定戸數は一千三百七十戸である。

(二)　一般施設

教育施設　教育施設に就いては、明治四十一年龍井村に間島普通學校(現中央學校)を開設したるを嚆矢とし、其の後年を逐うて各地に學校を設立し、昭和八年十月現在に於いては四百七十二校、兒童三萬八千五百餘人を算するに至つた。本府は大正十五年度以降在外朝鮮人教育補助に關する豫算を計上し、在滿普通學校書堂中、內容堅實なるものに對し補助金を交付してゐる。

金融施設　第三期に於いて述べた如く、本府は在外朝鮮人保護事業著手以來、此等朝鮮人小農の金融機關たる金融會、農務組合等の增設を圖り、年々必要に應じ此等金融機關の基本金竝びに維持費を補助する外、適當なる資金融通の方法を講じ現在に至つてゐる。而して昭和八年度末現在に於いて此等金融機關は、表滿洲十二箇所、間島九箇所に及び、尚ほ金融機關に下付し來れる本府補助金は、昭和八年度末現在に於いて、表滿洲十萬七千餘圓、間島十萬五千餘圓に達して居る。又昭和三年に於ける朝鮮內旱水害に因る罹災民移住者に對しては、東亞勸業株式會社に金二十萬圓を補助し、同會社より間島の金融部に融通し、以て是等移住罹災民の救護に努力した。

醫療施設　在滿朝鮮人に對する醫療施設は、明治四十年間島憲兵分隊の軍醫に囑託し、施療を爲したるに始まる。大正十四年以降は會寧慈惠醫院出張所とし、本施設を咸鏡北道に移管し、毎年三萬圓內外の補助金を交付しつゝある。尚ほ昭和六年九月以降は局子街に會寧の醫院分院を新設し、之にも毎年約六千圓の補助金を補助してゐる。右の外大正十年以降、民會囑託醫を各地に配置し、遠隔の地には家庭常備藥を配置したが、民會囑託醫は昭和八年現在四十二箇所に及んで居る。

獸疫豫防施設　本施設は、明治四十年統監府臨時派出所の設置せらるゝや、其の調査竝びに豫防施設の必要を唱へらるゝに至り、同四十二年七月始めて獸醫二名を招聘せるに端を發するものであるが、間もなく派出所閉鎖の時期に際會し、本事業は一時中止の已むなきに至つた。其の後屢々猛烈なる牛疫の流行に遭ひ、大正十五年には鴨、豆兩江對岸に免疫地帶を設け、豫防注射を實行せしことは第三期に於て述べた所である。由來鴨綠江對岸地方は、從來共匪賊の關係上何等施設の見るべきものは無かつたのであるが、本府は昭和七年以來、牛疫發生の時期に際しては臨時血清注射を行はしめ、尚ほ楚山慈惠醫院內に血清貯藏庫を建設した。又昭和八年度に於いては、前記の各安全農村にも耕牛五百餘頭を購入することゝなつた爲、夫々牛疫血清を配布して注射を行つた。

産業の指導及び奬勵施設　在滿朝鮮人の九割以上は農民であるので、本府は各地の朝鮮人民會をして積極的農事の指導及び奬勵に當らしむる必要を認め、昭和七年度に六萬八千餘圓、八年度に六萬七千餘圓を之に補助し、必要なる各種施設を行はしめた。

其の他の主要諸施設

(一)　巡回講話　滿洲居住朝鮮人の環境を考慮し、彼等に慰安を與へ、且つ朝鮮統治の實情を知らしむる爲、大正十年以降、毎年朝鮮事情其の他のフイルムを購入し、彼等の善導に努めて居る。

(二)　新聞及び雜誌の無償配布　滿洲各地在住の朝鮮人中地方の指導的地位に在る人物に對しては、大正七年度以降京城に於いて發行せらるゝ毎日申報の無料配布を行ひ、大正十一年度以降は更に本府發行の月刊雜誌「朝鮮」を加へ、昭和二年以降は之を民間發行雜誌「新民」に變更して毎年配布を續行してゐる。

(三)　視察團　本府は在滿朝鮮人に對する指導啓發の一助として、大正六年以降、渡滿後相當の年數を經たる地方の中心人物を以て、毎年約四・五十名乃至二・三百名より成る視察團を編成し、之に補助金を交付し、親しく鮮内各地の實狀を視察せしめてゐる。

(三)　農耕適地調査

調査班の派遣　滿洲國に於ける農耕適地調査の必要より、本府關係局課及び京城大學醫學部其の他滿洲國側、關東廳、關東軍領事館等合計二十七名より成る調査班を組織し、昭和八年五月十九日より八月五日に亙り、東邊省竝びに三角地帶に於ける調査を遂げた。其の結果、農耕適地と認めた地區十三を擧げ、之に位次を附し、以て將來施設の參考とした。

第二十二　内外事情の調査・紹介

朝鮮總督府に於いては、諸般の文化施設を行ふ外、官房文書課に調査係を置き、各種の事情を調査し、以て施政の參考に資すると共に諸般の内外事物を鮮内に紹介し、一面朝鮮に於ける施政の方針、竝びに其の實績を内外に紹介せしめて居るが、試みに其の重なるものを左に略述する。

(一)　印刷物の刊行及び講演　朝鮮事情を汎く内外に紹介する爲、定期刊行物として、年刊の朝鮮總督府施政年報、朝鮮總督府統計年報、朝鮮事情等を始め、月刊の「朝鮮」「調査月報」等を刊行して各方面に配布し、又朝鮮視察者に對しては、隨時專門家をして朝鮮事情を講演せしめて居る。

(二)　調査及び報告　大正十一年以來内外事情の調査及び紹介の一として、專門の囑託を置き、經濟及び思想に關する調査を行はしめ、何れも調査資料として刊行して居る。

(三)　活動寫眞の撮影・映寫及びフイルムの貸付・拂下　本府は大正九年以來鮮内及び内地・滿洲等の事情を撮影し、之を鮮内及び内地各地に於いて映寫し、又フイルムの貸付・拂下等を行ひ、朝鮮の事情紹介竝びに内外地の事情周知に資してゐる。

第二十三　始政二十五周年

昭和十年十月一日は、正に本府始政二十五周年記念日に相當にせしを以て、此の光輝ある成績を

第二十三　始政二十五周年

記念する爲、當日本府に於いては、盛大なる式典を擧ぐる外、官公吏、公職者中永年勤續者、民間功勞者、孝子、節婦、義僕の表彰、物故功勞者竝びに殉職者招魂祭、施政二十五年史の出版、記念綜合博物館設立等の諸事業を行つた。

聖上陛下に於かせられては此の事を聞召され、特に侍從を差遣せられ、產業、文化竝びに民情の一般を視察せしめられた。因つて玆に此の事を敬記して、前編の記事を終ることゝする。

後編

第七期　南總督時代

自昭和十一年八月五日

本期は宇垣總督時代の後を承け、現任總督陸軍大將南次郎が昭和十一年八月五日就任以來、今日に至るまでの施政の概要に就いて述べんとするのである。南總督は嘗て昭和四年八月より同五年十二月に至るまで朝鮮軍司令官として在任せしことあり、時恰も第二次齋藤總督時代より宇垣總督時代に亙り、詳かに半島統治の實情を目睹し、私かに經綸を蓄ふる所ありしが、宇垣總督退官と同時に朝鮮總督に任せられ、其の後を襲ふたのである。前政務總監今井田清徳も亦宇垣總督と日を同じくして辭職し、現任政務總監大野綠一郎南總督と同日に任命せられ、以て今日に及んで居る。

南總督就任の當時は半島未曾有の風水害の後に當り、直ちに之が善後策を講じたが、就任後恰も一年にして同十二年七月蘆溝橋事件勃發し、玆に支那事變の端緒を見るに至つた。玆に於て同月十一日帝國政府は直ちに　御裁可を得て派兵に決し、我が半島師團が率先出征の　大命を拜するや、南總督は十三日に本府各局課長及び京城所在第一次所屬官署の長を始めとし、言論機關代表者、經濟代表者及び中樞院顧問參議と各別に會同して、懇切なる訓示を與へ、尙ほ十五日には臨時道知事會議を緊急召集し、開會劈頭總督より時局に對する重要訓示を與へ、小磯朝鮮軍司令官より時艱克服の要望をなし、續いて川岸師團長より國威宣揚の覺悟を述べ、右了つて一同朝鮮神宮に於ける國威宣揚祈願祭に參列した。

然るに該事變は益々惡化の一路を辿り、帝國政府は最初の不擴大方針を抛擲して、全面的對戰の避くべからざる狀態となり、終に八紘一宇の大理想の下に東亞新秩序建設の徹底的實現に向つて邁進するに至つた。玆に於て朝鮮は之が前進基地として特殊の重要なる地位を占むるのみならず、前期に於て新たに建設せられたる滿洲國とは密接不離の關係を保つこと一層切實を感ずるに至つた。

昭和十三年七月支那事變一周年に際し、畏くも　勅語を渙發し給ひ、

「官民愈々其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益々國家ノ總力ヲ擧ケテ此ノ世局ニ處シ速ニ所期ノ目的ヲ達成センコトヲ期セヨ」

と宣し給ふや、總督は諭告を發し　聖旨の徹底を期した。且つ又昭和十五年紀元二千六百年を記念する紀元の佳節に當り、畏くも　聖上陛下には特に　大詔を渙發せられ、肇國の大理想により天業恢弘の　聖旨を宣し賜ひたるを以て、總督は疆內一般に諭告を發し、又同年最初の道知事會議に於て特に訓示をなし、上下和衷官民翼力　聖旨を奉體して半島施政に臨むべきことを誓つた。

前期末卽ち昭和十一年七月下旬より本期の初八月中旬に亙り全鮮各地に豪雨あり、平安南道、咸鏡南道を除く外、各道共に激甚なる慘禍を被つたが、此の事　天聽に達するや、畏くも　天皇　皇后兩陛下には痛く半島蒼生の窮狀を　御軫念あらせられ、二回に亙り多額の金員を　御下賜遊ばされた外、同年九月特に牧野侍從を　御差遣になられた。又昭和十四年夏期は半島未曾有の旱害の爲、米穀は非常の凶作に陷つたのであるが　天皇　皇后兩陛下には特別の思召を以て多額の金員を　御下賜遊ばされた外、同年十月久松侍從を　御差遣あらせられ給ひ、各地の狀況を視察せしめられたのは、重ね重ね洵に恐懼感激に堪へざる所である。又　李王殿下に於かせられても該水旱害に對し、多額の救恤金を御下賜遊ばされた。

尙ほ本期に於て特筆すべきことは、常に忠勇なる皇軍將士竝びに其の家族等を　大御心に懸けさせ給ふ　皇后陛下には、全國陸海軍病院に療養中の傷病兵を勞らせ給ふ思召を以て、我が朝鮮には昭和十三年六月　東久邇宮妃聰子內親王殿下を　御差遣遊ばされ　同殿下には遍ねく管內各地の陸海軍病院を見舞はれたことであつて、一同皆　御令旨の渥きに感泣し奉つた。

陸軍少將李王垠殿下には昭和十三年十二月北京に出征し給ひしが、翌十四年八月近衞步兵第二旅團長に轉補せられ東京に御歸還遊ばされたるにより、同年十月無事御凱旋を宗廟に御報告の爲、同妃殿下御同伴御歸城相成り、約一週間御滯在遊ばされた。

由來日滿一體鮮滿一如の指導精神を以て大陸經營の基礎となすことは、現任南總督が曾て關東軍司令官特命全權大使たりし時よりの抱負宿望であつたので、任に半島に莅むに及んで益々之が實現に力を盡し、本期の一大特色となるに至つたのであるが、南總督は就任早々、昭和十一年十月二十六日京城を出發して北鮮視察の途に上り、同月二十九日國境圖們の日本領事分館に於て、新京より出張の植田關東軍司令官と會見して大いに意見の一致を見、其の現はれの一として鮮滿一如具現の促進に寄與すべき京城駐在滿洲帝國名譽總領事館設置が、翌十二年四月二十日付で朝鮮商業銀行頭取朴榮喆の同國名譽總領事就任を以て實現せられた。玆に於てか滿洲國國務總理張景惠

は其の一行と共に、同月二十一日京城を訪問し、南總督は之を龍山官邸に迎へ、晩餐會を開いて互に交驩し、張總理は四日間滯在、日滿一德一心「鮮滿一家」の箴言を殘し、北鮮地方を視察して歸國した。之れ實に日滿不可分の大理想を一段と强化したものに外ならぬ。其の後昭和十四年九月關東軍司令官の更迭が行はれたが、同年十二月十二日、梅津新關東軍司令官は京城に南總督を訪問し、鮮滿關係に就き協議を行つた結果、既定方針に就き完全な諒解が成立した。

次に本期に於て記憶すべき事は日獨防共協定の成立である。露西亞のコムミンテルン卽ち國際共產黨は、第一次歐洲大戰以來盛んに東西に向つて魔手を伸べつゝあるが、我が國は獨逸と協力して之が防衛上完全を期する爲、昭和十一年十一月二十五日該協定の調印を了した。翌十二年十一月六日伊太利も該協定に參加し、更に洪牙利(昭和十四年一月十三日)竝びに滿洲國(同十四年一月十六日)も相次いで之に參加し、茲に歐亞を一貫する强固なる防共陣の完成を見るに至つた。

昭和十四年度の旱害は屢記する通りであるが、同年十月拓務大臣金光庸夫は特に南鮮七道の旱害視察の爲來鮮し、洽ねく被害の狀況竝びに之に關する當局の施設を調査したのみならず、併せて京城附近孔德里の志願兵訓練所をも視察した。

尙ほ附記すべきは蒙疆三自治政府代表蒙古聯盟自治政府主席德王、副主席李守信以下一行二十六名の感謝訪日親善使節團が、昭和十三年十一月十六日入城し、本府に南總督を訪問して歷史的握手をなし、日蒙の親善を强調したことである。總督は一行の爲、日蒙交驩の大晩餐會を催した。一行は府內主要の施設を見學し、半島の躍進を禮讚して飛行機で北去した。また半島の地理的位置

より內地大陸を往來する內外貴顯、使臣或は友邦の經濟調査團の通過の途次朝鮮を視察するものが尠くなかつた。その中でも我が防共盟邦たる伊太利の親善使節バウルッチ侯は昭和十三年四月二十三日に、同じく獨逸の慶祝使節ゴータ大公は昭和十五年五月十六日に夫々半島の首都京城に足跡を印し、孰れも躍進朝鮮の現狀に驚嘆の眼を瞠りつゝ好印象裡に退鮮した。

第一　本期の施政方針

陸軍大將南次郎、昭和十一年八月五日を以て朝鮮總督の印綬を帶ぶるや、同月二十二日東京に於て聲明書を發し、

「前總督宇垣閣下の練達適切なる施設と不撓非凡なる努力とに依り、今や疆內の人心は安定し、產業經濟の開發は實に目覺ましきものがあるのであります。不肖置しきを以て擔らず總督の重任を拜したる以上は、御詔書の　御聖旨を奉體し、之等先輩各位の銳意築き上げたる治績に對し、一意之が伸暢充實に努め、民力の發達康福の增進、產業の發展を圖り、更に進んで眞に內鮮融和の實を擧げ、一視同仁の　御聖旨に副ひ奉りたいと思ふのであります。惟ふに東洋平和の根基は日滿兩國の不可分關係を益々堅確牢固ならしむるにあります。而も朝鮮と滿洲國とは接壤の關係にありますので、兩民族は眞に一丸として共存共榮を期せねばなりませぬ。」

と宣して先づ朝鮮統治の第一石を投じ、着任匆々道知事會議を召集し(昭和十一年九月二十四日)(第一次道知事會議)前期の中心施設たる農山漁村振興運動の根本方針は之を變改せざること、其の他統治上の重要政策も前緒

を續いで之が完成を期すべきことを告げ、殊に內・鮮・滿を一貫する一義的經綸の必要を强調した。

而して翌昭和十二年四月、第二次道知事會議を開催し、玆に國體明徵・鮮滿一如・敎學振作・農工併進・庶政刷新の五大政綱を發表して、其の政治の嚮ふところを闡明した。是れ卽ち前記の聲明に呼應するものであつて、同時に向後に處する庶政展開の具體的指標に外ならぬのである。尙ほ又此の直前卽ち昭和十二年三月十四日、恰も五箇條御誓文奉戴七十周年記念日に當り總督の謹話を發表し、我が國は東亞鎭護の自主的經綸の下に確乎不動の國是に向つて勇往萬進しつゝあるのであるが、殊に我が半島は鮮滿一如・日滿一心の實を擧ぐるに最も重要なる位置にあるのみならず、半島文化開發の第二次四半世紀の劈頭に立ちつゝあることを自覺せねばならぬとの警告を與へた。之を以て本期施政の根本方針が那邊に存するかを窺知することが出來る。

されば我が國が一朝非常時局に直面し、且つ其の恒久化に伴ひ、半島統治の使命に一層の負荷を加重するも、如上五大政綱に些かの變改あるべからざるのみならず、寧ろ此の完遂こそ其の目的を達成し得べき唯一の方法たるは論を俟たぬ所である。從つて本期の施政は右五大政綱の强化具現と時局體制の徹底擴充とに外ならぬのであると斷言することが出來ると思ふ。就中本期施設の最大方針が內鮮一體の徹底的具現に存することは南總督自身の斷言する所であつて、

「本事變の齎せる直接間接の形而上下に亙る影響と吾人の施行せる事跡とを檢討するに五大方針は統治の根本趣旨たる內鮮一體の本流に沿ふて一層新たなる意義を帶び、其の實績を擧げ得たることに想到し得るのであります」（昭和十三年四月道知事會議訓示）

とあるのは注意すべきである。輒ち之が具體的施設としては敎育令改正となり、志願兵制度となり、氏制度の創始・中央協和會（內地在住朝鮮人の保護指導機關）との聯絡等となつて、該精神が著しく本期に光彩を放つに至つた。然れども半島が大陸前進基地たる大使命の遂行に當つて必要なるは精神的要素の外、更に物質的要素の完備に俟たねばならぬ。玆に於てか、一面地下資源開發奬勵となり、產米增殖計畫の再興となり、其の他種々重要なる施設となつて顯はれた。就中、國家總動員法の發動は半島施設の內地從屬性を確認すると共に、我國戰時經濟下に於ける朝鮮が受持てる役割の愈々重且つ大なるを感銘せしめた。

又本期の一大特色とも謂ふべき、鮮滿一如・日滿不可分の理想實現に就いては既述の通りであるが、彼の昭和十二年十月、朝鮮總督と關東軍司令官の圖們會見以來、滯匪及び密輸の共同對策を首め、鴨豆兩江に於ける橋梁架設・鴨綠江共同技術員會組織竝びに水力發電計畫・郵便遞送の簡捷及び電話の接續等、治安・產業・交通・文化等の諸部門に亙つて凝滯なく協定の實現を見、益々兩者の關係密接を將來しつゝある。

次に本期に於て特記すべきは時局に對する處理の外、昭和十四年夏期に於て全鮮に蒙つた未曾有の旱害對策であつて、前進兵站基地たる使命を有する半島が、此の時局下に於て斯かる慘禍に遭遇したことは實に多大なる打擊と謂はねばならぬ。之が對策上最も必要なるは心的・物的兩方面の振興を竝び期することであるが幸にも前期以來本府の熱心奬勵し來つた所の農村振興自力更生運動は、方に之に適合する所のものであり、又一昨年以來時局下に活動進展しつゝある國民精神

總動員朝鮮聯盟愛國班の活躍は、前者と相俟つて時艱克服生業報國の上に多大なる効果を顯はしつゝある。以下夫々本期施設に對し、稍々詳細に之を記することゝする。

第二官制

概說　先づ前期に於ける首題の體制を概觀するに、昭和七年二月宗教課を社會課に併合して、學務局に於て管轄することゝなし、又昭和七年七月山林部を廢止して新たに農林局を設置し、次に同月土地改良部を廢すると共に、從來殖産局に屬せし農務課を農林局に移し、尚ほ土地改良課、水利課、林政課及び林業課を同局に置き、尋いで第二次稅制整理の完成と相俟つて、昭和九年四月朝鮮總督府稅務官署官制の公布を初めとし、朝鮮總督府地方官々制、其の他關係諸法規の改正を見てゐる。而して是等體制に伴ふ諸法規の制定整備せられたことは、前編各項分說の通りである。斯くして昭和十一年八月五日本期を展じた南政治は、昭和十二年七月七日に於ける支那事變の勃發に逢着し、前叙五大政綱の强化具現を根基とせる時局體制の徹底擴充を眼目として邁進し、之に伴ふ制度の全般は總べて此の線に副つて整備せらるゝに至つた。本期施政纔か約四年を經過せる今日に於て制度の全貌は實に半島政治史上未曾有の躍進を示し、或は本府官制中改正、或は本府部內臨時職員設置制中改正或は地方官々制中改正等々、夫々當該局課の機構に、人員の增配に極めて多岐廣汎に亙る改正を見、之が詳解をなすは到底限られたる紙面の能くするところに非らざるのみならず、自然以下各節に於て觸るところあるを以て、本節に於ては、常に本期始政以來に行はれたる本府及び所屬官署の分課、廢合狀況を一瞥し、以て興亞聖業途上に於ける前進基地たる官制の一班を覗ふことにする。

本府及び所屬官署の分課

(一)　總督官房部面　從來總督官房に所屬せし外務部は、昭和十四年八月二日勅令第五百三十二號を以て**外事部**に獨立し、本部に外務課及び拓務課を設置した。

又同じく官房に所屬せし資源課が、昭和十四年十一月二十八日勅令第七百九十三號を以て、獨立して**企畫部**となり、本部に第一課、第二課、第三課及び第四課を置き國家總動員計畫の設定及び遂行に關する綜合事務竝びに時局に緊要なる物資の配給の調整に關する事務を掌らしむることゝなつた。

(二)　殖産局部面　昭和十三年五月二十日訓令第二十七號を以て、鑛山課にて管掌せる産金に關する事項を分割して新たに**産金課**を設置し、更に昭和十三年九月二十八日訓令第五十八號を以て**燃料課**を置き、燃料に關する事項を管掌し、之と同時に臨時物資調整課を設け、時局に緊要なる物資の需給調整に關する事務を掌理することにした。其の後、臨時物資調整課は、昭和十四年十一月二十九日企畫部の設置と共に訓令第六十五號を以て之を廢止し、更に昭和十五年二月三日訓令第五號により**物價調整課**を設置、價格等の調整に關する事務を掌理することゝなつた。

(三)　農林局部面　昭和十三年八月八日訓令第四十八號を以て**畜産課**を置き、畜産に關する事項を管掌し、昭和十五年二月三日訓令第五號を以て、從來の米穀課を**糧政課**、**食糧調査課**に改め、米

穀に關する機構を强化することゝした。

(四) 法務局部面　昭和十四年十二月二十七日訓令第八十號を以て**刑事課**・**民事課**及び行刑課を置き、從來の法務課管掌事務は民事・刑事兩課に於て分掌することになつた。

(五) 警務局部面　昭和十四年二月三日訓令第七號を以て、**防護課**を設置し防空・消防及び水防に關する事項を掌理することにし、又昭和十五年二月三日訓令第五號を以て**經濟警察課**を設置し、經濟警察に關する事務を掌ることになつた。

(六) 學務局部面　昭和十四年七月一日訓令第三十六號を以て、從來學務局所屬の觀測所を獨立せしめて氣象臺と改稱した。

(七) 鐵道局部面　昭和十三年六月二十八日訓令第三十六號を以て、工務課を分割して保線課・改良課の兩課を置くことゝした。

(八) 其の他　昭和十一年十二月十一日勅令第四百三十二號を以て、保護觀察所及び保護觀察所審査會の設置を見、又昭和十三年二月二十二日勅令第九十五號を以て陸軍特別志願兵令公布となり、尋いで同四月三日府令第七十號を以て陸軍兵志願者訓練所が開設された。

本府及び所屬官署分課現狀（昭和十五年七月一日現在）

- 總督官房
  - 秘書官室
  - 審議室
  - 人事課
  - 文書課
- 會計課
- 國勢調査課
- 內務局
  - 地方課
  - 社會課
  - 土木課——內務局土木出張所
  - 地方官吏養成所
- 財務局
  - 稅務課
  - 關稅課
  - 司計課
  - 理財課
  - 稅務官吏養成所
- 殖産局
  - 商工課——度量衡所
  - 物價調整課
  - 燃料課
  - 鑛山課——地質調査所
  - 産金課
  - 水産課
  - 燃料選鑛研究所
  - 商工獎勵館
  - 鑛業工業養成所
  - 農務課
  - 畜産課

朝鮮總督府

第七期　南總督時代

- 農林局
  - 農村振興課
  - 農政課
  - 畜産調査課
  - 土地改良課
  - 林政課
  - 林業課
- 法務局
  - 刑事課
  - 民事課
  - 行刑課
- 學務局
  - 學務課
  - 社會教育課——博物館
  - 編修課
  - 中堅青年修練所
  - 教學研修所
- 警務局
  - 警務課
  - 防護課
  - 經濟警察課
  - 保安課
  - 圖書課
  - 衛生課
  - 發破技術員養成所

- 外事部
  - 外務課
  - 拓務課
- 企畫部
  - 第一課
  - 第二課
  - 第三課
  - 第四課
- 中樞院
  - 庶務課
  - 調查課
- 通信局
  - 庶務課
  - 監理課
  - 保險管理課
  - 保險運用課
  - 保險業務課
  - 經理課
  - 工務課
  - 電氣第一課
  - 電氣第二課
  - 海事課——海事出張所
  - 航空課
  - 通信吏員養成所
  - 海員養成所
  - 電氣工士養成所
- 貯金管理所
- 郵便局
- 電信局
- 電話局
- 郵便所
- 飛行場

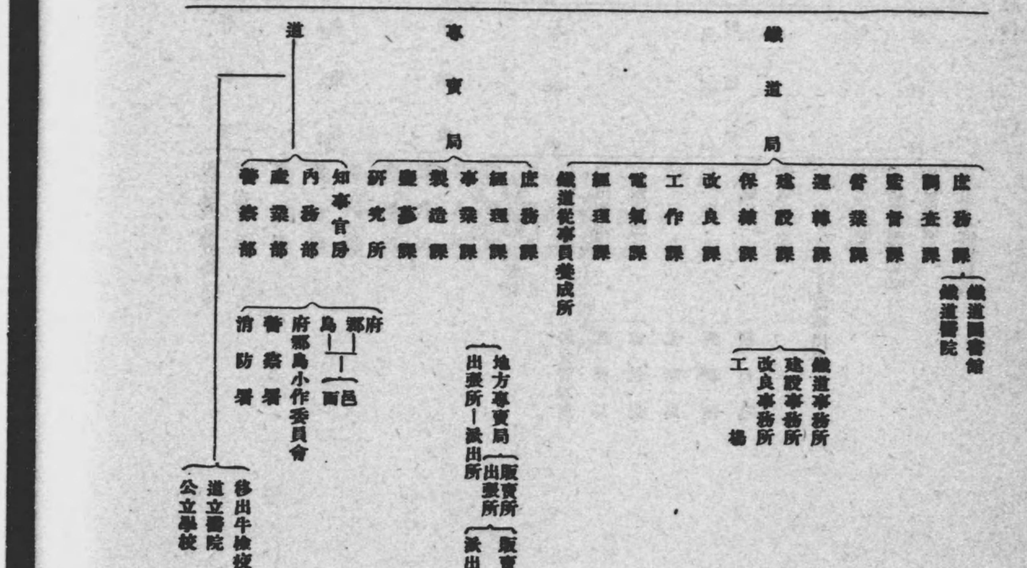
總督官房
庶務課
會計課
統計課
統計調查會
統計調查員

- 中央試驗所
- 農事試驗場
- 鑛物檢査所
- 水產製品檢査所
- 種馬牧場
- 種羊場
- 獸疫血淸製造所
- 林業試驗場
- 水產試驗場
- 京城帝國大學——醫學部附屬醫院／附屬圖書館／附屬生藥研究所
- 官立學校
- 圖書館
- 陸軍兵志願者訓練所
- 氣象臺
- 朝鮮史編修會
- 滿洲開拓民志願者訓練所

第三　地方自治制度の完成

一　地方制度

行政區劃の沿革　本府開設當初に於ける一般地方行政機關としては、全鮮十三道の下に、十二府、三百十七郡、府郡の下に四千三百二十二面を置き、之に道長官、府尹、郡守、面長及び夫々當該補助機關を配置して地方行政の圓滑を期した。而して之等の行政區劃は、專ら舊韓國時代の區劃を其の儘踏襲したものであつて、其の地域、戶口、資力等に於て甚しき不同あり、就中面に於て其の差著しく、自然之が爲、彼此面民の間に負擔の均衡を失し、其の行政上に及ぼす支障は蓋し尠少ならざるものがあつた。依つて諸般秩序の整頓するや、直ちに行政區域廢合の調査を開始し、大正三年三月以降に於て之が釐正を所期するに至つた。輒ち府に在りては府政施行上成るべく地域を限縮し、且つ從來府の下に置きたる面を廢し、郡に在りては面積約四十方里、戶數一萬戶、面に在りては大體戶數八百戶、面積約四方里の標準に依り、府は從前と同じく十二府とし、郡は九十七郡を減じて二百二十郡とし、面は最初一千八百を減じ、其の後數次の廢合を行ひ、結局二千三百五十一邑面と爲した。

尙ほ各郡の內、濟州島及び鬱陵島の二郡は、地理上に於ける特異なる關係より大正四年五月、島となし、又京畿道開城郡松都面竝びに咸鏡南道咸興郡咸興面は、何れも從來の府に遜色なき實質を備ふるに至りたるを以て、昭和五年十月之を府と爲して府政を施行した。尋いで昭和六年四月には、

面制第四條三の規定に依り、從來の面中四十一面を邑に指定し、其の後昭和六年十一月南原・金堤・順天・羅州・蔚山・金海・三千浦・興南の八邑、昭和九年四月惠山・羅津二邑、昭和十二年七月安城邑外十六邑、昭和十三年十月平澤邑外十一邑を夫々設置し、且つ昭和十年十月忠淸南道大田邑・全羅北道全州邑及び全羅南道光州邑を夫々府に昇格せしめて以て本期に入つた。

本期行政區劃の現狀　晩近に於ける鮮內都邑の發達は實に著しきものあり、其の人口・經濟資力・都市的施設等各般の態勢に於て、府邑の實質・外觀を具備するに至りたるもの多く、且つ又從來の府及び邑に近接せる地域にして異常なる發展を遂げ、宛然之等の府邑と一連の實體を形成するものが所在に現出した。是等の情勢に卽應して府邑を新設し、又府邑の區域擴張を實施せしものは下の通りである。

(1)　府の新設

府名	施行年月日
羅津府	昭和十一年十月一日
海州府	昭和十三年十月一日
晋州府	昭和十四年十月一日

(2)　府の區域擴張

府名	施行年月日
仁川府	昭和十一年十月一日（第一次） 昭和十五年四月一日（第二次）
咸興府	昭和十二年四月一日

(3)　邑の新設

道名	邑名	施行年月日
京畿道	安城邑	昭和十二年七月一日

開城府	昭和十三年四月一日
平壤府	同
鎭南浦府	同
大邱府	同
淸津府	昭和十五年四月一日

全羅南道	松汀邑	同
同	筏橋邑	同
同	康津邑	同
同	榮山浦邑	同
慶尙北道	永川邑	同
同	甘浦邑	同
同	醴泉邑	同
慶尙南道	方魚津邑	同
同	居昌邑	同
黃海道	延安邑	同
同	載寧邑	同
同	信川邑	同
江原道	長箭邑	同
同	原州邑	同
咸鏡南道	新浦邑	同
咸鏡北道	吉州邑	同
京畿道	平澤邑	昭和十三年十月一日
同	利川邑	同
忠淸南道	論山邑	同
同	長項邑	同

(4)　邑の區域擴張

道名	邑名	施行年月日
京畿道	水原邑	昭和十一年十月一日
咸鏡北道	雄基邑	同
忠淸北道	淸州邑	昭和十二年四月一日
咸鏡南道	興南邑	同
咸鏡北道	城津邑	昭和十三年四月一日
慶尙南道	晋州邑	昭和十三年七月一日

慶尙南道	河東邑	同
同	固城邑	同
同	長承浦邑	同
黃海道	瑞津邑	同
同	長淵邑	同
同	安岳邑	同
江原道	三陟邑	同
同	庫底邑	同
黃海道	黃州邑	昭和十四年十月一日
平安南道	順川邑	同
平安北道	北鎭邑	同
咸鏡南道	端川邑	同

忠清南道	公州邑	昭和十三年十月一日	
同	天安邑	同	
慶尚北道	金泉邑	同	
同	浦項邑	同	
江原道	原州邑	同	

地方稅の賦課に關する事項　昭和十一年度より實施に係る地方稅制整理に伴ひ、道に營業稅附加稅、道府邑面に鑛稅附加稅を新設すること、爲り、昭和十一年一月八日附を以て府令第五號地方稅の賦課に關する件を發布した。

府會議員增員選擧の特例　府の區域を擴張したる場合に於て新たに府に編入したる地域は、舊府內に比し都市的狀況に於て幾分狀態を異にし、府の施設又は負擔關係等に在つても考慮を要するものあり、從つて府會を通じて反映すべき民意の如きも、當分の間右狀態を加味せしむるを適當と思料すれども、現行規定に依る增員選擧は、新舊府域を通じて之を執行する關係上、新編入地域に於ける選擧權者僅少なるときは、或は編入地域より當選者を出さざる場合を生じ、其の實狀に副はざるものあるを以て、之が救濟の爲增員選擧に限り、特別の方法を講ずるを適當なりと認め、府の區域變更に因り府會議員の定數を增加したる場合、右增員選擧と併せて補闕選擧を行ふ場合に於て道知事特別の事情ありと認めたるときは、朝鮮總督の認可を受け區域を定めて選擧分會を設けることを得しめ、選擧分會の名稱及び其の區域竝びに各選擧分會に配當すべき議員數は、道知事に於

全羅南道	統營邑	昭和十四年四月一日
黃海道	瑩二浦邑	同
咸鏡南道	興南邑	同
江原道	春川邑	昭和十四年十月一日

て之を定むることゝし、昭和十一年五月二日附を以て、府令第三十二號府會議員ノ增員選擧ニ關スル特別ニ關スル件を發布した。

地方稅制整理要綱　地方稅制調査委員會は、昭和十年五月十三日以降三回に亙り會議を開催し、內務局案を議題として愼重審議を盡したる結果、左の整理要綱を決定し、昭和十一年度より之を實施した。

(一)　整理方針

(一)　負擔の公平を圖る爲に左の各號の措置を爲すこと

(イ)　過渡的に設けられたる不合理なる稅の改廢

(ロ)　細民課稅の廢止又は輕減

(ハ)　人稅と物稅及び物稅相互間の調和

(二)　國體財政の調整を圖る爲に左記各號の措置を爲すこと

(イ)　道の財政調整を圖る爲左の措置を爲すこと

第一次　穀物檢查國營に伴ふ地方費補助既定豫算額の範圍內に於て各道の財政を調節すること

第二次　第一次實行案に依り、各道の財政を調節し得るは小範圍に止まり、團體相互間に於ける負擔の均衡を期することと不充分に付　(一)既定補助金中補助率の改訂等に依り整理可能のものは、之を整理して調節を圖り　(二)新規又は將來增加せらるべ

| 系統 | 系統 | | |

			不動産取得稅	現行率			
				不動産取得稅附加稅	百分の二十五		
			營業稅	現行率			
			雜種稅	鋼民課稅の輕減を期す			

註

一　道稅特別所得稅の稅率欄の所得稅とは、法人の本店又は主たる事務所の所在地に於て賦課せらるゝ所得稅を指す。

二　道稅戶別稅の稅率欄　(イ)は京畿道・忠淸北道・忠淸南道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道・慶尙北道・慶尙南道及び黃海道に於ては(イ)一圓二十錢(ロ)一圓十錢とする。

三　府邑面營業稅附加稅の稅率は、現に百分の八十以上を課せるものは之を百分の八十とし、現に百分の八十未滿を課せるものは、當分の間現在率の儘とする。

四　營業稅附加稅の稅率欄の三年間とは、營業種別定登錄ありたる月より三年間を指す。

五　家屋稅の稅率欄の西北鮮六道とは、黃海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道及び咸鏡北道を指す。

六　府の第二部特別經濟の家屋稅附加稅は、昭和十一年度以降每年度昭和十年度稅率の三分の一宛を減じ、昭和十三年度に於て全廢することゝし、其の財源不足額は戶別稅附加稅の增徵に依り補塡するものとす。

七　咸鏡北道に於ては、收益稅として林野の新設を認める。但し當初は稅率を可及的輕からしむること。

八　各稅の稅率中、現行率と記載しあるものゝ內稅率に制限なきものは、從前の例に依り課することを認むるものであつて、條例規則の定むる所に依り增減するは差支ない。

九　道稅營業稅及び準輔稅竝に府邑面稅・雜種稅は、各課稅客體相互間の均衡、納稅の負擔輕減を圖る趣旨を以て、財政上支障なき限度に於て整理するものである。

十　不動產取得稅は家屋の新築・增築又は改築の場合にも之を課するものとする。

十一　府の特別戶別稅は之を廢止せしむ。

(三)　**府面財政調整補助金**　道が府面に對し、財政調整の爲補助すべき財源として道稅の增收を認めたる金額は左の通りである。

道名	金額	道名	金額
京畿道	一六、四八二圓	黃海道	二九、八六一圓
忠淸北道	七、八〇〇	平安南道	二四、三〇〇
忠淸南道	四、二〇〇	平安北道	三六、七四八
全羅北道	一六、一〇〇	江原道	二七、一五〇
全羅南道	一一、九七二	咸鏡南道	一四、四九八
慶尙北道	二一、七七六	咸鏡北道	二〇、八〇二
慶尙南道	一八、六二七	計	二五〇、四二六

(四)　**道稅戶別稅の記當方法**　道稅戶別稅は左の方法に依り府邑面に配當する。

(一)　賦課總額の二分の一は、之を前年度四月一日の現住戶數に依り配當する。

(二)　賦課總額の二分の一は、前々年度に於て府邑面住民(法人を除く)の朝鮮內に於て賦課を受けたる左の諸稅の和に依り配當する。但し昭和十一年度分に付ては第三種所得稅は昭和九年度賦課額の二倍とし、家屋稅は之を除外し、昭和十二年度分に付ては、家屋稅は昭和十一年度賦課額に依る。

直接國稅　地稅・第三種所得稅・營業稅・鑛稅

直接道稅　林野稅・家屋稅

(五)　家屋稅の賦課方法

(一)　建物の坪數を標準とし、等差を設けて賦課する

(二)　賦課率の等差は、左の方法に依り定むる

(イ)　府邑面の地域に依り地域等級を設く

(ロ)　地域等級毎に敷地等級を設く

(ハ)　建物の種類構造に依り等級を設く

(ニ)　建物の用途に依り等級を設く

(三)　建物の坪數は、朝鮮式建物に在りては一間（間數の計算は建坪數の計算の例に依る）を一坪と看做す

(四)　建坪六坪又は六間未滿の建物には家屋稅を課せず。但し道の實狀精査の結果若干の增減を認むる

地方官吏養成所の設置　地方行政の伸展に伴ひ、地方行政官吏の訓練補充の要切なるものあるに鑑み、本府は大正七年以來判任見習講習會を開催し之が訓育に努めたが、本施設の恒久化と訓育の徹底を期する爲、同十一年八月府令第百二十一號を以て行政講習所規程を發布し、次いで同十二年六月勅令第二百九十六號を以て本府官制を改正して內務局に行政講習所を置いたが、行政整理の趣旨に依り同十四年三月三十一日限り之を廢止した。然れども時勢の進運は地方官吏に優秀なる人材を配置するに非ざれば、地方行政の刷新を期し難き事態に直面したるを以て、昭和十一年九月府令第八十七號を以て朝鮮總督府地方官吏養成所規程を發布し、文官任用令に規定する判任文官の資格ある者に對し、一箇年間の敎養を施し、以て地方官吏の素質向上に善處しつゝある。

朝鮮地方選擧取締規則適用範圍の擴張　從來朝鮮地方選擧取締規則は、面協議會員の選擧に付ては之を適用せざりしが、晩近農村に於ける民度の進展、選擧觀念の向上顯著なるものあるに鑑み、面協議會員の選擧に付ても原則的に之を適用し、以て選擧の公正を期すべく、昭和十四年二月府令第二十二號を以て、同選擧取締規則に改正を加へた。

各道產業部の設置　地方官々制第十二條第二項の規定に基づき、昭和五年四月告示第二百七號を以て、產業の發達著しき京畿道、全羅南道、慶尙北道及び慶尙南道の四道に產業部を設置したが、其の後爾餘の各道に於ける產業また比年急速なる發展を遂ぐると共に、內務部に於ける一般行政事務亦遞增し、內務部管掌事務量過大となりたるを以て、昭和十三年六月各道に產業部を設置して地方行政運營上の圓滑を期した。

仁川及び羅津府尹の昇格　仁川府及び羅津府は、比年異常なる發展を遂げ、府尹の外部との折衝亦激增したるに依り、其の對外的地位の向上を圖ると共に、有能練達の士を配して府政運營上遺憾なからしむる爲、昭和十三年五月高等官々等俸給令を改正して、釜山、大邱及び平壤の各府尹と同等に昇格せしめた。

公職者召集解除の復職　道會議員、府會議員、邑會議員又は面協議會員にして、支那事變に際し召

集の爲、其の職を失ひたる者召集を解除せられたるときは、其の復職を認め、以て應召者の身分を保證することゝし、昭和十四年三月制令第一號「支那事變ニ際シ召集中ノ者ノ議員等ヘノ復職ノ件」の公布あり、學校組合會議員の復職に就いても同樣の取扱を爲すべく、同日附を以て府令第二十號「支那事變ニ際シ召集中ノ者學校組合會議員ヘノ復職ニ關スル件」を發布した。

從軍軍人、軍屬に對する地方稅の減免及び納稅の延期　支那事變の爲、從軍したる軍人及び軍屬に對しては、地方稅の負擔を輕減し以て後顧の憂を尠からしむるの要あるを認め、昭和十二年十一月地第四四〇號內務局長通牒を以て出征したる軍人及び軍屬竝びに應召軍人に對しては、地稅附加稅、營業稅附加稅、戶別稅、戶別稅附加稅、特別營業稅及び戶別稅附加金に限り之を減免し、又は其の納稅の延期を認むることに措置した。

市街地計畫事業特別稅の新設　曩きに朝鮮市街地計畫令の施行に因り、府又は邑に於て市街地計畫事業として各種の土木事業を實施するものが漸增の傾向に在つた。然るに行政廳の施行する市街地計畫事業の實施に要する經費は、當該行政廳の統轄する公共團體の負擔に屬し、之が事業費財源を受益者負擔金等の特定財源に求むるも尙ほ財源に不足を來し、一般財源に依り之を補足するの要あるも、既定財源の範圍內に於て之が支辨困難なるの實情に鑑み、昭和十二年二月十六日政務總監通牒を以て、新たに市街地計畫特別稅の賦課を認め、之が稅目及び稅率を左の如く限定した。

地稅割　地稅の百分の二十以內

營業稅割　營業稅の百分の二十二以內

家屋稅割　家屋稅の百分の四十以內

車輛稅割　車輛稅の百分の四十以內

不動產取得稅割　不動產取得稅の百分の四十以內

特別營業稅割　特別營業稅の百分の二十以內

而して右特別稅は、新設の當初より前揭制限一杯を賦課するときは、府邑民の負擔急激に增嵩するのみならず、將來の財源を枯渴せしむるの虞あるを以て、事業執行の狀況を考慮し、漸次增額して制限額に達せしむることゝした。

總督認可事項の整理　市街地計畫事業の實施に伴ひ、受益者負擔金の徵收を必要とするに至りたるを以て、之が賦課徵收に關する府條例又は邑面規則の設定變更を、新たに總督の認可事項たらしむると共に、事務簡捷の目的を以て、上水道使用料の賦課徵收に關する府條例又は邑面規則の設定改廢を道知事の認可事項に移し、（昭和十二年八月關係府令改正）更に府に於ける投票分會の設定を府尹の專決事項たらしめた。（昭和十四年四月府令第六十二號）

國策會社に對する地方稅の減免　國に於て、營業稅及び所得稅を賦課せざる國策會社に對しては、地方團體に於ても、國策に順應し當該會社の業種に依り、地方稅の全部又は一部の賦課を禁止するを適當と認め、昭和十三年府令第百六十九號及び二百三十號、竝びに昭和十四年府令第百五十二號を以て「地方稅ノ賦課ニ關スル件」（昭和十一年府令第五號）中一部改正を加へ、必要なる規定を追加した。

右國策會社とは卽ち製鐵事業者、人造石油製造會社、日本產金振興株式會社、航空機製造會社、朝鮮マグネサイト開發會社及び輕金屬製造事業法の規定に基づき設立したる會社等である。

地方稅制の改正と地方財政調整補給金制度の創設　昭和十五年度國稅の改正に順應し、地方的租稅負擔の不均衡を是正し、併せて地方財政の調整を圖る目的を以て地方稅の改正を行ふと共に、地方財政調整補給金制度を創設したが、其の概要次の通りである。

(一)　地方稅制の改正

(一)　國稅法人所得稅及び遊興飲食稅の增徵に伴ふ地方稅法、入稅及び助興稅の廢止　國稅に於て法人所得稅の賦課方法を改正すると共に稅率を增嵩し、遊興飲食稅に就いても亦稅率を增嵩し、且つ是等に對しては、地方團體に於て附加稅を賦課することを禁止せるを以て、左の地方稅は之を廢止した。

（道稅）
第一種所得稅附加稅
特別所得稅

更に、國稅揮發油稅の稅率增嵩に因る營業者の負擔增嵩を可及的緩和せしむる目的を以て、道稅車輛稅及府邑面稅車輛稅附加稅の中、自動車及び自動自轉車に對する稅額を凡そ二割程度輕減せしめた。是等の廢稅又は減稅に依り、地方團體の既定歲入に約二百十萬六千二百圓（但し昭和十五年度歲入見込額）の缺陷を生ずるを以て、右に就いては從前の稅制に依り、將來地方團體の

（府邑面稅）
特別所得稅附加稅
助興稅

收入し得べき當該稅收入相當額を國稅の增徵に依る國庫增收額より之を補給することゝし、以て地方財政經理上支障なからしむることゝした。

(二)　國稅第三種所得稅の增徵に伴ふ地方稅人稅系統諸稅の負擔の輕減及び調整　地方稅の中樞を爲す人稅系統諸稅は、逐年之が負擔の增嵩を餘儀なからしめたるのみならず、將來初等教育の擴充に關聯し、益々其の負擔を累加せんとする趨勢に在り、加ふるに之が地方的負擔は著しく不均衡にして勢ひ富の都市集中を激增し、農山漁村の疲弊を一層深刻ならしむるに至る狀勢に在り、地方人稅負擔の輕減調整を爲すは、地方稅制上刻下の急務とせる所である。是を以て今次の改正に際し、國稅第三種所得稅の賦課方法を一部改正すると共に、總額に於て約三割五分の增徵を行ひ、之に依る國庫增收額より本稅總額の二割程度を地方に分與し、地方稅人稅系統諸稅の負擔の輕減及調整を行ふこと、した。

斯かる趣旨を以て、道稅戶別稅、府邑面戶別稅附加稅及び學校費戶別稅附加金の制限課率を左の如く改正した。

	舊	新
道稅戶別稅	現住戶數一戶に付 平安南道、平安北道 江原道、咸鏡北道 咸鏡南道　一圓十錢 其の他の道　一圓二十錢	賦課指數一箇に付五圓
府稅戶別稅附加稅（一般經濟）	當該年度府稅豫算總額の百分の四十五	賦課指數一箇に付十圓

邑稅戶別稅附加稅	現住戶數一戶に付四圓	賦課指數一箇に付十圓
面稅戶別稅附加稅	現住戶數一戶に付二圓（制限外賦課率一戶に付二十錢を含む）	賦課指數一箇に付十圓
學校費戶別稅附加稅	現住戶數一戶に付一圓九十錢	賦課指數一箇に付十二圓

即ち從來の制限課率は、現住戸數又は府稅豫算總額等所謂外形標準主義に依りたる爲、各團體毎に之を見るときは、其の戸數の多寡又は貧富の差異等に依り、各納稅義務者の負擔額に著しき逕庭を生じ弊害尠からざりしを以て、之を資力標準主義に改め、賦課標準額千二百圓を指數一箇とし、該指數を基準として同種の團體に於ける制限を凡て同率と爲した。故に將來に於ては、住民の所屬團體を異にするの故を以て、同種の地方稅に於ける負擔に著しき懸隔を生ずるが如きことなきを期した。

府第二部特別經濟戶別稅附加稅に就いては、從來とも課率の制限を設けざりしところなるのみならず、其の實負擔額に於ても、學校費戶別稅附加稅の夫に比し比較的低額なるを以て、差當り課率の制限を設くる必要なく、且つ又府第二部特別經濟に在りては、學校費の臨時費支辨財源たる特別賦課金に相當する財源をも、戶別稅附加稅に依り一括課稅せる等、學校費と稅制の建前を異にせる關係上、之が課稅を限定し難き事情もあり、法令上の課率制限は設けざることゝせるも、之が實施に當りては、學校費と同樣の趣旨を以て運用宜しきを得せしむることゝした。尙ほ府第一部特別經濟戶別稅附加稅及び學校組合戶別割に就いても、從前の通課率の制限は之を設けざりしも、府第二部特別經濟及び學校費の趣旨に準じ負擔の調整を行はしむることゝした。以上の如く、各團體の人稅系統諸稅の制限課率を統制したる爲、多數の團體に於ては當該稅收入に相當の減收を來すに至つた。即ち道稅戶別稅に於て八十五萬二千七百圓、府一般經濟邑面戶別稅附加稅に於て二百四十八萬四千九百圓、府第二部特別經濟戶別稅附加稅及び學校費戶別稅賦課加金に於て二百二十四萬四百圓（但し第二次擴充計畫に依る昭和十五年度增徵豫定額を加算したるものに對する減收）府第一部特別經濟戶別稅附加稅及學校組合戶別稅に於て二十四萬七千七百圓、合計五百八十二萬五千七百圓の減收を來したが、右に對しては前述の如く國庫增收額の一部を地方に分與し、道府邑面に對しては財政調整補給金として、府特別經濟學校費及び學校組合に對しては國庫補助として之を補塡せしむることゝした。

(三)　地方稅物稅系統諸稅の增徵　時恰も興亞の聖業を完遂すべきの秋、各種國策事業の施設は中央及び地方を通じて益々其の財政需要を增嵩し、從つて昭和十五年度以降、道府邑面に於ては、既定計畫又は新規計畫に依る國庫補助事業遂行の爲、總額八百萬圓の新規財源を必要とするに至り、之が財源捻出の一策として、國稅の地方分與額中百七十三萬圓を之に充用せしむることゝしたが、尙ほ相當多額の財源不足を生ずる狀態なるのみならず、一面從來の地方稅に於ては、物稅系統諸稅は人稅系統諸稅に對比し、其の負擔の程度一般に輕微にして、地方稅相互間の權衡を失せる等の事情に鑑み、左の物稅系統諸稅に相當の增徵を爲し、以て新規財政需要に對應すると共に地方稅相互間の權衡を得せしむることゝした。

	舊	新
道稅		
地稅附加稅	平安南道、平安北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道地稅の百分の八十	同上地稅の百分の八十八
營業稅附加稅	其の他の道地稅の百分の六十八	同上地稅の百分の七十五
營業稅	營業稅の百分の二十	營業稅の百分の二十六

家屋稅	黃海道、平安南道、平安北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道、課稅家屋坪數平均一坪に付九錢	同上
	其の他の道 同 十錢	同 十三錢
府邑面稅 地稅附加稅	府 地稅の百分の六十八	同 同上 地稅の百分の七十五
	邑面 地稅の百分の五十三	同上 地稅の百分の七十二
營業稅附加稅	營業稅の百分の八十	（現行の通）
家屋稅附加稅	府 家屋稅額	同上（現行の通）
	邑面 家屋稅の百分の四十	同上 家屋稅の百分の六十

即ち地稅附加稅は、道、府、邑面を通じ約一割を增徵し、營業稅附加稅に付ては、國稅たる本稅に於て約五割の增徵を行ひたるに因り、附加稅の稅率は從來の儘之を据置き、稅額に於て約五割の增徵を爲すことゝした。但し道稅營業稅附加稅に付ては、從來別に羅災救助基金積立の爲、本稅の百分の二十迄賦課することを認め、之れ亦約五割の自然增收を得ることゝなるべきも、同基金積立財源は、此の際增加を要せざるを以て、其の增加分を道一般財源に充當せしむることゝし、罹災救助基金積立財源としての制限を百分の六に低下すると同時に、一般財源としての制限を百分の四に低下した。家屋稅に付ては、本稅約四割を增徵し、附加稅の課率は從來の儘之を据置き、之れ亦約四割を增徵せしめた。（邑）面の家屋稅附加稅は從來の制限外賦課率百分の二十を加算し之を法定課率に改むる以上、各種物稅の增徵に依る新規財源六百三十一萬九千圓と、前述の國庫分與額百七十三萬圓とを以て、當面の財政需要に對應せしむることゝした。尙ほ國稅の改正に於て、小面積又は地價小額の自作農地に對する地稅を免除することゝ爲したるに因り、地方稅たる地稅附加稅に減少を來すを以て、將來是等の地稅免除地に對しては、道は特別地稅、府邑面は特別

地稅附加稅を賦課することゝし、之が稅率は、從來該免稅地より得たる地稅附加稅收入額を限度とし左の通り定めた。

道稅 特別地稅	平安南道、平安北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道	地價の千分の十四
	其の他の道	地價の千分の十二
府稅 特別地稅附加稅	平安南道、平安北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道	特別地稅の百分の八十
	其の他の道	特別地稅の百分の九十四
邑面稅 特別地稅附加稅	平安南道、平安北道、江原道、咸鏡南道、咸鏡北道	特別地稅の百分の七十七
	其の他の道	特別地稅の百分の九十

(二) 地方財政調整補給金

附 初等教育費國庫負擔增加

今次國稅の改正に依り、國庫增收額の一部を以て分與せらるべき地方財源は、之を地方財政調整補給金として統一し、之に依り稅制改正に基づく地方團體の既定財源の減收補塡竝びに新期財政需要に充當せしむると共に、團體相互間の財政調整を圖ることゝ爲した。卽ち昭和十五年度に於ては、法人稅外各稅の廢減に依る減收補塡の爲二百十萬六千二百圓、人稅系統諸稅の負擔調整の爲三百三千三萬七千圓、新規財政需要竝びに團體の財政調整の爲百七十三萬圓、總額七百十七萬三千八百圓を地方財政調整補給金とし道、府、邑面に交付することゝした。而して是等補給金の內、人稅系統諸稅の負擔調整の爲にする補給金は、將來特殊の事情なき限り、原則として各團體の交付額を變動せしめざることゝするも、廢減稅に依る減收補塡の爲の補給金は、今後數年間に漸減撤廢の方

針を採り、其の餘剩財源は、財政需要竝びに財政調整の爲にする補給金と併せ、毎年度各團體の財政狀態に應じ其の交付額を定むることゝした。更に今次の稅制改正に際し、住民の初等教育費負擔率の輕減及び調整を圖る趣旨を以て、初等教育費に對する國庫負擔額を增加することゝ爲した。卽ち將來、國庫は內地人小學校教育費に對しては平均一學級當經費の二分の一を、朝鮮人小學校教育費に對しては教員俸給の二分の一を負擔する目標の下に、國庫補助金を交付するの方針を採り、昭和十五年度に於ては、既定計畫に基づく國庫補助金の外二百四十八萬八千圓の增額補助を爲すことゝした。右補助金は、專ら之を府特別經濟戶別稅附加稅、學校費戶別稅附加金及び學校組合戶別割の負擔輕減及び調整に充當せしむることゝした。

二　地方公共團體

概說　地方公共團體は、創設後日尙ほ淺きに拘らず、民度の向上著しきものありて其の間數次に亙りて、地方制度の改正を行ひ、漸進的に民度に適應したる自治行政の發展を期したる結果、自治の成績概ね良好にして、地方行政の運營極めて圓滿にして地方の發展に寄與する所蓋し甚大なるものがある。其の施設經營に在りても、自治能力の擴充と共に漸次積極的となり、比年財政の膨脹を見つゝありしが、昭和十二年支那事變の勃發に遭ひ、資材竝びに資金統制の强化に因り、施設事業に抑制を加ふるの餘儀なきものあるに至つたが、時局對策諸施設の實施に主力を注ぐと共に、戰時體制に順應したる時局事務方面に活潑なる活動を續け、國の機關と協力して兵站基地朝鮮の使命達成に邁進しつゝある。

道　道は昭和八年四月一日道制施行後、最上級の自治團體として順調なる發展を遂げ、昭和十一年度より地方稅制整理實施の結果、地稅附加稅の外十三種の稅目を數ふるに至り、昭和十三年度には、罹災救助基金助成の爲、地稅附加稅、營業稅附加稅、戶別稅及び家屋稅の一部を增徵する等現時の社會狀勢に適應し、且つ地方分權主義の强化徹底に伴ふ地方團體財政の伸展に順應する措置を講じつゝある。而して全道の歲計は、本府始政の際は百三十萬圓に過ぎざりしも、逐年地方の發展に伴ふ一般事業費の增額に對する財源の充實と共に漸次增嵩を來し、昭和十二年度に於ては、地方土木事業中小河川改修工事費を起したる外、治山事業を積極的に實施し、且つ中等教育普及擴充計畫實施に伴ふ經費等に於て夫々增加したる等に因り、總豫算額八千四百五十五萬五千圓に激增した。昭和十三年度に於ては、罹災救助基金蓄積、防空費、教育費其の他時局產業助成費等の增加に因り、前年度豫算に比し八百六十七萬七千圓を增加せる九千三百二十三萬二千圓と爲り昭和十四年度に於ては、時局關係の各種事業費急激に增加したる外、教育費、防空費等の增加に因り、更に躍進して特別會計を合し豫算總額一億八百二十七萬九千圓に達し、道稅負擔關係に付之を見るも、昭和十一年度に於ける一戶當負擔額四圓九十八錢は、昭和十四年度に至り六圓六錢に增加した。

府　府は其の沿革最も古く、大正三年四月一日府制の實施と兵に、居留民團の事務中敎育に關する事項を除く事務、各國居留地專管居留地會、漢城衞生會等の諸般事務は、悉く府が之を承繼し、玆に始めて統一せる市街地行政の施行を見るに至つた。而して當時に於ては、其の實狀に鑑み府制施

行地を成るべく制限するの方針なりしが、其の後發展著しき邑にして、人口、商工業、經濟力、施設すべき事業等、現在の府に遜色なき實質を備ふるに至りたるものに對しては、土地の沿革如何に拘らず漸次府制を施行するを適當なりと認め、昭和五年開城及び咸興、昭和十年大田、全州、光州、昭和十一年羅津、昭和十三年海州、昭和十四年晋州に何れも府制を施行した。從つて現在府制施行地は京城外十九府を算し、諸般の施設概ね豫期の成績を收め、財政狀態亦順調にして各府共健實なる發展を遂げつゝある。而して朝鮮市街地計畫令の施行に伴ひ、市街地計畫事業を實施する向增加せる外、支那事變の勃發に因る時局關係諸施設激增せしが爲、各府の昭和十四年度豫算總額は、昭和十一年度豫算總額二千八百二十七萬三千餘圓に對し三千三百十一萬五千圓を增加し六千百三十八萬八千圓に達してゐる。尙ほ府の一般經濟に屬する府稅負擔關係に付之を見るに、昭和十一年度に於ける一戶當平均八圓七十七錢九厘は、昭和十四年度に於て十四圓五十三錢に增加し、內鮮人の府稅負擔の狀況は、府制實施當初に於ては甚しき懸隔ありたるも、比年朝鮮人の富力增進し、內鮮人間に於ける府稅負擔の割合は漸次接近するの傾向にある。

邑面　邑面は、大正六年に面制の施行を見、同九年の地方制度改正に因り諮問機關たる面協議會設置せられ、昭和六年邑面制の實施を以て略完全なる自治團體となり、其の事業能力の擴充と共に各般の公共施設を實施して庶幾の成績を收めつゝある。殊に今次支那事變の勃發と共に、國民精神總動員に關する事務等凡百の時局事務激增せる等の事由に因り、邑面の歲計比年著しき膨脹を來し、就中面に於ては、既定財源を以て到底之が經理の圓滑を期し難き實情に立至りたるに依り、之が新規財源の附與に付ては、今後に於ける地方稅制の全般的改革に俟つことゝし、一時的應急策として、昭和十四年度は一部の面稅に付き臨時制限外賦課を認めた。而して邑面の財政は、昭和十一年度に於て豫算總額二千八百十七萬八千圓なりしが、昭和十四年度に於ては、六百十萬一千圓を增加したる三千四百二十七萬九千圓に達し、邑面稅一戶當負擔額に在りても、昭和十一年度に於ける四圓二十七錢は、昭和十四年度に至り四圓九十五錢に增加してゐる。

學校費　學校費は、各郡島を單位とする朝鮮人敎育に關する費用を支辨する團體にして、主として初等學校に關する費用を支辨するを以て其の存立目的とするものである。

昭和四年度に樹立したる一面一校計畫は昭和十一年度を以て完成を告げ、學校費經營に係る小學校（當時は普通學校）全鮮を通じ二千四百十校を算するに至りたるも、學齡兒童の就學率に至りては、人口の急激なる增加に伴ひ、新たに就學期に達する者が累年增加せる結果、漸く二割六分に達したるに過ぎない。而も一方地方民心の緊張と一般經濟界の好轉に伴ひ、向學心年と共に旺盛と爲り、朝鮮人初等敎育機關の普及擴充は焦眉の急務と爲つた。仍つて昭和十二年度以降十箇年を期し、朝鮮人初等敎育擴充倍加計畫を樹立し、每年度平均一千學級を增設し、之が完成年度に於ては、凡そ推定學齡兒童數の四割四分を就學せしむるの方途を講じ、以て汎く國民資質の向上を圖ると共に義務敎育實施の階梯たらしむることゝした。然るに昭和十三年度よりは、右計畫樹立後に於ける朝鮮の實情に徵し、更に之が實施期間短縮の緊要なるを認め、昭和十七年度迄に大體當初の計畫を完了することに計畫を變更した。尙ほ初等敎育普及の現狀と農村民度の實情とに鑑み、併隊農

村の實狀に最も適切なる簡易初等教育の普及を圖る目的を以て、昭和九年度より簡易學校を設立經營せしめ、昭和十四年五月末日現在に於て、其の數一千三百二十七校に達したる處、之が成績相當見るべきものありしに依り、朝鮮人初等教育擴充計畫に於ても之が增設を企圖し、昭和十二年度以降十箇年間毎年度二百二十校計二千二百校を增設することとした。

次に學校費に於ては、前記初等教育擴充計畫の實施に伴ひ、比年豫算の膨脹を來し、昭和十四年度に於ける豫算總額は、昭和十一年度に於ける一千九百四十八萬一千圓に比し一千六百萬圓を增加して三千五百四十八萬一千圓に達し、學校費賦課金負擔關係に就いて之を見ても、昭和十一年度に於ける一戸當平均一圓三▼錢は、昭和十四年度に於ては二圓八十錢に增加して居る。

學校組合　學校組合は、鮮內在住內地人の增加に伴ひ逐年其の數を增し、昭和十四年五月末日現在に於て其の總數四百五十九を算し、之が設置經營に係る學校數は、小學校四百六十六校、高等女學校十八校、實科女學校六校、實業補習學校二校となつた。

而して昭和十四年度に於ける豫算總額は、昭和十一年度に於ける三百七十五萬二千圓に比し五十六萬七千圓を增加して四百三十一萬九千圓に達し、學校組合費一戸當負擔額に在りても、昭和十一年度に於ける十五圓十七錢は、昭和十四年度に至り十七圓二十六錢に增加した。

地方公共團體に於ける起債の抑制　支那事變の勃發と共に戰時體制下に入り、軍需資材供給の圓滑と資金統制の强化徹底を期すべき國策に順應して、地方公共團體に於ける起債事業をも抑制するの緊要なるを認め、右起債許議方針を左記の通り決定し、昭和十三年一月十日附地第五號を以て政務總監通牒を發し、爾來嚴密なる監督を加へつゝある。

(一)　**災害復舊事業**　復舊の程度を超ゆるもの及び災害防止に關する事業は、個々の事業に就き具體的に調査し、緊急差し措き難きものゝみを認めることゝした。

(二)　**教育事業**　中等學校擴充計畫、朝鮮人初等教育機關擴充計畫及び內地人小學校の學級增加に伴ふものは之を認め、校舍等の移轉改築費債は、個々の事業に就き具體的に調査し、緊急差し措き難きものゝみを認むる方針なるを以て、之が事業計畫の樹立に就いては左の標準に依ることとした。

(一)　學校建築は、專ら堅牢を主とし、華美に亙る裝飾を避くるは勿論、鐵の使用を可及的に之を避け、規模は最少限度の必要に止むること

(二)　學級增加の計畫確定せるものにして、建築の樣式、材料、構造等の關係上必要あるものは、次年度又は數年度分の敎室其の他附屬建物の建築を一時に施行することを認める

(三)　講堂、雨天體操場の新築は、氣候の關係其の他眞に已むを得ざる特殊の事情あるもの、外原則として認めず。學級增加に伴ふ增築亦同じ

(四)　府又は邑所在の初等學校に於ける特別敎室は、普通敎室に餘裕あるものは之を代用する等の方法に依り建築の繰延を爲すこと。學級の完成其の他特殊の必要に依る建築の場合は、十八學級迄は三敎室以內、十九學級以上は四敎室以內に於て之を認める

(五)　學校用地の買收は、建築敷地及運動場敷地の外は原則として認めない。但し農業學校實習

地は此の制限外とした。道立學校又は府若くは邑所在の學校の新設移轉、又は學級增加の計畫確定せるものにして將來適當の地域を選定し難きに至る虞あるもの、又は地價の昂騰に依り著しく不利益を蒙る豫想あるものに就いては、建築年度の前年度又は數年度前に買收を爲すことを認める

(六)　學校の移轉改築は、移轉を必要とする具體的事情が、改築を爲すに非ざれば崩壞の危險あることを、建築年月寫眞等を以て證明せざる限り之を認めない

(三)　**國庫補助事業**　國庫補助事業は之を認むるも、但し國庫補助金の交付繰延ありたるものは、繰延額に對應する起債額を減額する。

(四)　**其の他の起債**　之に就いては左の標準に依ることゝした。

(一)　道路事業　最近の時局に照し國防上特に緊要とするもの、軍需物資の輸送上緊要とするもの、又は特に政府に於て、時局に鑑み生產力擴充に努めつゝある人造石油、製鐵、產金、電力開發等の事業の爲必要なるもの、外原則として認めない。又舖裝事業は原則として認めない

(二)　橋梁工事　新設に付ては道路に準ずること。架替工事にして交通維持上緊要と認め難きもの、又は鐵及び木材を多量に使用するものにして、後年度に繰延可能なるものは努めて之が施行を延期する

(三)　港灣事業、埋立事業　國防上、又は時局に緊要なるもの、外原則として認めない

(四)　上水道　新設工事は、政府が奬勵する工業の用水として併給する等、時局に緊要なるもの、外認はめない。擴張工事は、給水人口の增加、其の他に因る給水の需要增加に應ずる爲の最少限度の施設に止むる

(五)　下水道　惡水排除の爲、萬已を得ざる最少限度の工事、又は從來施行濟の施設活用の爲必要なる最少限度の工事施行命令ありたるものゝ外認めない

(六)　土地區劃整理　市街地計畫令に依る工事施行命令ありたるものゝ外原則として認めない。施行命令ありたるものと雖、例へば單に圖上換地を行ふ程度の計畫に止め、換地上已を得ざる場合の外は整理を行はざる等の方法に依り、極力坪當單價を減ずることゝし、其の費用は土地所有者又は關係人の負擔し得る限度に於て負擔金を賦課して之を充當し、出來得る限り起債額を減少する

(七)　建築工事　廳舍、宿舍、初等學校宿舍を除く、其の他の建築工事は原則として認めず。將來增改築の必要あるものは、豫め積立金を設定して之に備ふる等の準備を爲すこと

(八)　自動車事業　車體の更新は、原價消却積立金を設定して爲すこと。其の他の費用は、收入を以て支辨し得る限度の施設に止むること

(九)　前各號に掲ぐる起債を認めざる事業と雖、事實上繼續費と同樣全工事を數年度に分割して施行する豫定を以て、初年度分の起債認可ありたるものにして、既に工事に着手し、且つ次年以降の事業を打切り難き特殊事情あるものに就いては、其の特殊事情を參酌し起債を認める

(一〇)　地方債の制限は、國體財政の緊縮のみを目的とせず、非常時局に對應する爲、資金の調整及

び鐵材其の他軍需資材の節減を圖るに在るが故に、出來得る限り事業の繰延を行ひ、已を得ず施行するものに在りても、一般財政を差繰り、不急事業の中止繰延に依る財源を充當する等の方法に依り、可成起債額の減額を期すること。又事業の種類に依りては、施行延期の爲經濟上不利益なるもの、又は事業の施行に依り團體の收入を增加するもの等無きに非ずと雖、時局に鑑み緊急と認め難きものに就いては、計畫を取止むる等國策遂行に順應して善處すること

（二）起債を財源とする事業にして、認可前工事に着手したる事例なきにしも非ず、斯の如きは甚だ穩當ならざるに付き、今後絕對に之を認めないこと

第四　人口及び國勢調査

概說　人口問題は有らゆる意味に於て、國家の重要性を帶ぶることは、今更敢へて冗言を要せざるところである。而して從來に於ける人口問題は、其の論議の無點が主として、人口と食糧との不均衡、失業人口と職業問題等、所謂人口過剩問題に存したことも世上周知の通りである。然るに今回の支那事變が勃發し、其の戰果が異常なる擴大を告ぐるに連れ、此の聖戰の目的を達成する爲には、食糧・鐵・石炭等の所謂物的資源が極めて重要であることは勿論であるが、尙ほそれにも增して必要なるは、是等の物的資源を運用する所謂人的資源であることは、之れまた說明を要せざるところである。而も昨今の情勢に於ては、從來過剩を云々し來つた人口も不足を告げ、將來また殆んど無限の增殖を希求する趨勢を示現することになつた。斯くして今や人口問題の重點は、從來の人口過剩問題とは、全く對蹠的なる人口不足論へと移行し、玆に所謂人口問題の性質は、從來と頗る其の面貌を異にするに至つたことに注意すべきと共に、大陸發展への兵站基地として、極めて重要なる地步を占むる朝鮮の人口狀態が、現在如何なる狀勢を示してゐるかを知ることは現下喫緊の要務となさねばならぬ。

本項に關する前期の記載は、大體昭和八、九年乃至十年以前の統計資料に依るものであるが、以下本期の說述に於ては、其の主要基點を昭和十年簡易國勢調査及び昭和十三年朝鮮人口動態調査の二項に置き、之に其の他の事項を按配して、其の概要を記述することにする。尙ほ昭和十四年臨時國勢調査は、現に調査集計中のものに屬するが、之が調査機構の大要を併せて記載し、以て本期施設に於ける調査機構の脈絡を覗ふことにしたい。

昭和十年朝鮮國勢調査　本調査は、國勢調査ニ關スル法律の規定により、國勢本調査の中間に於て行ふべき簡易國勢調査である。輒ち、今次の調査は、昭和十年國勢調査施行令に基づき施行せられたものであつて、調査の方針は大體內地に順應し、調査事項及び調査方法に關しては成るべく協調に努めたものであるが、一面朝鮮の文化、社會的特殊事情等を考慮したことは勿論である。

(一)　調査の綱領

(一)　調査の時期及び期間　調査の時期は國勢調査施行令の定むる如く、昭和十年十月一日午前零時現在である。而して調査の期間は、廣義に解すれば此の事業の遂行に要したる、昭和九年度より同十三年度の五箇年に亙る繼續日時を意味し、狹義に解すれば調査の施行に要したる時

日にして、卽ち十月一日より同月三十日迄の準備調査及び十月一日より同月五日迄の實地調査時日となる。

(二) 調査の範圍　昭和十年十月一日午前零時に、朝鮮に現住したる總ての者が、原則として被調査者の範圍であるが、尙ほ施行規則第二條後段に於て、調査の時期前に帝國の港を出港したる船舶に關する特例を設けて其の脫漏を防止した。又陸海軍の部隊及び艦船の調査も、特別地域として調査せられたことは勿論である。其の他被記入者の範圍、勤務其の他所用の爲、屋外に在りたる場合、電車、船舶等に依る旅行者等に關する幾多詳細なる規定を設けて、調査の重複脫漏を戒めて其の完璧を期した。

(三) 調査事項　是は時代の進歩、文化の向上に伴ひ漸次擴大せられ、斬新なる調査事項の附加せるは當然であるが、一面既往の調査と此較對照の便も考慮し、且つ這次の調査は性質上簡易なる國勢調査なるを以て、其の調査事項も人口調査の基本的部面に止め、次の六項目に限定することにした。

(イ)氏名又は姓名　(ロ)男女の別　(ハ)出生の年月日　(ニ)配偶の關係
(ホ)常住地　(ヘ)民籍又は國籍

之を大正十四年の調査事項に比ぶれば、今次の調査に常住地の一項を加へられてゐるが、是は內地、朝鮮共に新たに附加せられたものであつて、近時交通機關の異常なる發達、文化經濟の著しき興隆に伴ひ、人口の移動益々激甚となり、其の結果として現在人口と常住人口との間に相當大なる懸隔を將來するに至つた爲である。

又民籍又は國籍は、朝鮮特有の事項であるが、是は卽ち朝鮮は地理的關係上、內地及び滿洲乃至中華民國との往來頻繁なるに鑑み、特に本事項を附加した所以である。

(二) 調査の經過

(一) 法令の公布　昭和十年四月勅令第八十二號を以て、昭和十年國勢調査施行令の公布を見、輒ち同施行令に準據し、同年五月二十五日、朝鮮に施行すべき國勢調査の諸規程卽ち府令第七十五號を、同二十七日府令第七十六號朝鮮昭和十年國勢調査特別區域調査規則を發布し、更に調査事務に必要なる各般の手續規程を制定發布した。

(二) 國勢調査員の任命　調査員の良否は、直接調査の成績に甚大なる影響を及ぼすべきを以て、之が銓衡に當つては特に其の愼重を期し、一般地域にありては、可成前回の經驗者にして而も區內の事情に通ずる公務員、公共團體の職員及び其の他の適任者を擧げ、道知事の內申に依り朝鮮總督之を命じ、特別地域に在りては、各所屬長官に於て最適任と認むる者を任命した。而して本調査員の外に若干の豫備調査員を置き、事業完遂の萬全を期した。今一般地域に於ける國勢調査員を觀るに、總數五萬二千十人、其の中正調査員四萬六千百五十九人、豫備調査員五千八百五十一人である。

(三) 國勢調査趣旨の普及及び宣傳　國勢調査の趣旨普及に關しては朝鮮に於ても既に前二回の經驗に依り、相當徹底せるものと認むべきも、被調査者に於て、調査の意義、目的及び方法に關

し、明確なる認識を有することは、本事業の圓滑なる遂行上、最も重要なる條件なるを以て、本府及び地方廳に於ては、相互に緊密なる連繫を取り、之が目的達成に凡ゆる努力を拂つた。輒ち此の宣傳としては、大體前回に於けると同樣なる方法を踏襲し、本府に於ては、新聞雜誌の利用、各種ポスター及び活動寫眞宇幕の作製配布、郵便物に對する國勢調査スタンプの捺印、ラヂオ放送を行ひ、更に各地に於て、國勢調査講演會を開催し、或は地方公共團體及び各種學校當局に趣旨の普及方を依賴する等の方法を講じ、以て萬遺憾なきを期した。

(三)　調査の實施

(一)　準備調査　前述の如く、從事員及び調査員の指導訓練或は調査の趣旨普及等、萬般の實施準備を完了し、九月二十一日より、愈々準備調査の時期に入りたるを以て、各調査員は、規程に定められたる諸般の事務、卽ち擔當區域内に於ける世帶所在地の確認、世帶番號札の貼附、申告事務者の氏名又は姓名各世帶の人員概數の調査等に從事し、九月末日迄に全部之を終了した。

(二)　實地調査　斯くて十月一日午前零時現在の事實を以て、同日早朝より全鮮一齊に實地調査の活動を開始した。而して國勢調査の當日は、恰も總督府始政二十五周年記念式及び祝賀會等の催が、各地に於て擧行せられ、或は特に此の日を期して、新たに府制を實施せらるゝ箇所もありたるのみならず、又南鮮地方に於ては、師團對抗演習等も行はれ、全鮮的に相當人口の移動多く、爲に調査施行上幾多の困難を伴つたが、幸にも一般民衆の本調査に對する深き理解は、調査員及び調係職員の獻身的努力と相俟つて、何等の故障なく申告書の蒐集を完了した。又特別地域に於ても、各所管長官の適切なる指導監督と各從事員の熱誠とに依りて、調査は極めて圓滑に遂行せられた。時に英國極東艦隊所屬サンドウイチ號は、偶々九月二十七日釜山に入港し、元山、城津、清津を經て、十月十日鹿兒島方面に向け出發したが、之が調査の爲、豫め內閣統計局より英文申告書の分讓を受け、該用紙に基づき釜山府尹をして申告書の記入方を說明せしめ、十月一日元山に寄港したる際、同府尹に於て申告書を蒐集した。

(三)　經費　本調査に要する經費は、國費に在りては昭和九年度に於て、準備費として一萬五千八百九十一圓を計上せられ、更に昭和十年度以降四箇年の繼續費として總額三十三萬圓を承認せられたが、昭和十二年七月支那事變勃發するや、一般經費の節約を必要とし、本豫算に於ても昭和十二、十三の兩年度に於て合計三千三百七十九圓の節減を見るに至つた。而して地方費に在りては、道費に於て昭和十年度豫算として八萬七千四百十七圓を、同じく府邑面に於ては、總額三十九萬八千三百八十八圓を計上した。

結果の概要

(一)　總人口　本調査の結果に依れば、朝鮮の總人口は二千二百八十九萬九千三十八人となる。之を前回調査昭和五年の二千百五萬八千三百五人に比すれば、人員に於て百八十四萬七百三十三人、割合に於て八七%の增加を示し、前期卽ち大正十四年乃至昭和五年間に於ける增加入員百五十三萬五千三百六十人、增加割合七九%を凌駕すること、人員に於て三十萬五千三百七十三人、割合に於て八%となる。而して一年平均增加數は前期の三十萬七千七十二人に對し後期三十六萬八千

百四十七人にして、一年平均幾何増加率に於ても、後期は前期の一五・二六％より稍々高く一六・九〇％を示してゐる。尙ほ既往十年間の増加は三百三十七萬六千九十三人（一七三％）にして、一年平均幾何増加率は一六・〇八％に當る。

今此の總人口二千二百八十九萬九千三十八人を、帝國各地の人口に比すれば、內地總人口六千九百二十五萬四千百四十八人の約三分の一・臺灣人五百二十一萬二千四百二十六人の四倍餘に該當し、帝國版圖に於ける人口九千七百六十九萬七千五百五十五人に對し、二三・四％を占むることになる。而して後期に於ける一年平均幾何増加率を觀るに、內地の一・四八％より稍々高く、臺灣の一六・〇五％及び樺太の二三・七四％に比すれば遙かに低位に在る。

帝國版圖內總人口

地域	昭和十年	昭和五年	大正十四年	人口千中 昭和十年	人口千中 昭和五年	人口千中 大正十四年	一年平均幾何増加率 自昭和五年至昭和十年	一年平均幾何増加率 自大正十四年至昭和五年
帝國全版圖	九七、六九七、五五五	九四、六五六、四四五	八五、四五六、九二九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇・九五‰	一一・二九‰
內地	六九、二五四、一四八	六四、四五〇、〇〇五	五六、八六二、八二三	七一三	七一六	七一六	一四・九八	一三・三五
朝鮮	二一、八九九、〇八	二一、〇五八、三〇五	一九、三三一、九四五	二二四	二二四	二二四	一〇・四八	一〇・九〇
臺灣	五、三一二、四二六	四、九五二、五四〇	三、九九五、四四八	五三	五二	四八	一六・〇五	一四・二六
樺太	三五二、九四五	二九五、一九六	二〇五、七三四	三	三	二	二三・七四	三六・〇五

（註）臺灣に於ける一年平均増加率の算出に當りては昭和十年及び昭和五年總人口より蕃地に在る高砂族を差除したる人口（昭和十年五、一二、〇九八人、昭和五年五、〇四五、三六八人）を用ひた。從つて帝國全版圖の増加率算出も昭和十年人口九、六〇六、一八八人、昭和五年人口九、五六七、三三八人を基準とした。

人口の増加は、主として出生と死亡との差、卽ち自然増加によつて決定せらるべきものであるが他面朝鮮の如き地理的社會的に特殊なる事情の下に在る地方に於ては、人口の社會的移動に於ける來往と往住との關係も、亦人口増減に至大の影響を及ぼすべきは當然のことである。今大正十四年乃至昭和五年及び昭和五年乃至昭和十年の兩期に分つて、人口實増加と自然増加とを對比すれば、前期に在つては百五十萬九千三百九十五人の自然増加に對し、人口實増加は百五十三萬五千三百六十人にして、往住に對する來住の超過は僅かに二萬五千九百六十五人に過ぎない。然るに後期に在つては百十萬三千五十二人の自然増加に對し、人口實増加は千八十四萬七百三十三人にして、其の自然増加を凌駕すること實に七十三萬七千六百八十一人を示してゐる。

近來朝鮮人にして、內地及び滿洲への移住者増大の傾向あるに拘らず、後期に於て斯くの如く著しき來住超過を見たるは、蓋しこゝ數年來、朝鮮に於ける產業經濟機構の全面的擴充に伴ひ、各種企業の勃興を來し、就中商・工・鑛業の躍進的發展は、必然的に內地其の他の地方より多數の渡鮮移住者を招致したるに因るものと推定される。

(二)　人口の分布

總人口二千二百八十九萬九千三十八人に對する各道分布狀態を觀るに、慶北の二百五十六萬三千二百五十一人が最も多く、之に亞いで全南の二百五十萬八千三百四十六人、京畿の二百四十五萬千六百九十一人、慶南の二百二十四萬八千二百二十八人は、孰れも二百萬以上を算してゐる。其の他の咸南及び平北は百七十萬臺に、黃海、全北、江原の三道は百六十萬臺にあつて、忠北、咸北の兩道は、孰れも百萬に滿たない。而して之を前二回の調査と比較するに、平北、咸南は調

査毎に其の割合を增大し、慶北・慶南は逐次其の割合を減少してゐる。尙ほ爾餘の各道は孰れも一高一低の狀態に在り、其の內忠南・江原・咸南の三道は、大正十四年に比し稍々其の割合を增し、忠北・全南・黃海の三道は反對に其の割合を減じ、全北・平南は同率を示してゐる。因みに京畿は、昭和五年には幾分其の割合を減じたが、昭和十年には著しき增大を示してゐる。蓋し此は顯著なる人口に伴ふ必然的結果と推定される。

人口の道別分布

道	昭和十年	昭和五年	大正十四年	人口千中 昭和十年	昭和五年	大正十四年
全鮮	二三、八九九、〇二八	二一、〇五九、五五五	一九、五三三、九四五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
京畿道	二、〇五二、一六九	一、八五七、一一五	一、六〇二、一〇八	八六	八八	八二
忠北道	九五九、四九〇	八五九、三六〇	八〇〇、三六〇	四〇	四一	四一
忠南道	一、三二六、八二三	一、一九二、八八〇	一、一九二、〇五六	五七	五六	六一
全北道	一、〇七五、二五九	一、〇五九、六九〇	一、〇五三、二五六	四五	四七	五四
全南道	二、四八一、五四六	二、三五三、三五二	二、三五三、二六二	一〇四	一一二	一二一
慶北道	二、三五五、三三二	二、二四八、四二六	二、二四八、二六二	九九	一〇五	一一六
慶南道	二、四八八、三二六	二、三〇二、八四九	二、一九二、八四九	一〇四	一〇九	一一二
黃海道	一、六四四、二四四	一、四九六、六四二	一、四九六、六四二	六九	七〇	七六
平安南道	一、四八六、六三一	一、三四二、九四二	一、三四二、九四二	六二	六四	七〇
平安北道	一、七一〇、五三二	一、六三二、九九二	一、六三二、九九二	七二	七四	八四
江原道	一、六〇五、二四四	一、五四九、二四四	一、五四九、二四四	六七	七二	七九
咸鏡南道	一、七二一、六七六	一、六四九、九四六	一、六四九、九四六	七二	七七	八四
咸鏡北道	八三二、八三四	七九三、三四四	七九三、三四四	三五	三八	四一

以上各道人口增加の狀況を概觀するに、前期に於ては、主として咸北・咸南・平北等の北鮮地方に於ける人口增加著しく、亞いで中南鮮に及び、其の增加率は漸減の傾向にあつたが、後期に於ては、京城及び平壤の二大都市を擁する京畿・平南の兩道及び黃海・忠南等の中部地方に於ける增加顯著であつて、其の他は增加率區々たる狀態を示し、唯南鮮地方の諸道は、前期同樣其の增加率比較的低調にある。斯くの如く各道人口の增加に大なる差異を呈し、又前後期に依り、其の增加率に著しき變動を見たるは、各道本來の人口に大小あり、一方自然的社會的乃至は經濟的各種事情の影響に基づく人口の自然增加に左右せられたことは勿論であるが、又人口の社會的移動即ち來住・往住の結果に基因することも、蓋し尠からざるものがあると思はれる。

(三)　人口密度

朝鮮の總面積は二二〇七、七六九、〇四方粁であつて、人口密度は一方粁に付き百四人に當る。之を內地の人口密度一方粁に付き百八十一人、又臺灣の百四十五人に比すれば著しく低く、內地の地方別人口密度中、北海道を除き最も低き東北區の密度百四人に相等しく、府縣別に在つては、第四十二位宮崎縣の百七人より稍々低く、第四十三位高知縣の百一人より稍々高い。又昭和五年の人口密度九十五人に比較するときは、一方粁に付き九人、大正十四年の八十八人に比すれば十六人の增加である。次に各道に就き人口の疎密を檢するに、密度の最も高きは京畿の一方

耗に付き百九十一人にして、忠南・全北の各百八十八人・慶南の百八十三人・全南の百八十一人・慶北の百三十五人・忠北の百二十九人と順次之に次ぎ之を既往に就いて觀るに、各道共調査毎に其の密度を增加し、大正十四年乃至昭和十年の十箇年間に於ける增加人員の最も多きは、京畿の一方粁に付き三十三人であつて、忠南の三十人・全北の二十八人・慶南の二十六人・慶南の十九人之に亞ぎ、其の他は孰れも全鮮平均以下に在る。

以上各道の人口密度を概觀するに、京城・仁川・開城の三府を擁し、朝鮮に於ける產業・文化の中樞を爲す京畿が最高位にあるは當然のことであつて、其の他は氣候比較的溫和にして、洛東江・錦江・蟾津江等の水利灌漑の便に富み、其の流域は概ね平坦であつて、釜山・全州・金海等の豐沃なる平野を擁し且つ沿岸は海岸線の屈曲多く、數多の港灣・島嶼を控え、夙に水陸交通の便開け、農・工・商・漁等を初め諸產業の著しく發達せる南鮮地方に屬する忠南・全北・慶南・全南の諸道は概して其の密度が高い。之に反して西北鮮地方は、氣候不順にして、殊に冬期は寒氣甚だしく、其の地勢は、鴨綠江・豆滿江・大同江等の大河川を有するも、共に冬期は氷結して水運杜絕し、又沙里院・延白及び咸興等の平野存在するも、其の大部分は嶮峻・不毛の山嶽多く、概ね高原地帶に屬するを以て、近時一部の地方に於ては、產業の開發目覺しきものありとは云へ、概して交通の便惡しく、人文・經濟の發達は、南鮮諸道に比して未だ不充分なるを免れない。咸北・咸南・平北・平南等の諸道は、其の人口も一般に稀薄である。

更に全鮮十七府に於ける人口密度を觀るに、人口の最も稠密なるは、仁川の一方粁に付き一萬三千七十人であつて、之に亞いで京城の一萬二千七百七十五人・大邱の一萬一千六百十二人は、共に一萬以上の密度を示し、其の他平壤の七千八百九十四人・木浦の七千百九十六人・新義州の六千七十一人・咸興の六千十二人・釜山の五千四百三十八人・群山の五千四百十五人となり、鎭南浦・開城・元山・全州・馬山・光州・淸津・大田の各府は、孰れも五千人に滿たない。

道別人口・密度

道	面積（方粁）	人口 昭和十年	人口 昭和五年	人口 大正十四年	密度（一方粁當） 昭和十年	密度（一方粁當） 昭和五年	密度（一方粁當） 大正十四年
全鮮	三〇、九九・〇四	三一、八九九、〇二六	一九、三二、九四五		九七		
京畿道	二、八一四・三四	二、一五七、四一三	二、〇一九、一〇八		一〇四		
忠淸北道	七、四一八・三六	九五九、四九〇	八四七、四九六		一二九		
忠淸南道	八、一〇九・四八	一、三一六、八三五	一、二八三、〇三六		一六一		
全羅北道	八、三五三・二七	一、〇七七、二六六	一、〇五九、九一〇		一八八		
全羅南道	一二、八四五・七七	二、〇五八、三四六	二、〇三一、八六九		一七六		
慶尙北道	一八、九八八・八三	二、五六五、二五一	二、五三三、五七三		一三七		
慶尙南道	一二、三〇四・五八	二、二四八、三八	二、一三五、七二六		一八三		
黃海道	一六、七七五・六六	一、六四四、二四	一、五三三、三三		一〇〇		
平安南道	一四、九二五・二八	一、四六六、四二一	一、四二一、七七七		九八		
平安北道	二八、四四四・五〇	一、七二〇、五三三	一、七〇一、五九一		六〇		
江原道	二六、二九五・一三	一、〇八七、一七四	一、〇五三、一七九		四一		
咸鏡南道	三一、九九八・四七	一、七二一、九六六	一、七〇一、九九六		五四		
咸鏡北道	二〇、三四六・七三	八三二、八三四			四二		

府別人口密度

府	面積（方粁）	人口（一方粁に付）	密度	府	面積（方粁）	人口（一方粁に付）	密度
京城府	三六・一八	四四四、〇九八	一二、二七一	釜山府	三二・三五	一八二、三四三	五、四四八
仁川府	六・三五	八二、九九七	一三、〇五〇	馬山府	九・九一	三一、七九九	三、二四九
開城府	一三・八八	三五、三五三	四、〇〇二	平壤府	三三・〇三	一八三、一二二	七、八四四
大田府	一六・三〇	三五、〇六一	二、一九六	鎭南浦府	一〇・八六	五〇、三一三	四、六三二
群山府	七・三〇	四二、六九六	五、四四二	新義州府	九・六三	五八、四六三	六、〇七一
全州府	一二・二七	四二、三九七	三、四二一	元山府	一三・〇九	六〇、一六九	四、八四四
木浦府	八・四四	六〇、四四四	七、一八九	咸興府	九・四二	五六、五二一	六、〇二三
光州府	一九・〇〇	三四、六〇七	二、八四四	淸津府	三二・〇五	五五、三五〇	二、〇四二
大邱府	九・二五	一〇七、四二四	二、六二三				

(四)　全鮮の人口の體性

總人口二千二百八十九萬九千三十八人を男女に分かてば、男は一千一百六十六萬二千六百五十七人、女は一千一百二十三萬六千三百八十一人であつて、卽ち男の超過四十二萬六千二百七十六人にして、女百に付き男一〇三・七九に當る。之を大正十四年の女百に付き男一〇五・四六、及び昭和五年の同一〇四・五六に比較すれば、調査毎に男超過の割合を低下し、男女の權衡は漸次近接の傾向を示してゐるが、之を內地の女百に付き男一〇〇・六二に對比すれば、尙ほ其の懸隔稍々大にして、臺灣の女百に付き男一〇四・二〇に略々匹敵する。

尙ほ既往三回の國勢調査の結果に現はれたる、男女人口の增加と同調査期間に於ける人口の自然增加とを對比して、人口の社會移動を觀察すると、大要次の如きものがある。輒ち大正十四年乃至昭和五年に於ける人口自然增加は、男七十九萬七千二十七人、女七十一萬二千三百六十八人にして、其の超過八萬四千六百五十九なるに拘らず、人口實增加は男七十四萬二千七百三十六人、女七十九萬二千六百二十四人にして、反對に女の超過四萬九千八百八十八人を示してゐる。乃ち男は五萬四千二百九十一人の往住超過を、女は八萬二千四百三十五人の來住超過を見たのである。昭和五年乃至昭和十年に於ける人口自然增加は、男五十七萬七千三十五人、女は五十二萬六千十七人にして、男の超過五萬一千十八人なるに對し、人口實增加は男八十九萬八千九百七十八人、女九十四萬一千七百五十五人にして、反對に女の超過四萬二千七百三十七人を示し、乃ち男女共に來住超過なるも、男は三十二萬一千九百四十三人、女は四十萬五千七百三十八人にして、女の來住超過著しく多きを示してゐる。

惟ふに前期に於ては、男女を通じ朝鮮外よりの來住者相當存したる筈であるが、男の內地、滿洲方面への出稼者或は移住者の數之を凌駕した結果、前期の如く男の往住超過を招來したものと思はれる。後期に於ては、男女共朝鮮外よりの來住者激增し、就中女の來住者は男に比し、著しく增大の傾向に在りたる一面、男の往住出稼者依然として女を凌ぐものありたる結果、女の著しき來住超過を齎したものと想像される。

男女別人口

年次

年次	男	女	男の超過	女百に付男
昭和十年	二、六六二、六七七	二、三五一、六八二	三一六、二九五	一〇五・九
昭和五年	二、五四四、六九九	二、二九四、六三六	二四九、〇六三	一〇九・三
大正十四年	二、四四〇、九四三	二、二〇五、九四二	二三五、〇〇一	一〇五・四

男女の權衡（女百に付男）

地域

地域	昭和十年	昭和五年	大正十四年	増減	昭和十年	昭和五年	大正十四年
朝鮮	一〇三・七九	一〇四・五六	一〇五・四六	増	一〇五・〇九	一〇五・七七	一〇五・九
内地	一〇〇・六三	一〇一・〇三	一〇〇・九七	減	一〇五・〇五	一〇五・〇五	一〇五・四六

男女別人口の増加

性	人口實増加	出生	死亡	人口自然増	來住超過（△過は往住超過）
自大正十四年至昭和五年					
男	七四二、七五六	一、八九五、四九八	一、一〇〇、四九二	七九五、〇三七	△五四、二八一
女	七九二、六二四	一、六九九、〇四二	九六六、七〇五	七二二、三六八	八〇、二五六
自昭和五年至昭和十年					
男	八六八、九九九	一、九〇四、七五五	一、一二七、八〇〇	七七六、九五五	九二、〇四四
女	九四一、七五五	一、八〇二、九二	九六七、九四四	八三六、〇一七	一〇五、七三八

(五)　常住人口

昭和十年十月一日現在に於ける全鮮人口二千二百八十九萬九千三十八人より、一時現在者三十九萬三百六十七人を除き、之に一時不在者三十六萬八千七百七十七人を加へた所謂常住人口は、二千二百八十七萬七千四百四十八人にして、現在人口に比し二萬一千五百九十人少く、現在人口百に付き常住人口九九・九一に當る。

而して現在人口と常住人口との差は、換言すれば一時現在者と一時不在者との較差にして、且つ一時現在者中朝鮮内に常住地を有する者は、即ち他の府邑面に於ける一時不在者を意味し、結局兩者の實數は一致すべきものなるを以て、前記現在人口の超過二萬一千五百九十人こそは朝鮮外に常住地を有する一時現在者の總數に外ならぬ。更に常住人口を男女に分てば、男一千一百六十四萬四千七百二十四人、女一千一百二十三萬二千七百二十四人にして、女百に付き男一〇三・六七に當り、現在人口に於ける男超過の割合に比して、其の率は稍々低きを示してゐる。翻つて現在人口の超過を男女別に觀るに、男は一萬七千九百三十三人の超過なるに對し、女は三千六百五十七人の超過に過ぎない。之を要するに、現在人口の常住人口に超過する所以は、主として、男の朝鮮外よりの一時現在者多數ありたるに基因するものと推定される。

常住人口

總數	男	女	女百に付男
二、三八七、四四八	一、一六四、七二四	一、二二三、七二四	一〇五・六七

現在人口	三、八九九、〇八八
一時現在者	五〇、五七三
一時不在者	五八、七七二
常住人口に對する現在人口の超過	二、五六〇
現在人口百に付常住人口	九九・九二

(六)　民籍國籍

(一)　序　說

總人口二千二百八十九萬九千三十人を民籍・國籍別に分てば、內地人六十一萬九千五人・朝鮮人二千二百二十萬八千百二人・臺灣人・樺太人・南洋人併せて二百二十人・外國人中滿洲國人は一萬一千五百八十五人・中華民國人は五萬八千五百六十三人にして、內地人は總人口の二・七％・朝鮮人は其の大部分九七・〇％を占め、其の他滿洲國人は〇・一％・中華民國人は〇・三％に當る。而して之が男女の權衡を見るに、內地人は女百に付き男一、一六・七四・朝鮮人は同一〇三・〇五・臺灣人・樺太人及び南洋人は同一四九・滿洲國人は同三六〇・二七、中華民國人は同一一七・九九にして、孰れも男の超過を示し、就中滿洲國人及び中華民國人の超過著しきは、其の大部分が男の出稼に因るものと思はれる。

今民籍・國籍別人口の消長を既往に就いて見るに、昭和五年乃至昭和十年の五年間に於て內地人は九萬一千九百八十九人(一七・五％)・朝鮮人は百七十六萬九千九百九十四人(八・七％)・臺灣人・樺太人及び南洋人は百八十五人の增加を示し、內地人は大正十四年乃至昭和五年に於ける增加八萬三千六百十四人(一八・九％)に比すれば、人員に於て增加せるも割合に於ては稍々減少し、朝鮮人は同期間に於ける增加百七十一萬八千七十八人(七・五％)に比し、人員・割合共に增大し、臺灣人・樺太人及び南洋人亦前期に於ける增加人員二十五人に對比するときは、其の間に著しき逕庭がある。次に中華民國人は、前期に於て三萬三千七百二十六人(五八・一％)を增加したるも、後期に於ては之に反し、三萬三千二百二十人(三六・二％)の激減を來してゐる。是は主として昭和六年九月勃發せる滿洲事變の影響に依り、多數の歸國者を出したものに依ると推定される。

民籍・國籍別人口

民籍・國籍	總數	男	女	女百に付男	人口千中		
					總數	男	女
總數	三、八九九、〇八八	二、〇六二、六七〇	二、〇二六、四一八	一〇二・九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
內地人	六一九、〇〇五	三三五、四一〇	二八三、五九五	一一六・四	一七	二九	一三
朝鮮人	三、〇八一、一〇三	二、一四一、〇〇五	一〇、九七五、〇九七	一〇五・〇五	九七〇	九六六	九七五
臺灣人・樺太人・南洋人	三一〇	一三一	八九	一四七・一九	〇	〇	〇
滿洲國人	一、八八五	九、〇六八	二、八一七	三六〇・二七	一	一	〇
中華民國人	五八、一九五	四八、一九五	一〇、〇六六	四八四・九五	三	四	一
其の他の外國人	一、五六五	八四六	七一九	一一七・九九	〇	〇	〇

民族・国籍	昭和十年	昭和五年	大正十四年	人口の増減（△は減） 自昭和五年至昭和十年 人員	自昭和五年至昭和十年 割合	自大正十四年至昭和五年 人員	自大正十四年至昭和五年 割合
内地人	二一、〇六〇、三二七	二〇、一九〇、三二一	一九、五五三、六三八	一、八六九、六〇六	九・二六	一、六三六、六八三	八・三八
朝鮮人	六九〇、五〇一	六三二、七八七	五五四、六五六	五七、七一四	九・一二	七八、一三一	一四・一二
台湾蕃人・熱帯人	三、〇〇五	二、九〇九	二、八一二	九六	三・三〇	九七	三・四五
満洲国人	一一、五六二	一、〇九一	一、〇〇〇	一〇、四七一	九五九・二二	九一	九一・〇〇
支那人	五六、〇三五	五九、〇一九	四九、〇三五	△二、九八四	△五・〇五	一〇、〇一四	二〇・四二
その他の外国人	一、三五九	一、一四五	一、一四五	二一四	一八・七一	一	〇・〇九

(二)　内地人

内地人総数六千一万九千五人を男女に分てば男三千三万三千四百十人女二千八万五千五百九十五人にして女百に付き男一一六・七四に當る。而して之が道別分布を見るに其の最も多きは京畿の十六萬五百六十九人にして總人員の二五・九％を占め慶南の九萬三千四百人二五・一％之に亞ぎ其の他五萬臺に咸北・咸南四萬臺に全南慶北・平南三萬臺に全北・二萬臺に忠南・平北・黄海の各道がある。一萬臺としては江原道の一道のみであつて忠北の八千六百五十三人は其の最も少なきものである。

尙は其の詳細は左記表に示すことゝする。

内地人の道別分布

道	總數	男	女	女百に付男	人口千中 總數	人口千中 男	人口千中 女
京畿	一六〇、五六九	八〇、九一〇	七九、六五九	一〇一・六四	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
忠北	八、六五三	四、三八〇	四、二七三	一〇二・五〇	五四	五四	五四
忠南	三〇、一〇二	一五、二〇一	一四、九〇一	一〇一・九二	一八八	一八八	一八八
全北	二六、〇四一	一三、一〇一	一二、九四〇	一〇一・三一	一六二	一六二	一六二
全南	三〇、九一一	一五、五一一	一五、四〇〇	一〇〇・七一	一九三	一九三	一九三
慶北	三〇、一〇一	一五、一〇一	一四、九〇〇	一〇一・四一	一八八	一八八	一八八
慶南	九三、四〇一	四六、八〇一	四六、六〇〇	一〇〇・四一	五八一	五八一	五八一
平北	一六、〇一一	八、〇一一	八、〇〇〇	一〇〇・一四	一〇〇	一〇〇	一〇〇
平南	二六、〇一一	一三、〇一一	一三、〇〇〇	一〇〇・〇八	一六二	一六二	一六二
黄海	一六、〇一一	八、〇一一	八、〇〇〇	一〇〇・一四	一〇〇	一〇〇	一〇〇
咸鏡北	一六、〇一一	八、〇一一	八、〇〇〇	一〇〇・一四	一〇〇	一〇〇	一〇〇
咸鏡南	四一、〇一一	二〇、〇一一	二〇、〇〇〇	一〇〇・〇五	二五五	二五五	二五五
江原	一六、〇一一	八、〇一一	八、〇〇〇	一〇〇・一四	一〇〇	一〇〇	一〇〇

道別内地人の増加

道	總數	昭和十年	昭和五年	大正十四年	人口の増加 自昭和五年至昭和十年 人員	自昭和五年至昭和十年 割合	自大正十四年至昭和五年 人員	自大正十四年至昭和五年 割合
京畿	一六〇、五六九	一六〇、五六九	一四〇、一〇一	一三〇、一〇一	一九、九〇一	一四・一二	一〇、〇一一	七・六九

郡市町村大字及字	本籍人口			現在人口		
	総数	男	女	総数	男	女
津市	11,234	5,678	5,556	11,000	5,600	5,400
阪内町	2,345	1,200	1,145	2,300	1,180	1,120
大字阪内	1,234	630	604	1,210	620	590
字上阪内	678	345	333	665	340	325
字下阪内	556	285	271	545	280	265
大字高野	1,111	570	541	1,090	560	530
字高野	1,111	570	541	1,090	560	530
大字久居	3,456	1,760	1,696	3,400	1,730	1,670
字久居	3,456	1,760	1,696	3,400	1,730	1,670
大字藤方	2,222	1,140	1,082	2,180	1,120	1,060
字藤方	2,222	1,140	1,082	2,180	1,120	1,060
大字白山	1,111	570	541	1,090	560	530
字白山	1,111	570	541	1,090	560	530
大字美里	1,000	510	490	980	500	480
字美里	1,000	510	490	980	500	480

府別內地人の增減（△は減）

府	實數 自大正十四年至昭和五年	實數 自昭和五年至昭和十年	割合	府	實數 自大正十四年至昭和五年	實數 自昭和五年至昭和十年	割合
總數	三七、八〇	一四一、六四五	一六三	開城府	—	八一	三五
京城府	一八、三六	一八、三一六	一七五	大田府	—	二、六四八	三八二
仁川府	二、六	一、一〇二	五〇八	群山府	二、〇〇	二、六〇	二九
全州府	—	三九	九二	平壤府	二、三五九	三、〇四三	三二一
木浦府	一、四三五	九二七	二一二	鎭南浦府	七一九	一、五六	二九
光州府	—	一、八六一	二九九	新義州府	二、〇二五	一、五九〇	一八五
大邱府	二、〇二九	二、〇二九	一〇四五	元山府	九二七	一、四四五	一七五
釜山府	六、五三	四、二四三	八九	咸興府	—	一、九一〇	一九
馬山府	四四四	五七九	八六	清津府	二、七九五	三、四三三	五六八

（註）人口比較に用ひたる昭和五年人口は昭和十年の區域に依る。開城・大田・全州・光州及び咸興の各府は大正十四年乃至昭和十年の期間に於て區域の變更行はれたるも、今大正十四年の人口は訂正して大正十四年及昭和五年の人口は比較し能はざるものとする。

(三) 外地人　外地人に就いて觀察するに、臺灣人は總數四十八人樺太人及び南洋人は併せて總數百七十二人にして、特に咸北の百三十七人は悉く樺太人たるは注目すべきことである。其の中六十七人は羅津邑に在住してゐる。

(四) 滿洲國人及び中華民國人　滿洲國人總數一萬一千五百八十五人、及び中華民國人五萬八千五百六十三人の各道分布狀態を觀察するに、滿洲國人にありては、平北の九千十七人が壓倒的に多く、總數の七七・八％を占め、之に亞いで咸南の八百四十四人（七・三％）咸北の七百七十三人（六・七％）平南の四百七十二人（四・一％）京畿の二百十人（一・八％）の順となる。

中華民國人に在りても、其の最も多きは平北の一萬七千百十八人にして、總數の二九・二％を占め、京畿の一萬二千三百六十三人（二一・一％）之に亞ぎ、其の他咸南の六千二人、咸北の五千七百八十六人、平南の五千百五十二人、黃海の三千三百九十七人、全北の二千十九人の順となる。以上の如く滿洲國人及び中華民國人の平北、咸南北の國境接續道又は之に近接せる平南、黃海及び京畿の各道に分布著しきは、地理的關係に基づくものにして、從つて南鮮地方にありては概して其の數は少くなつてゐる。

滿洲國人及中華民國人の道別分布

道	人口千中 滿洲國人	人口千中 中華民國人	道	人口千中 滿洲國人	人口千中 中華民國人
全鮮	二一、五八四	五八、五四五	慶尙南道	四〇	一、〇五九
京畿道	二一〇	一二、三六五	黃海道	八六	五、五七〇
忠淸北道	一七	六〇〇	平安南道	四七三	四、一二三
忠淸南道	一、八二四	一、八二四	平安北道	九、〇一七	一七、一一八
全羅北道	一九	二、一一九	江原道	四四	六四三
全羅南道	二六	一、〇八九	咸鏡南道	八四四	四、〇〇三
慶尙北道	九	一、三五〇	咸鏡北道	三三五	三、七八六

滿洲國人及中華民國人の增減

道	大正十四年	昭和五年	昭和十年
總數	三、六〇〇、〇〇〇	四、三一九、一〇〇	四、五〇〇、〇〇〇
興安東省	一、一〇〇、〇〇〇	一、二九〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇
興安南省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
興安北省	五〇〇、〇〇〇	五九〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
龍江省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
黑河省	一〇〇、〇〇〇	一一八、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
嫩江省	一〇〇、〇〇〇	一一八、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
北安省	三〇〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三六〇、〇〇〇
三江省	三〇〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三六〇、〇〇〇
濱江省	三〇〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三六〇、〇〇〇
安東省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
奉天省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
錦州省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
熱河省	一〇〇、〇〇〇	一一八、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
吉林省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
間島省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
牡丹江省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
東安省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
濱江省	三〇〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三六〇、〇〇〇
三江省	三〇〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三六〇、〇〇〇
北安省	三〇〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三六〇、〇〇〇
黑河省	一〇〇、〇〇〇	一一八、〇〇〇	一二〇、〇〇〇
龍江省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
嫩江省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
興安北省	五〇〇、〇〇〇	五九〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
興安南省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇
興安東省	一、一〇〇、〇〇〇	一、二九〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇

（注）滿洲國人（括弧内）は昭和十年中華民國人を合算せしもの。

道	人口千中 滿洲國人	人口千中 民國人	昭和十年 滿洲國人	昭和十年 民國人	昭和五年 滿洲國人	昭和五年 民國人
總數	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	四、三一九、一〇〇	四、三一九、一〇〇
興安東省	二八九	二八九	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、二九〇、〇〇〇	一、二九〇、〇〇〇
興安南省	二六七	二六七	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇
興安北省	一三三	一三三	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	五九〇、〇〇〇	五九〇、〇〇〇
龍江省	二六七	二六七	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇
黑河省	二六七	二六七	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一一八、〇〇〇	一一八、〇〇〇
嫩江省	二六七	二六七	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一一八、〇〇〇	一一八、〇〇〇
北安省	八〇	八〇	三六〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三五四、〇〇〇
三江省	八〇	八〇	三六〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三五四、〇〇〇
濱江省	八〇	八〇	三六〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三五四、〇〇〇
安東省	二六七	二六七	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇
奉天省	二六七	二六七	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇
錦州省	二六七	二六七	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇
熱河省	二六七	二六七	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一一八、〇〇〇	一一八、〇〇〇
吉林省	二六七	二六七	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇
間島省	二六七	二六七	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇
牡丹江省	二六七	二六七	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇
東安省	二六七	二六七	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇
濱江省	八〇	八〇	三六〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三五四、〇〇〇
三江省	八〇	八〇	三六〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三五四、〇〇〇
北安省	八〇	八〇	三六〇、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三五四、〇〇〇
黑河省	二六七	二六七	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一一八、〇〇〇	一一八、〇〇〇
龍江省	二六七	二六七	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇
嫩江省	二六七	二六七	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一一八、〇〇〇	一一八、〇〇〇
興安北省	一三三	一三三	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	五九〇、〇〇〇	五九〇、〇〇〇
興安南省	二六七	二六七	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇	一、一八〇、〇〇〇
興安東省	二八九	二八九	一、三〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、二九〇、〇〇〇	一、二九〇、〇〇〇

府部、都部別滿洲國人及中華民國人

府、都、部	總數	男	女	女百に付男	人口千中 總數	人口千中 男	人口千中 女
滿洲國人							
總府總數	一一、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一二〇・〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
都部總數	一、一〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一二〇・〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
都部總數	一〇、九〇〇、〇〇〇	五、九四〇、〇〇〇	四、九六〇、〇〇〇	一一九・八	九〇〇	九九〇	八一〇
中華民國人							
總府總數	五、〇〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	一〇八・三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
都部總數	四、九〇〇、〇〇〇	二、五四〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇	一〇七・六	九八〇	九七七	九八四
都部總數	一〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	一五〇・〇	二〇	二三	一六

滿洲國人及中華民國人の府別分布

府	滿洲國人	民國人	人口千中 滿洲國人	人口千中 民國人
總數	一、三〇〇、〇〇〇	三、六〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
新京特別市	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	六一	二二
奉天市	一一、〇〇〇	二、九五〇	八	一
錦州省	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	七七	二八
熱河省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
吉林省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
間島省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
牡丹江省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
東安省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
濱江省	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二三	八
三江省	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二三	八
北安省	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二三	八
黑河省	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	七七	二八
龍江省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
嫩江省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
興安北省	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三八	一四
興安南省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
興安東省	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	八五	三一
安東省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
奉天省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
錦州省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
熱河省	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	七七	二八
吉林省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
間島省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
牡丹江省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
東安省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
濱江省	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二三	八
三江省	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二三	八
北安省	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二三	八
黑河省	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	七七	二八
龍江省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
嫩江省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
興安北省	五〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	三八	一四
興安南省	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	七七	二八
興安東省	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	八五	三一

| | | |

で內地人の家に入婿したもの二組、內地人で朝鮮人の家に入婿したもの二組である。尙ほ道別に之を觀ると京畿・慶南の十四組が首位で、咸南の十二組が之に亞いでゐる。又職業別に觀ると商業及び交通業の十七組最も多く、公務及び自由業の十一組、工業の九件が之に亞いでゐる。最近十年間の趨勢を觀ると多少の高低はあるが漸增の傾向にある。

	總數	實數指數	內地人で朝鮮婿人を妻とするもの	朝鮮人で內地婿人を妻とするもの	朝鮮人で內地人の家に入婿したもの	內地人で朝鮮人の家に入婿したもの
昭和三年	四〇	一〇〇	一二	二	二	一
同四年	四八	一二〇	一二	二	八	一
同五年	四六	一一五	一二	二	六	一
同六年	五三	一三三	一二	八	九	一
同七年	五五	一三八	一三	三	四	一
同八年	五六	一四〇	一二	五	四	一
同九年	五二	一三〇	一二	六	四	一
同十年	一九	一四八	一四	六	一	一
同十一年	四〇	一〇〇	一三	三	三	一
同十二年	四五	一一三	一二	二	三	二

內地在留朝鮮人　內地在留朝鮮人は、韓國併合を契機として漸次增加の趨勢を示し、更に大正十一年前後を劃して逐年增加の一途を辿り、前期昭和八年末に於て、四十五萬六千二百十七人を算するに至つた。爾來內地に於ける各種產業の異常なる勃興は、自ら朝鮮人の渡航を慫慂し、年々躍進的の數字を示すに至り、而も前期に於ける在留朝鮮人は、其の大多數は格別なる知識技能を要せざる所謂自由勞働者であつたが、今期に入りては特に商業に從事する者漸次增加し、昭和十一年六月現在に於て、五萬一千七百四十四人を數ふるに至つた如きは注意すべき事柄である。尙ほ之に關する主要なる二・三の統計を揭げて、參考に供することにする。

內地在留朝鮮人累年比較表（內務省調）

年次	在留者數	前年末との比較・年	在留者數	前年末ノ比較
大正十五年（昭和元年）	一四八、五〇三	同　七年	三九〇、五四三	七二、三三二增
同　二年	一七五、九一一	同　八年	四五六、二一七	六五、六七四增
同　三年	二四三、三三八	同　九年	五二七、五六六	八一、三五九增
同　四年	二七六、〇三一	同　十年	六二五、六七八	八八、一〇二增
同　五年	二九八、〇九一	同　十一年	六九〇、五〇一	六四、八二三增
同　六年	三一八、二一三	同　十二年	七三五、六八九	四五、一八八增

內地在留朝鮮人職業別增減表

職業別	昭和十一年六月末現在（內務省調）	昭和十二年十二月末現在（同上）	增減
有識的職業	一四四七	一六七九	二三二
商業	三九、一四四	五一、七四四	一二、六〇〇
農業	三八四八	四、五三三	六八五
漁業	七二八	三四七	八三八一

職業別人口

（一）職業別人口　明治三十五年法律第四十九号國勢調査ニ關スル件ニ依ル十年ニ一回大調査

昭和十四年臨時國勢調査

府縣別	男	女	計
東京	一、四〇五、三四八	一、一一一、一一一	二、五一六、四五九
大阪	一、一〇一、三四五	八四五、六四八	一、九四六、九九三
神奈川	五四九、一四一	四三一、一四一	九八〇、二八二
兵庫	七四〇、一四一	五四九、一四一	一、二八九、二八二
愛知	六四〇、一四一	四九一、一四一	一、一三一、二八二
福岡	六四〇、一四一	四九一、一四一	一、一三一、二八二
静岡	四四〇、一四一	三四一、一四一	七八一、二八二
長崎	三四〇、一四一	二四一、一四一	五八一、二八二
熊本	三四〇、一四一	二四一、一四一	五八一、二八二
鹿児島	三四〇、一四一	二四一、一四一	五八一、二八二
山口	三四〇、一四一	二四一、一四一	五八一、二八二
岡山	三四〇、一四一	二四一、一四一	五八一、二八二
愛媛	三四〇、一四一	二四一、一四一	五八一、二八二
新潟	三四〇、一四一	二四一、一四一	五八一、二八二
山形	三四〇、一四一	二四一、一四一	五八一、二八二
岩手	三四〇、一四一	二四一、一四一	五八一、二八二
青森	三四〇、一四一	二四一、一四一	五八一、二八二
北海道	三四〇、一四一	二四一、一四一	五八一、二八二

職業別	男	女	計
農業	七三五、〇〇〇	四七、〇〇〇	七八二、〇〇〇
水産業	三六、〇〇〇	一、〇〇〇	三七、〇〇〇
鑛業	四五、〇〇〇	一、〇〇〇	四六、〇〇〇
工業	一、〇一〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、三一〇、〇〇〇
商業	四〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇
交通業	二〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇
公務自由業	二五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇
家事使用人	一〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
其他有業者	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
無業	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
計	三、〇六〇、〇〇〇	一、一一〇、〇〇〇	四、一七〇、〇〇〇

職業別	男	女	計
農業	一、一三〇、〇〇〇	一、一三〇、〇〇〇	二、二六〇、〇〇〇
水産業	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一一、〇〇〇
鑛業	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一一、〇〇〇
工業	一、一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
商業	四〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇
交通業	二〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇
公務自由業	二五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇
家事使用人	一〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
其他有業者	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
無業	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
計	三、三〇〇、〇〇〇	一、二一〇、〇〇〇	四、五一〇、〇〇〇

内地在勤陸軍軍人職業別（昭和十年末）

職業別	男	女	計
農業	一、一三〇、〇〇〇	一、一三〇、〇〇〇	二、二六〇、〇〇〇
水産業	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一一、〇〇〇
鑛業	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一一、〇〇〇
工業	一、一〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
商業	四〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	五五〇、〇〇〇
交通業	二〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二一〇、〇〇〇
公務自由業	二五〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇
家事使用人	一〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
其他有業者	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇
無業	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
計	三、三〇〇、〇〇〇	一、二一〇、〇〇〇	四、五一〇、〇〇〇

の國勢調査を、其の中間の五年目に簡單なる國勢調査を施行することになつて居たが、昭和十四年三月右法律が改正せられ、國勢調査を必要に應じて實施し得るの途が開かれた。昭和十四年臨時國勢調査は、此の改正法律に基づいて施行せられた第一回の臨時調査である。昭和十四年四月勅令第二百九號を以て、昭和十四年臨時國勢調査施行令が公布せられ、調査の方針が確定せられたので、同年五月十三日府令第七十六號を以て朝鮮昭和十四年臨時國勢調査規則を發布して、調査の時期、範圍及び事項等を左の通り定め、亟いで訓令通牒を發して調査手續を規定した。

(一)　調査の時期　昭和十四年八月一日

(二)　調査の範圍　(イ)物品販賣業を營むもの　(ロ)物品賣買の仲介業を營むもの　(ハ)法人、組合其の他にして物品の販賣又は賣買の仲介をなすもの　(ニ)旅館、料理店、飲食店其の他之に準ずべきもの

(三)　調査事項　物品販賣業を營むもの及び物品賣買の仲介業を營むものに付ては、下の事項を調査する。(イ)經營體の名稱名稱なき場合は、主任經營者の氏名又は姓名　(ロ)本店支店の別　(ハ)開業の年月　(ニ)企業の組織　(ホ)法人に在つては拂込資本金又は出資額　(ヘ)營業の種類　(ト)從業者　(チ)調査期日前一年前に販賣業者又は生產業者より仕入れたる指定物品の仕入數量及び金額　(リ)經營の形態　(ヌ)調査期日前一年間の卸賣小賣別賣上總金額　(ル)朝鮮總督の指定する物品の調査期日前一年間の、卸賣小賣別賣上數量及び金額　(ヲ)前號の指定物品中朝鮮總督の特に指定するもの、現在手持數量、旅館、料理店、飲食店其の他之に準ずべきもの等

調査機關としては中央に在つては總督官房國勢調査課に於て、專ら調査の計畫、調査の指導、結果の整理、公表等の事務を掌理し、地方に在つては各道に臨時國勢調査部を設けて管內に於ける調査事務を處理せしめ、郡島及び府邑面には夫々國勢調査事務從事員を命じて必要なる事務を執行せしめた。又調査の完全なる遂行を期する爲、調査事務主務者に對する講習會を催し、或は印刷物其の他の方法に依つて宣傳をなし調査の趣旨を徹底せしめた。尙ほ該調査に要する經費として認められた豫算は、國費は昭和十四年度以降二箇年繼續費として二十九萬二千五百三十二圓、道費及び府邑面費は十九萬九千三百九十九圓である。

(二)　調査の實施　調査區は調査經營體凡そ二十存在すると認めらるゝ區域を以て一調査區の標準とし、全鮮に一萬七千十七の調査區を設定し、各調査區內の事情に精通せる者、有能公正にして信望ある者を調査員に任命し、調査員一萬六千九百九十二人一調査員にて二調査區を擔當したる爲調査區數より調査員數が二十五減じた豫備員四千三十四人をして之に當らしめた。調査實施當時、中南鮮地方は偶々未曾有の旱害に遭遇せる爲、調査に相當の困難を豫想せられたが、從事員竝びに調査員の獻身的努力に依つて、何等の支障なく申告書を蒐集することを得た。

(三)　調査結果の整理　結果の整理編成は本府に於て集計整理の上公表する中央集查の方法を採り、昭和十五年中に完了する計畫の下に目下整理に從事しつゝある。

朝鮮人口動態調査

(一)　調査準備　人口動態調査が、社會百般の政策遂行上に極めて重要なることは論を俟たぬ。

然るに朝鮮に於ては從來地方公査の方法に依つて之を調査し來つた爲、其の內容に於て不備粗雜のものがあつて、到底所期の目的を達成し得なかつたので、之が調査方法を中央集査に依ることに改善することになつた。そこで昭和十二年十月二十七日府令第百六十一號を以て朝鮮人口動態調査規則を制定し、亞いで通牒を發して之が取扱手續を規定した。

(二)　調査結果の整理　各府邑面は昭和十三年一月一日より調査を實施し、其の作成した調査票を本府に提出し、本府は同年四月一日より之が整理に着手し、出生及び死亡に就いては年四回に亙り其の概數を速報として發表した。

朝鮮第四回國勢調査　本調査は前期昭和十年十月一日施行「朝鮮國勢調査」に對するものであつて、卽ち昭和十五年五月二十日勅令第三百四十三號「昭和十五年國勢調査施行令」竝びに同日公布の同施行令に依り、今年十月十五日午前零時を期して施行せらるゝものであるが、時局下の國勢調査として、可なり廣範圍に亙つて調査が行はれることになつてゐる。

第五　治安・民情と警察機構の整備

支那事變の影響と治安對策

(一)　事變下に於ける治安の概況　鮮內に於ける民心の趨向は、滿洲事變を契機として著しく好轉し、從來朝鮮統治上に幾多の困難と障碍を來さしめたる民族共產兩運動も、表面漸次鎭靜して順調なる經過を辿りつゝありたる折柄、今次支那事變の勃發を見るや、朝鮮に於ては併合以來曾て見ざる大規模の動員、軍需器材の徵發竝びに內地大部隊の鮮內通過北支輸送等に依り、一般朝鮮民衆は事變の意外に重大なることを感知すると共に、新聞紙等に傳へらるゝ日本に不利益なる國際的動向に刺戟せられ、或は廣大なる戰局の收拾を疑惧して、日本の敗戰を聯想するが如き言動を爲し、又は鐵道輸送の制限、輸入品の統制、金融機關の融資引締或は物價の自然騰貴等の事實に依り、漠然政治的經濟的不安を感じ、之が種々の流言となつて傳へられ、事態の擴大に伴ひ之の種不安は益々濃厚にならんとする傾向があつたが、當局の徹底せる時局認識啓蒙運動と、流言蜚語其の他時局に伴ふ各種不穩行動の取締等に依つて民心は漸く安定し、更に現地に於ける日本軍の決定的大勝、或は各國の蠢動を排し斷乎所信に邁進せる毅然たる帝國の態度に直面して、其の實力を再認識し、益々皇國に信倚するの念を固め、東洋平和の爲暴支擊つべしとの輿論は絕對的民衆の支持を博するに至つた。その後昭和十三年七・八月に至るや、張鼓峰事件の勃發を見、更に翌十四年五月以來滿蒙國境にノモンハン事件の勃發あり、天津英租界隔絕問題を契機とする日英外交交涉經緯あり、或は獨蘇不可侵條約締結を契機とする歐洲戰爭の勃發等、帝國の興亞建設の聖業にも直接の重大關聯を有する局面の展開相亞ぎ、其の間時局の重大化に伴ひ、朝鮮人智識層に有つては帝國臣民としての信念に目覺め、進んで聖業完遂を翼贊すべき國民的自覺を固むるに至り、事件勃發當初極めて消極的論調に在つた諺文新聞も、當局の指導と相俟つて、鮮內民心の趨向を反映して聖業翼贊への積極的論調に轉じ、一般民衆亦急速に皇國臣民への自覺に目醒め、殊に昭和十三年朝鮮人特別志願兵制度の創設は、爾來其の成績概して良好なるのみならず、之が出征者中、勇敢なる皇軍兵士として戰

死傷者を出すや、一般の熱狂的感激を煽り、朝鮮人の皇國臣民としての地位の向上を表示すると共に、一面義務教育制の施行其の他内鮮一體の理想實現に、大なる期待を寄するの氣運を醸成するに至つた。尙ほ從來動もすれば、民族意識の偏見を煽り政治的不穩行動に出で、或は迷信的布教を爲し、施政の圓滑を阻害するが如き傾向を有したる基督教各派及び天道教、侍天教等の宗教團體及び同類似團體も、今事變發生以來漸次覺醒し、進んで愛國的諸行事を計畫し、或は之に合流するもの續出し、以て當局の指導統制に順應して民衆の啓蒙に當りつゝある狀況である。

從つて一般民心の趨向を仔細に觀察すれば、國際關係に對する杞憂或は經濟的不安等は、未だ全く解消せりとは認め難く、尙ほ一部頑迷なる主義者や青年學生中には、依然として事變に對する帝國の眞意を諒得せず、或は自己の抱懷せる主義的立場より、故らに事態を歪曲して支那事變を以て帝國主義的侵略なりとし、或は日本軍部の專斷的武力行使なり等と極めて不穩當なる反戰反軍的言動を弄し、國民の協力一致を阻害するが如き事例なしとしない。又事變發生當時に於ては支那人關係の紛爭事件急增し、其の原因は直接事變と關係を有するもの比較的僅少であつたが、事變に伴ふ民族的反感に胚胎せることは想像に難からざる所で、既往萬寶山事件を動因とせる鮮内に於ける排支事件の先例に鑑み、之が取締に付ては深甚の注意を加へ來つたことは勿論である。然も一方支那及び蘇聯方面に散在せる主義者一派に於ては、好機到れりと爲し赤化或は排日策動の手先となり、又は外諜的任務を帶びて活潑なる行動を開始せるやの情報頻到し、殊に在支不逞分子中には避難民を裝ひ、内地及び鮮内に潛入せんとするを檢擧せる事例もあり、其の他民心を誑惑せしむるが如き流言蜚語、又は時局を惡用して私利を圖らんとする詐欺恐喝、其の他の非行を敢てする者ある等、平靜なるが如き現下の治安情勢に在りても、尙ほ裏面的には幾多嚴重警戒を要すべき點が尠くない。

在留中國人は、事變勃發當初には遠からず現地解決を見るべしとの觀測の下に、極めて平靜なる態度を保つて居たが、其の後事態の進展に伴ひ、新聞紙上等に於て現地に於ける在留邦人に對する中國人の壓迫事實等が報道せられ、一面朝鮮部隊の動員、内地部隊の大量輸送等の事實を目擊して事變の意外に擴大せるに驚き、既往に於けるが如き排支運動の勃發を恐れ、且つ事變に伴ふ中國人勞働者の使用減退等の影響をも受け、急遽退鮮歸國を決意する者增加し、昭和十二年七月十四日、鎭南浦發長山丸にて中國人勞働者三十名が退鮮したのを始めとし、海陸離鮮地には引揚者殺倒し、仁川、鎭南浦、新義州等には一時歸國待機者數千名を算する狀況であつたが、之等引揚歸國者は、七月中旬以降八月を最高として、大體十月下旬頃迄には一段落を告げ、事變發生以來同年十二月末迄に、歸國せる者は三萬三千二百九名で在留中國人の過半數に達した。然るに其の後戰況は急激に進展し、同年十二月十四日には北京に北支新政權成立し、續いて在鮮中國人大多數の出生地たる山東省も、我軍の支配下に入り新政權參加を見るに至つた爲、在鮮華僑は同年末以來續々新政權に參加し、防共日滿支三國の親善提携を叫び、其の後蔣政權の潰滅と汪兆銘の和平提唱、新中央政權成立工作に異常の期待を抱き、最近は全く生業に安んずるに至つた。

其の他外國人關係を觀るに、蘇、英、佛、米の各公館員は、努めて時局に關する言動を愼み、内鮮人の感

情を刺戟することを避けんとする傾向を示し、表面的には特異の點を認めないが、支那事變に對する國內の狀況特に一般民衆の態度、軍事行動等に對しては、極めて執拗且つ熱心に情報蒐集に努めつゝあるものと認められる。一方獨伊竝びに白系露人は、徹底的防共の必要を力說して、今次事變は防共及び東洋平和確立の爲、絕對不可避の聖戰なりとて、帝國の態度を正確に認識し、支那軍閥の橫暴を攻擊すると共に反蘇的態度を闡明しつゝある。

事變に伴ふ民心の趨向及び各方面に於ける反響概要は以上の通りであるが、未曾有の事變に直面した鮮內民心は、事變當初に於て一時稍々不安動搖の嫌なしとしなかつたが、當局の措施宜しきを得て時日の經過と共に爾來極めて平靜に推移しつゝあるも、事變は長期に亙り、殊に物資動員計畫に基づく諸物資需給の不圓滑は、一般民衆の日常生活に影響すること切實にして、動もすれば各種の不安を釀し易きを以て、銳意之が指導に努めつゝある。

(二)　警戒措置　今次事變勃發直後、通州に於ける支那兵の邦人虐殺事件を始め、支那各地に於ける支那兵、暴民の邦人に對する殺傷、又は權益に對する侵害事件等頻々として報道せられ、就中朝鮮人の被害に對する鮮內民心の衝擊は、敵愾心の赴く處在留中國人に對し、往年の萬寶山事件に對する報復事件の如き事案を勃發せしむる虞あるのみならず、當時在留中國人の大量本國引揚に當り、賣掛金の取立其の他取引關係の整理決濟に關し紛議續出の狀況を呈したので、鮮支人間の紛爭防止警戒竝びに人心を不安動搖に導く虞ある言動其の他流言蜚語の防止取締方を通牒し、遺漏なきを期した爲、幸にして殺傷集團行動等重大なる事態の發生を見る事なく順調なる經過を辿つたが、一

面事變は支那側の不誠意に依り益々擴大し、半島師團の動員出動、內地部隊の鮮內通過相亞ぎ、民心の刺激一層深刻なるものがあつたので、之等出征部隊の輸送に伴ふ既定非常特別警戒の外、港灣施設、船舶、列車、停車場其の他の交通機關、發電所、重要橋梁、電線、火藥、引火質物、工場、貯藏所等特殊建築工作物に對する警戒、國外不逞者外諜等の潛入に依る謀略策動の防遏檢擧の爲の一齊檢索、不審訊問、內偵等の强行實施、不穩言動流言蜚語の防止取締等各般に亙る繼續的特別警戒を實施し、事變下に於ける治安確保の萬全を期することゝした。

一方民度低く新聞、ラヂオ等の報道機關普及せざる朝鮮に在りては、夥ひ時局に對する認識に乏しく、流言浮說に乘せられ易き實狀に鑑み、時局を正しく認識し、皇國臣民たるの決意を鞏固にし、その銃後活動を促すべく、民心指導の要切なるものがあるので、別項記述の如く、警察官駐在所を中心とする時局座談會を實施し、以て多大の效果を收めつゝある。

右の外昭和十三年七月勃發せる張鼓峰事件及び翌十四年五月發生せるノモンハン事件等、民心に多大の刺戟を與ふる事件の續發に際しては、情勢に應じ隨時各道の注意を喚起して警戒に遺漏なからしむると共に、時局に關し非違を敢てし、或は不穩言動、流言蜚語等民心の安定を阻害するが如き所爲に對しては、假借なく嚴重なる取締を加へ來れる結果、重大なる事案の發生を見ない。尙ほ別項共產主義運動の長期事變下に於ける民心の機微に乘じ、之が惑亂を試むる等事變後方擾亂的策動に關しては、事變下特別警戒と共に嚴重糾明彈壓し、以て萬遺憾なきを期して居る。

(三)　民心に及ぼせる影響　今次事變の發生當初に於ては、內鮮人共事態の餘りに突發的なるに

驚き、極度の緊張を以て種々の臆測を逞うし、此の間自然各種の流言蜚語を生じ、一時民心動搖の兆あるを觀取せられたが、新聞ラヂオ等の報道及び逸早く計畫せられたる當局の啓蒙的諸施設に依り、一般は漸次事態を正確に認識し冷靜に歸したが、認識の程度竝びに反響は、內鮮人に依り又は民衆の智識程度に依り、或は都鄙等地域的環境に從ひ必ずしも一樣ならず、雖も之を概括的に檢討すれば、內地人に在りては其の智識程度竝びに職業の如何に拘らず、日々報道せらるゝ新聞・ラヂオ等の戰捷ニュースに甚大なる關心を持つと共に、常に聖戰に從事しつゝある將兵に感謝を捧げ、進んで愛國的活動に奔走し、更に困苦缺乏を克服し、以て東亞新秩序建設に邁進するの態度を堅持しつゝある。朝鮮人方面の一部に在りては、事變發生當初極めて冷靜にして、餘りに無關心に過ぐとの非難すらあつたが、其の後事態の進展と當局の積極的指導等の結果、一般朝鮮人の時局認識大いに改まり、最近に於ては一部特殊分子を除き大多數は內地人に伍して、國防獻金・皇軍慰問金・恤兵金等の醵出其の他時局的諸活動に奔走する等、眞に內鮮一體の實を顯現しつゝある。

由來鮮內に於ける思想的重大事件の跡を見るに、其の多くは靑年學生に依り、執拗且つ果敢に展開せられたる實狀に鑑み、今次事變の勃發に當つては、其の動靜に付ては特に深甚の注意を拂ひ來つたが、猶ほ一部には、聖戰の意義に釋然たらざるが如き言動を爲すものなきにあらざれども、概して如上良好なる一般民心を反映して、休暇歸鄉中の學生等に例年の如き講演行脚或は集會等をなすものなく、進んで學生動勞報國運動に參加する等一般に緊張しつゝある現狀であつて、之を滿洲事變當時、京城帝國大學々生等の反帝同盟事件を初め、各中等學校生徒の反戰運動各所に惹起したる事實と對比すれば、玆數年間に於ける一般思想界の推移は、實に注目に値するものがある。

張鼓峰事件　昭和十三年七月十日午後一時頃、蘇聯兵二十名餘は不法にも滿洲領內の張鼓峰を占據し、頻りに陣地を構築して挑戰的態度に出で、滿洲國の嚴重な抗議と我が方の平和的な解決交涉にも反省の色なく、却つて益々兵力を增强し、果ては同月三十一日午前二時、敵の發砲に依つて日蘇兩軍は遂に衝突、激戰を交ふるに至り、國境一帶は忽ち臨戰地區と化して、敵の砲彈は連日鮮內に落下し、被害も亦逐日增大するに從ひ、民心次第に動搖を來し、殊に敵機の來襲は民心に非常なる衝撃を與ふるものがあつた。斯くして戰局は刻々に急迫を告げ、遂に羅南師團管下にも動員下命を見るに及び、其の將來は全く逆睹すべからざるものあり、或は日蘇の全面的開戰となるやとも豫想せられたのであるが、我方の不擴大方針堅持により、八月十日夜モスコーに於て停戰協定が成立し事件は鎭靜に歸した。而してこの間臨戰地區第一線の慶興・西水羅・訓戒の各警察署に於ては、警察官の增援と自警團・消防組・在鄉軍人の出動協力とに依り、軍部との緊密な連携の下に、民心の指導安定・軍事援助・防空・流言蜚語の取締・外諜防遏・避難民の指導救護等決死の活動を續け、以て克く其の重大任務を遂行し得た苦勞は、眞に刮目すべきものがある。

時局座談會　前述する如く支那事變發生直後に於ける民心の不安動搖は相當警戒を要するものあり、之に對し周到なる警戒に依り事故の未然防止に努むると共に、他面民衆をして正しく時局を認識せしめ、以て不安氣分を一掃し重大時局に對する國民的自覺を促進せしむる事は、獨り治安維持上必要であるばかりでなく、事變下に於ける諸般の國策遂行上喫緊の事に屬するは勿論であ

る。而して之が方策として、民衆に全面的に接觸の機會を有し、且つ朝鮮の特殊事情に依り、地方的に最も强力なる指導力を有する警察官駐在所を利用することが最も效果的なりと認め、昭和十二年九月以降、全鮮一齊に駐在所を主體とする時局座談會を實施し、時局認識の普遍的徹底を期することゝした。

而して本計畫の實施は、從來の講演會の如き形式を採らず、座談會として對象人物に應じ最も平易なる質疑應答の方法に依り、支那事變の原因・經過・現況を說示し、更に東洋に於ける帝國の地位・歐米各國の政狀と時局關係等を說明し、之に對する質疑を爲さしめ、以て充分納得せしむると共に、直接時局と關係なき事項と雖も、地方改良又は生活改善問題の如き目下喫緊の問題は、座談の間に於て適宜指導を行ふことゝし、尙ほ會合に際しては、民衆に經濟的負擔を蒙らしめ、若くは家事に支障を來さしむるが如きことは極力之を避け、會合の範圍・開催時期・所要時間・使用語等に注意を拂ひ、又常に對象人物の智識程度・生活狀態等を考慮し、進んで積極的に參加し、忌憚なき意見を吐露するやう考慮してゐる。

本施設は、實施以來昭和十五年一月迄に、開催度數三十萬八千七百五十一回、參加延人員千六百六萬四百二名の數字に達してゐるが、之が爲漸次民衆の啓蒙上頗る大なる好結果を齎し、時局に對する正確なる認識を高めると共に流言浮說を激減し、出征軍人の歡送迎・遺家族の慰問・國防獻金の續出・注意人物の思想轉向・耶蘇敎徒の神社參拜等、其の效果枚擧に遑あらざるものがある。

共產主義運動と防共施策

(一)　共產主義運動

過去十數年間、鮮內至る處に蔓延しつゝあつた共產主義運動も、當局不斷の檢擧彈壓によつて、爾來年を經ると共に漸次減少の趨向を辿りつゝあることは、洵に喜ばしき現象と謂はなければならぬ。卽ち之を數字的に觀察するに、昭和十年の思想犯罪の檢擧件數は、百七十二件、同十一年は百六十七件、同十二年は百三十四件、同十三年は百四十五件、同十四年は七十四件と漸次遞減の一途を辿つてゐる。之は一に滿洲事變發生以來、內外諸情勢の推移變遷に伴つて、一般民衆が國體の本義を認識し、漸次思想の好轉を見つゝあつた折柄、更に今次支那事變の勃發は、這個の思想界に一大覺醒を齎した結果であるが、又一面昭和十一年十二月朝鮮思想犯保護觀察令の施行及び當局に於ける特殊思想惡化地帶淨化工作の現はれであつて、爾來共產主義者にして轉向を表明する者續出し、往年熾烈なる鬪爭意識に燃へ、而も幾多實踐經歷を有する危險分子も、過去の運動の誤謬を悟り、翻然悔悟して進んで銃後の護りに盡す如き事例を生ずるに至つた。而して斯の如き現象は必然の結果として左翼陣營の衰微を將來し、爲に近年非合法運動も亦漸次減少の傾向にあるが、猶ほ一方一部頑迷なる主義者にして、今尙ほ執拗に果敢なる潛行工作を續け、依然として其の跡を絕つに至らざる狀勢である。

輓近に於ける共產主義運動の特殊傾向は、昭和十年八月コムミンテルン第七回大會が、帝國主義反對・ファッシズム反對の二大鬪爭スローガンを一層强調すると共に、苟も反ファッショ的主張を有する諸勢力とは、妥協結合すべしとなす所謂人民戰線運動の新方針採擇の影響として、朝鮮に於ても所有合法場面の機會に投じ、其の非合法性を僞裝して大衆の赤化を策し、時局を逆用して銃後

陣營を攪亂し、又は反戰運動を勃發せしめて、其の混亂に乘じて一擧に赤化革命の野望を達成せんとするが如き、惡質なる反帝運動の勃興を將來し、其の手段方法は寧ろ從來よりも、隱密且つ巧妙となつて來たことは、最近檢擧せる重要思想事件の殆んど大部分が如實に之を立證してゐる。而して特に朝鮮は、蘇聯竝びに滿洲と接壤してゐる關係上、コムミンテルンとの連絡は比較的容易であり、直接間接に其の影響する處甚大なるものがあることは勿論である。仍つて當局は之等運動の芟除掃滅を期する上に於て萬全の考慮を拂ひ、以て現下非常時局の對策に遺憾なきを期しつつある。

(二)　防共態勢　如上數年に亙り猖獗を極めた共產主義運動も、當局の假借する事なき彈壓に依り、其の組織活動は全く潰滅するに至り、主義者の大部分は、時局の影響と當局機宜の施策に依つて轉向し、之を大勢より觀る時は、共產主義運動が往年に見るが如く著しく治安を素り、施政全般に惡影響を與へたるが如き情勢は全く解消するに至つたものと見られる。さりながら仔細に是等の實情を檢討するに、彼等の過半は家庭的乃至生活的事由に依る所謂沒落轉向、又は單に消極的に共產主義運動に參加せざる旨を誓ふ程度の者多く、眞に日本精神を會得し、進んで國民的理念に精進せんとする者尠く、大勢の變化如何に依つては逆轉の虞ある分子も相當あり、更に滿支、朝鮮に對するコムミンテルン赤化の魔手は、今次の事變を契機に更に積極化する情勢に在つて、防共施策は單に官憲のみに依る彈壓善導を以てしては、其の徹底を期し難き憾みなしとしない現狀にある。玆に於てか廣く民間の諸勢力を糾合し、組織的にして併も有效なる防共施策の必要が痛切に感ぜら

るゝに至り、玆に昭和十三年八月十五日、政務總監を總裁に警務局長を會長とし、思想取締關係局部の官廳側諸官、民間有力者を幹事及び評議員とする朝鮮防共協會を創立するに至つた。

本會は各道に道知事を支部長とし、道內有力官民を以てする聯合支部を置き、之に各警察署を中心とし、當該警察署長を支部長にせる署職員、民間有力者協力の支部を置き、支部の下に其の地方の情勢に應じて地域的に或は工場、職場、勞働者集團每に防共團を組織する外、既成敎化、宗敎團體等の內部に防共部を設置し、更に昭和十四年十一月之を財團法人とし、昭和十四年末に於ける全鮮防共團竝びに支部數三千五百に達し、團員、部員數二十萬人を突破するの盛況を見るに至つた。

本會の事業は、協會の精神綱領たる共產主義思想竝びに運動の撲滅、日本精神の昂揚を目的とせる團員に對する防共座談會、講習會乃至內地視察旅行等を實施する外、一般に對する宣傳敎化事業として思想展覽會、防共映畫會、防共パンフレットの發行配布、ポスター、ビラの配布等を行ひ、尙ほ機關紙として、防共の朝鮮を每月二回發行し、其發行部數五萬一千部に達し更に增刊の計畫中である。

在外不逞鮮人の狀況　在外不逞鮮人にして、露領を根據として朝鮮の革命を企圖してゐた赤化分子は、昭和十二年秋、蘇聯當局の異民族强壓政策によつて、極東在住朝鮮人二十萬は悉く中央亞細亞に移住を强制せられ、其の結果其の策動も完全に屏息するに至つた。而して現在に於ては在米の數個團體にして、今尙ほ在支不逞者に金品を送り、間接的に民族主義運動を續ける者ありと雖も、之等は朝鮮に直接影響する處尠く、現下の狀勢に於て、特に注意を要するものは、僅かに次項國境警備の概況中に記述せる滿洲抗日朝鮮人匪團と、支那本土に於ける中國共產黨、中國々民黨の指導援

助下に、反日策動を展開してゐる數團體があるに過ぎない。而して昭和六年九月滿洲事變勃發以來、此等在支朝鮮人不逞團體は、支那側の反滿抗日運動に合流して、日滿要人の暗殺、後方攪亂の第一線に起ち、幾多の兇暴行爲を敢てしたのであるが、更に昭和十二年七月支那事變の發生と共に、中國々民黨の使嗾によつて、潛稱大韓民國臨時政府系たる金九を首領とする民族主義團體「韓國光復運動團體聯合會」と、民族革命派の金元鳳を盟主とする社會主義團體「朝鮮民族對線聯盟」との二大團體を成立し、夫々自派青年を激勵して中韓合作の抗日運動に乘り出し、前者は昭和十四年二月、廣西省柳州に組織した光復陣線青年工作隊を先鋒として、各派を統合する單一黨結成竝びに抗日宣傳に當り、後者は昭和十三年十月十日、星子軍官學校特別訓練班の卒業生を主體とした朝鮮義勇隊を編成して支那側抗日各戰區に配屬し、日本軍占領區域の攪亂工作、情報蒐集其の他の反戰抗日運動に狂奔して居る。而して此等青年分子は、何れも朝鮮人在住者の稀薄なる支那本土よりも、東北滿洲に進出して在滿抗日匪團の同志と提携し、以て直接朝鮮の革命を達成することを最終の目的とするものであつて、其の動向は頗る注意に價するものがある。

尙ほ在支各不逞團體間に統一問題が擡頭し、一面重慶側の慫慂もあつて、目下首腦者が重慶に集まり、頻りに具體案を協議中であるが、舊來の民族獨立主義者と新進の左翼共產分子との間に、其の方法に關して理論鬪爭が行はれ、急速には實現しさうにも無いが、當局に於ては之に嚴戒を加へ目下成行注視中である。

國境警備　國境對岸の匪賊は、大正八年三月掻擾事件後、此の事件に關係した一部の者が、同地方

に在住する無賴不逞の徒と、不穩團體を組織して匪賊化したのに始まるが、當時は支那側の取締が頗る不徹底極まるものであつたのみならず、我が方の警備も手薄であり、加ふるに被害人民は匪賊の脅迫に怯え、後難を恐れて被害事實を申告せざるもの多く、甚だしきに至つては却つて我官憲の行動を密通して、匪賊を庇護するが如き狀況であつた爲、彼等は益々增長を極め、漸次警戒網を潜つて鮮內に入り、掠奪、放火、殺傷等兇暴の限りを盡すに至つたが、大正十四年支那當局との間に國境警備に關する協定成立し、爾來支那官憲の嚴重なる取締と、當方に於ける警備力の充實と相俟つて、平安北道を除く國境線は、殆んど部隊的の侵入なく、概ね平靜を保つに至つた。然るに昭和六年滿洲事變の勃發を見るや、對岸の狀勢は俄然一變して既存の馬賊、土賊、鮮匪等と、舊東北軍の叛亂兵匪の大部隊が、反滿抗日の旗幟の下に各地を横行跋扈し、一時對岸は全く無警察狀態に陷り、總數六萬とも稱せられる匪賊の蠢動にて、對岸は殆んど混亂狀態に陷つたのであるが、昭和九年滿洲國帝政が實施せらるゝに至つて、匪賊は或は歸順し、或は討伐せられ、其の數著しく減少し、玆に一時の小康を齎すに至つた。然るに昭和十二年七月に於ける支那事變の勃發を機緣として、渠等は再び行動を開始し、遂に蘇聯極東軍とも密接なる連絡を執り、機を見て我が軍の後方を攪亂せんとする等の行動に出で、加ふるに極東國際情勢の緊迫に伴ひ、其の行動は一層の熾烈を煽り、從來比較的無難であつた蘇聯國境地帶は、忽ち諜者の暗躍、兇匪の横行を擅にし、次いで勃發せる張鼓峰事件は愈々之に拍車をかけ、此の地帶の紛擾は全く寸隙を許さゞる狀況を現出するに至つた。然も之等の匪團中には、金日成、崔賢、朴得範金先等の著名なる朝鮮人兇首を始めとして、多數の鮮匪が混入してゐるこ

とは、警備上特に厳戒を要する處である。而して今日の在滿匪賊は、昭和十年八月一日中國共產黨の所謂救國抗日宣言以來、中國共產黨の直接領導下にあつて、東北抗日聯軍として完全に統一改組せられ、鮮滿國境東邊道一帶に於て、名實共に中國抗日戰線の一翼として、果敢なる反滿抗日運動を展開するに至つた。中でも金日成の如きは昭和十一年十二月頃から咸鏡南北道内主義者に呼掛け、咸南甲山郡を中心に、頗る廣汎な抗日人民戰線結社の組織を遂げ、翌十二年六月四日之等結社の協力を得て、惠山警察署管下保田邑内を襲撃し、放火・殺人・掠奪・拉致等兇暴の限を盡し、尚ほ討伐に當つて警察官に對し、戰死七、負傷十二名の損害を與へた事件を始めとし、屢々鮮内に侵襲せんとしつゝある狀況であつて、猶ほ之が全面的肅正には前途多難を思はしむるものがある。

斯かる國境の情勢下に於て、從來警備の一大支柱であつた國境守備隊は、昭和十一年六月より某方面の新任務の爲撤退し、國境警備の重任は、全く警察官憲の雙肩に懸るに至つた。仍つて昭和十二年度より左の如く警備の强化を計るところがあつた。

(一)　警察官の增員　國境守備隊の移駐に伴ひ、昭和十二年度より三回に亙り、警視一人・警部二人・警部補四十二人・巡査千三十人を增員し、尚ほ對蘇關係の緊迫化に伴ひ、警備警戒竝びに國境取締法施行の爲、昭和十四年度に於て警部二人・警部補六人・巡査百四十五人を增員して其の完璧を期した。

(二)　裝備の强化　國境の江岸一帶の地形は、彼に有利にして我に極めて不利であるのみならず、渠等は精巧なる武器を所持し、其の行動頗る敏捷である爲、必死の警戒も屢々彼等に乘ぜられ、其の都度多大の勞力と經費を失ふのみならず、不慮の犧牲者を出すこと尠からざるを以て、對岸滿洲國の情勢を按じ、兇匪の侵入し易き江岸の警察署駐在所には、望樓・塹壕・掩壕等を設備すると共に、機關銃・手榴彈・照明彈・擲彈筒・探照燈等を整備し、更に空陸綜合警備の堅陣を張ることゝなり、昭和九年十一月陸軍偵察機二機を無償拂下し、次いで昭和十三年新鋭機一機を購入備付け、以て匪賊の掃蕩偵察等に遺憾なきを期してゐる。

(三)　國境警備道路の開設　咸鏡南道及び咸鏡北道の奥地である新坡・惠山鎭・茂山を結ぶ一帶の國境線は、廣大なる山野にして完全なる連絡道路なく、車馬の交通頗る不便なる爲、匪賊の跳梁最も甚だしく、國境警備上眞に憂慮すべきものがあつた。仍つて昭和十四年度に於て、胞胎・農事間七五粁、柱林・六土場間三八粁、獨山・胞胎間七粁、合計一二〇粁の國境警備道路を新設し以て警備の完璧を期した。

(四)　聖旨・令旨及び御下賜品の傳達　天皇　皇后兩陛下には酷寒零下四十度を昇降する遠隔僻陬の地にあつて、國境治安の重責に任じつゝある警備員の苦闘を　御軫念あらせられ、昭和十二年一月二十五日、特に四手井侍從武官を　御差遣になり、三旬に亙り親しく國境各地を視察慰問せしめられた。因つて一同　聖恩の渥きに感泣し、益々國境警備の萬全を期すると共に、半島治安の確保と民衆の福祉增進に努め、以つて鴻恩の萬一に報ひ奉らんことを誓つた。

新聞紙出版物の指導取締狀況　支那事變下に於ける半島民心の動向は、帝國々防と密接不可分の關係にあり、特に朝鮮民衆に於ける思想の健否は、當に朝鮮自體の統治上、等閑に附し得ざる重要

問題であるばかりでなく、半島が我が對外作戰上、直接背後の兵站基地たる使命を負荷せられ居る關係上、事變下に於ける喫緊の問題である。從つて指導的啓化手段に乏しき朝鮮に於ては、新聞紙出版物等の言論機關の存在は、極めて重大なる意義を有するものであることは勿論である。夙ち之等言論機關を指導し、內鮮一體の强化と皇國臣民の體認・時局認識の徹底と銃後活動・軍事思想の普及・防共防諜防空其の他國防觀念の普及徹底・國民精神の昂揚・國家總力の集中等積極的に啓蒙施設を起し、聖戰目的達成に寄與せしむることが肝要である。

當局としては夙に此に鑑みるところあり、從來京城日報の姉妹紙として、京城日報より發行されつつた每日申報を同社より分離獨立せしめ、每日新報と改めて機構の擴充と紙面の刷新を行ひ、特に時局下に於ける朝鮮人の指導啓蒙に努力せしめることゝし、又一方に於ては、全鮮日刊新聞社の代表者を以て朝鮮春秋會を組織せしめ、尙ほ京城を初め各地に於て、屢々新聞社及び雜誌社の幹部又は編輯擔任者と懇談を遂げ、以て如上目的達成に對する協調連絡を所期しつゝある。斯くして各言論機關にありては、聖戰の目的貫徹を强調し、國民の自肅自戒を促し、內鮮一體不動の國是に全能力を傾注すべきことを力說し、又未曾有の旱害に當りても、當局の對策に順應し、側面的に之を支持後援し、國民の節米・精神力の奮起作興を促す等、何れも非常時下に於ける言論機關の重大使命に邁進しつゝある。

朝鮮映畫令の公布　映畫は國民娛樂として主要なる地位を占むるばかりでなく、最近に於ける敎化・宣傳・記錄・報道の各部門に於ても、次第に顯著なる機能を發揮し、更に進んで藝術として、新たなる分野を開拓せんとする機運にあつて、映畫の有する國家的任務は愈々重大となつた。本府は此の事情に鑑み、內地に順應して昭和十五年一月制令第一號を以て朝鮮映畫令を公布し、朝鮮に於ける映畫の製作配給及上映其の他映畫に關しては、內地映畫法第十九條の規定を除く外、一切內地映畫法に依ることにした。

警察機構の整備

(一)　概　說　昭和十二年支那事變勃發以來警察事務は益々激增の一途を辿り、從來の警察機構を以てしては、到底事變下銃後治安の十全を期し難き實情にあり、殊に時局の進展に伴ひ、外諜取締・防空警備・經濟統制諸法令の實效確保乃至金の密輸出取締・陸軍特別志願兵制度實施に伴ふ警察事務等幾多の新分野を將來し、之に向つて機構の整備强化を必要とするに至つた。今其の概要を擧ぐれば次の通りである。

(二)　外事警察課の新設　昭和十二年十月、京畿・咸北兩道に外事警察課を新設し、國外不逞者竝びに外諜等の潛入に因る諜略策動の防遏檢擧に備ふることゝした。

(三)　防空警備　支那事變の長期戰略と對蘇關係の緊迫に伴ひ、防空警備力の增强を必要とするに至り、昭和十二年度に於て新たに之が要員として警部補以下五十五名を鮮內各道に配置し、更に翌昭和十三年度に於て本府警務局に防護課を新設し、消防・水防の事務に併せて防空警備の十全を期することゝした。

(四)　金の密輸出取締　支那事變勃發以來、金の政府集中策は益々强化され、金の國外逃避防止

は、戰時計畫經濟の一翼として重要視せらるゝに至つた。仍つて昭和十四年度之が要員を配置し、以て金の國外逃避防止其の他の取締に衝らしむることゝした。

(四) 陸軍特別志願兵制度の實施　別項敎育條下說述の陸軍特別志願兵制度は、朝鮮統治史上特筆すべき劃期的施設であるが、昭和十三年本制度の實施以來、其の事務の一部を警察署で管掌することゝなつた。仍つて本制度の圓滑なる運營を期せんが爲に、本事務に從事すべき相當數の增員を行つた。

尙は轉近朝鮮統治の進展に伴ふ都市の膨脹著しく、殊に釜山府・平壤府の如きは、一警察署を以て到底警察事務の圓滑なる遂行を期し難き情勢に立ち至つた。玆に於て昭和十二年度には釜山府に北釜山警察署を、平壤府に船橋警察署を增設し、都市膨脹に伴ふ警察事務の急激なる增大を將來し、之に隨伴する原動機・工場・自動車交通・市街地建築物・新設驛取締等に對しても夫々要員を配置し、以て時運に順應したる警察力の整備擴充に努めつゝある。

(二) 支那事變に伴ふ警備　支那事變の突發は、鮮內の民心に尠からざる衝動を與へ、事態の進展に伴つては將來如何なる不祥事が勃發するやも計り難く、而も事變は益々擴大の一途を辿るものあるを以て、各道に於ける警備機關の總動員を促すと共に、全鮮警察官をして、民衆に對し今次事變に於ける帝國の地位と、朝鮮に於ける治安確保の重要性とを適確に認識せしむることに努めしめ、一面特別警戒を實施すると共に、一方事變の擴大に因つて生起せらるゝべき事案に對し、豫め具體的警備計畫を樹立せしめ、以て警備警戒の萬全を期しつゝある。

(一) 軍隊及び軍需品輸送に伴ふ警備警戒　軍隊及び軍需品の輸送が安全にして且つ圓滑に實施せらるゝと否とは、聖戰の目的遂行上至大の關係を有することは勿論である。仍つて鐵道・船舶の保護警戒に付ては、軍・鐵道當局竝びに憲兵と協力し、特に嚴重なる取締を勵行し、以て些の支障をも生ぜしめざる樣萬全を期しつゝある。

(二) 動員徵發竝びに臨時召集實施　事變に伴ふ動員及び徵發の下令は、朝鮮としては未だ嘗て經驗せざる重要事務なるを以て、之が實施に格別なる愼重を期し、絕へず各道を督勵し、周到なる準備と徹底せる職員の指導訓練を爲さしめたる爲、豫期以上の好成績を收むることが出來た。尙ほ其の後屢次の動員徵發又は臨時召集に於ても、同樣所期の成績を擧げた。

(三) 發破研究所の創設　地下資源の開發及び鐵道・港灣・發電工事等、各種重要國策的事業の勃興に伴ひ、火藥類の消費は近年著しく激增したる爲、從來絕對に禁止せられて居た火藥類の鮮內製造を認められ、之が製品の性能檢査は警察取締上必要缺くべからざるものがある。然るに我國に於ける火藥竝びに發破に關する研究指導の機關は、軍に於けるものを除くの外何等見るべきものなく、從來極めて不經濟なる火藥類の消費と非科學的發破作業を踏襲するの現狀であつて、之が取締上支障尠からざるものあるを認め、警務局に於ては、昭和十一年火藥類の試驗檢査と發破の研究指導を目的として、京城府內弘濟町に發破研究所を創設し、危險防止竝びに事業遂行上良好なる成績を擧げて居る。

三　建築取締

第七期　南總督時代

(一)　朝鮮市街地計畫令に基づく市街地建築取締の實施　都市建築物は都市構築の一大要素であり、其の取締の適否は都市の衞生・公安を左右し、其の發展に及ぼす影響甚大なるものがある。而して從來朝鮮に於ける都市は、其の發達比較的遲々たるものあり、市街地建築物取締の如きも京城のみに適用し、其の他の市街地には纔かに道令に基づく簡易なる取締を爲すに過ぎなかつた。然るに輓近半島に於ける產業・經濟・交通等の全面的躍進は、各市街地の發展に異常なる樣相を將來し、玆に市街地構築に關する基本方針の樹立を必要とするに至り、昭和九年朝鮮市街地計畫令の制定公布を見るに及び、其の第二章に於て、內地の市街地建築物法に相當する地域及び地區の指定竝びに建築物等の制限を規定し、昭和十年九月二十日より之を施行するに至つた。

而して朝鮮市街地計畫令に基づく建築物等の制限は、市街地計畫區域の決定と同時に其の效力を生じ、從つて之が取締りに關する要員を整備する必要を生じ、昭和十一年度以降十四年度迄に、本府警務局及び各道に夫々相當の人員(昭和十五年三月現在全鮮二十七)を配置し、以て各市街地市街地計畫區域の建築取締に當らしめて居る。

(二)　防空建築規定の實施　支那事變及び之に伴ふ國際情勢の緊迫は、半島の特殊位置に基づく防空の强化を必要とし、國民防空に關する諸般の法令・機構及び施設は着々整備せらるゝに至り、從來に於ける朝鮮市街地計畫令に依る建築物等の制限に關する規定のみを以ては之に對應せざるものあるを以て、玆に木造建物の防火構造・一定の規程又は特殊用途の建築物に對する人命防護施設建築物の僞裝又は特殊建物の防護施設等の規定を內容として、昭和十五年一月二十六日府令第十一號を以て防空建築規則を制定公布し、三月一日より京城・仁川・釜山・平壤・新義州・元山・咸興・興南・清津・羅津の十都市に之を適用實施し、以て都市防空の完璧を期することになつた。

四　防空施設

(一)　防空概說　朝鮮は大陸への掛橋にして陸接國境を有し、特に兵站基地として軍事上最も重要の地位にあり、而も防空上容易に空襲を受くる條件下に置かれて居る。仍つて昭和八年本府と朝鮮軍間に防空協定に關する取極めを行ひ、爾來之に基づき主要地域の防空を實施して來たのである。而して今次事變に際しても、昭和十三年十一月防空法を朝鮮に施行する迄は、本協定に基づき、差當り支那空軍に對する國土防衞の應急措置を講じ、防空の實施をなすと共に、一方極力防空諸般の公的設備・資材の整備に努めたが、一面民間に於ても、滿洲事變の經驗及び敵機の臺灣・濟州島地方への飛來等の事實に刺戟せられ、漸次防空の重大性に關して認識を深め來り、國土防衞上國民防空の絕對必要なるを自覺し、官の指導と相俟つて、鮮內各地に續々として防護團の結成を見、又自發的に防空に要する各種資材設備を整備し、或は防空監視に異常の熱意を示す等、洵に欣ばしき現象を呈するに至つた。

然して之を以上の實績に鑑みるに、前記防空協定に依る防空は、局部的であつて且つ國民に對する義務の關係費用の負擔等に就いて、尙ほ實施上種々の不便尠からざるものあるを以て、之等の不便を除き、更に統制ある防空を强化する必要に迫られ、支那事變の擴大・國際情勢緊迫等の事情に依り、大體昭和十三年四月一日より施行の豫定であつた防空法を、昭和十二年十一月十八日に之を繰

上げ施行し、且つ防空事務は當初官房文書課に於て主管し來つたが、昭和十二年九月資源課の新設に伴ひ、時局に對する他の事務と合せ之を同課の主管に移し、更に昭和十四年二月三日警務局に防護課の新設せらるゝに及び、防空・消防及び水防の事務を一括管掌することゝなり、玆に一新紀元を劃するに至つた。

尙ほ現在防空關係法令として發布せられたものを擧ぐれば下の通りである。(一)防空法朝鮮施行令　(二)防空法　(三)防空法施行規則　(四)防空通信規則　(五)防空通報規則　(六)朝鮮訓練防空警報員會令　(七)朝鮮燈火管制規則　(八)警防團規則　(九)朝鮮總督府所屬官署防空規則　(一〇)朝鮮防空委員會令　(一一)朝鮮防毒資材取締規則

(二) 機構の大要　朝鮮に於ける防空機關は、左記の組織に依つて諸般の事項が掌理せられて居る。

(一) 朝鮮總督府　防空事務は、前述の通り當初は總督官房文書課に於て主管し來つたが、昭和十二年九月、新たに官房に資源課が設けらるゝと同時に、時局に關する他の事務と併せ之を同課の主管に移し、防空係を設けて處理して來たのである。然るに其の後に於ける國際情勢は愈々複雜怪奇を極め、其の前途は容易に豫斷を許さゞるものあるのみならず、半島防空の重大性は益々重加せらるゝに至り、昭和十四年二月三日警務局に防護課を新設し、官房資源課の主管したる防空事務と警務局警務課の主管たりし消防・水防の事務と一括し、同課に管掌することゝなつた。

然し現在の機構を以てしても尙ほ充分とは言ひ難く、半島防空の完璧を期するには更に一段の強化を要する實情にあり、目下朝鮮防毒資材取締規則の施行に伴ふ防毒檢定機關の設置を初め、其の諸般の强化擴充を圖りつゝある現狀である。

(二) 道　各道に於ける警防事務に於て、防空に關する事項は警察部警務課に、災害警防に關する事項は同部保安課に、夫々分掌せられてゐる現在の機構を以ては、到底之が處理の十全を期することゝ困難なる實情にあるのみならず、朝鮮に於ける警防事務は、大陸への前進兵站基地として國防上特に重要なるに鑑み、各道に於ける警防機構を强化擴充する爲、昭和十五年度に於て夫々各道の重要性を勘案し、警視又は警部を主班とする防護課を置かざる道にありては特に警防係員を充實し、以て防空及び消防・水防に關する事務を一括處理し、平戰兩時に備ふやう計畫中である。

(三) 指定行政廳　防空上特に重要なる府又は邑に於ては、道知事の指定に依り、當該府尹又は邑長が其の區域內に於ける防空を實施するやう規定してある。

(四) 特別防空計畫設定者　規模大なる事業又は施設に付ては、其の所有者若は管理者を指定して別に防空の實施を爲さしめて居る。

(五) 官廳防空計畫設定者　國の管理する施設に關する防空は、朝鮮總督自ら防空計畫を樹立し、以て防空實施に當る外、朝鮮總督の指定する所屬官署をして之を爲さしめて居る。

(六) 防空委員會　防空に關する重要なる事項を調査審議せしむる爲、朝鮮總督府に朝鮮中央防空委員會を、道及び指定行政廳には、地方防空委員會を夫々設置してゐる。

(三) 財團法人朝鮮防空協會の設立　防空思想の普及徹底、防空事業の助長促進を圖り、以て國土防空の完成に寄與せしめんが爲、毎年國庫より受くる補助金五萬圓と、寄附金百萬圓を事業資金と

して、昭和十四年七月二十一日朝鮮防空協會なる財團法人が設立せられた。本協會は、目下防空に關する調査研究、防空知識の普及徹底、防空勤務員の養成、防空に關する設備資材整備の助長奬勵、防空機關の援助、防空訓練の援助、防空功勞者の表彰竝びに防空殉職者、傷病者及び其の遺家族の弔慰援護等の事業に活躍し、以て半島防空の完璧に寄與するところ頗る大なるものがある。

五　警防機關

(一)　機構の改組　防空、水火消防其の他警防に從事する機關として、從來防護團、消防組及び水防團等の團體があつたが、之等團體は其の組織、目的、指導系統を異にし、更に其の業務上重複錯綜し居るのみならず、動もすれば相剋摩擦の虞もあり、一朝有事に際し統制ある活動を期待すること困難なる實情にありしを以て、玆に國策の必要上之等團體を改組統合し、其の系統を一元化して統制ある強固なる團體を組織する爲、昭和十四年七月三日、府令第一〇四號を以て警防團規則を發布、同年十月一日より之を實施し、同日を以て前記三團體を改組統合せる警防團を結成、目下鋭意之が指導訓練に努めつゝあるが、其の團數二千四百二十七、團員數二十萬人の多きに達し、防空及び水火警防に從事する警防機構の劃期的なる强化擴充を見るに至つた。

而して之と共に、永年に亙る傳統と歷史を有せる消防組、防護團、水防團は、何れも以上の機構改組と共に解消を遂げ、之に代つて生れた警防團は、道知事及び警察署長の指揮監督の下に、平戰兩時を通じ防空及び消防、水防其の他の警防に犧牲的活動を爲すのみならず、一方官民の連鎖として鄕邑の福祉を增進する使命をも荷ふてゐる。

尙ほ官設消防機關として、京城及び平壤、釜山には消防署が設置せられて居り、從前常備消防として、常時消防手を配置して居つた仁川、開城、大田、大邱、馬山、群山、木浦、光州、鎭南浦、新義州、咸興、元山、興南、羅南、全州、清津にありては之を警防團の特別消防部員として引續き常備消防に服せしめ居る。

(二)　財團法人朝鮮警防協會の設立　昭和三年十月二十三日設立せられた財團法人朝鮮消防協會は、設立以來各消防組の提携、組員傷疾の救濟、消防施設の改善其の他に輝かしき業績を遺して、昭和十四年十月一日警防團の誕生と同時に朝鮮警防協會と改められ、益々警防事業の擴充强化に邁進することゝなつた。

六　經濟警察

(一)　概說　昭和十二年七月支那事變勃發以來、政府の諸施設は戰爭の目的完遂に集中され、就中國防經濟の確立は事變下最大の政策となり、從來の自由主義經濟は戰時經濟體制整備の爲極度の制限を受け、經濟統制が漸次强化されるに至つた。

斯くて事變發生以來、漸次經濟統制に關する諸般の法令が公布施行され、更に政府は之が徹底强化の爲、昭和十三年六月物資動員計畫を樹立し、又輸出品等に關する臨時措置法を制定し、軍需品及び輸出品原料の充足を優先とする物資の生產、配給、消費、輸出入、價格等の統制を强化し、以て國防の安固と國民經濟の確保を所期するところあつた。

玆に於て此等經濟統制の强化に伴ひ、必然的に發生する違反、摩擦、障害等の絕滅を期し、統制法令の實効を確實ならしめ、併せて之に隨伴する治安上の影響に對處する新機構として、玆に經濟警察

制度が創設さるゝに至つた。

(二)　經濟警察の實施と强化　昭和十三年十一月警務局警務課に經濟警察係を新設し、全般的指導統制竝びに本府關係局課との連絡に當ることゝし、京畿道に經濟警察課、其の他の道には保安課に經濟警察係を設置し、又は保安係に經濟警察官を配置し、之を掌理せしむることゝしたのである。而して其の後の情勢は、歐洲戰亂の勃發等に原因する物價の昂騰、物資の不足、配給の不圓滑等益々深刻を加へ、經濟統制は愈々高度、廣汎、複雜化するに至り、之に伴つて統制法違反も漸次增加、惡質となるの傾向を示し、經濟警察の任務は益々重大を加へ、從來の機構を以てしては、斯かる態勢に應ずるの困難あるに至りたるを以て、昭和十五年二月官制改正の上、新たに本府及び各道に經濟警察課を設置し、特に第一線たる都市警察署の陣容を增强擴充し、以て如上の新事態に對處する萬全の方策を講じつゝある。

第六　財政

(一)　財政の概觀

既往の回顧　明治四十三年八月韓國併合成りて朝鮮總督府が設置せられ、玆に舊韓國政府の會計は其の終局を告げたが、其の際に於ける歲入出豫算は各二千三百九十六萬餘圓を算してゐた。朝鮮總督府の設置と共に朝鮮の歲計は總督府特別會計を設けて之を經理し、其の歲出は歲入を以て支辨するを以て原則とした。然るに當時に於ける一般情勢は到底此の一般原則を支持する能はざるものあり、其の翌年即ち四十四年度には、一般會計より一千二百三十五萬圓の補給を仰ぎ、其の後に於ても同樣の趨勢を辿つたが、此の間產業經濟の發達と相俟つて漸次所謂朝鮮財政獨立の歩武を進め大正八年度を以て一般會計の補給を辭することが出來た。時恰も歐洲戰亂後に於ける急劇なる時勢の變遷は、半島の開發に益々急を要するものあり、從つて之に因由する制度革新（大正八年八月の官制改革）の本旨に基づく、朝鮮の治安確保、文化の伸展等諸般の施策頗る多く、玆に再び一般政費の不足額を當分一般會計より仰ぐことゝなつた。玆に於て大正九年度豫算に於ては、酒稅及び煙草稅の增徵を行ふと共に補充金一千萬圓を受入れ、同十年度に於ては、新たに取引所及び出港稅を計上したる外煙草の專賣を創始し、且つ補充金を一千五百萬圓に增額する等、銳意既定計畫の遂行に推進せる結果は、大正九年度には歲入歲出豫算各一億二千四百餘萬圓、同十年度には歲入歲出總豫算各一億六千二百餘萬圓の數字を示すに至つた。

斯くして朝鮮の財政は、一面一般財界の不振に因る帝國政府の財政緊縮方針の影響を受け、時に多少の消長ありとは云へ、其の基調は常に發展の一途を進み、昭和元年度は歲入歲出總豫算各一億九千四百四十八萬圓に上り、而も當年の水害復舊費に對しては、一般會計より四百四十四萬餘圓の臨時補充金を受け入れる狀態にあつた。其の翌二年は特に歲入に於て租稅の體系を整へ、負擔の均衡を圖ると共に租稅に屈伸あらしむる必要を認め、稅制の改正を斷行することゝし、其の第一次計畫として新たに營業稅及び資本利子稅を創設し、尙ほ官業收入の增加竝びに鐵道建設及び改良費の財源として公債金受入の增加を計上し、一方歲出に在りては、產業界及び警備、國防上の見地よ

り鐵道網完成の計畫を樹て、其の他產業・敎育竝びに專賣・鐵道・營林の官業、其の他諸般の充實發展に要する政費を計上したる爲、其の歲入歲出總豫算は二億圓を突破し同三年度に於て尙ほ緊縮方針を執りたるが、其の歲入出總豫算二億二千二百七十四萬圓となり、其の後は依然として漸增の趨勢を示し、同六年度には財界不況に鑑み事業繰延及び既定經費の整理節減を行ひたるも、敎育・勸業其の他煙草元賣捌の直營・恩給負擔金等、差し措き難き經費の增加に依り、歲入歲出合計二億三千八百九十二萬三千六百十七圓となり、更に同十年度に至つては、當時の時局と朝鮮の實情とに鑑み、國境橋梁の架設・電信電話其の他滿洲國に對する施設の充實、及び敎育・勸業・司法・警察等に關する各種の施設或は營繕・土木・始政二十五週年記念施設・鐵道・遞信・專賣・司法・警察等に關する經費、其の他已むを得ざる經費に限り、努めて緊縮方針を旨として計上せしが、尙ほ且つ其の歲入歲出豫算總額各三億に垂んとし、翌十一年卽ち前期に於ては一躍三億二千九百六十四萬五千三百九十圓となつた。

本期總勢　昭和十二年度豫算は朝鮮經濟界の現狀と將來とに稽へ相當の增收額を計上し、貿易の助長統制・各種資源の確保・交通通信施設の擴充・支那事變に對處する施設・其他國策的各種施設等に要する經費を計上したる爲、歲入四億二千七百六十五萬三千九百六十四圓、歲出四億二千五百五百十二萬三千七百八十一圓（追加豫算を含む）となり、同十三年度は歲入に於て支那事變特別稅の創設に伴ふ收入・鐵道其他官業の事業增進による自然增收等相當增收額を計上すると共に、從來公債支辨事業たりし港灣修築費は之を普通財源支辨に移し、新たに產金の增加を圖るの要緊切なるものあるを以て、金山送電線の施設を要し、之が財源を公債に仰ぐこととなせる外、鐵道建設及び改良費の增加に伴ふ公債金の受入增加を計上し、歲出に在りては陸軍兵志願者訓練所の開設・初中等敎育の擴充・大學理工學部新設に伴ふ大學豫科學級增加等の經費・產金及び重要鑛物增產奬勵等各種資源の開發確保・鐵道道路及び通信等交通通信機關の整備擴充・勸業・警察衞生に關する經費及び時局對策調査會費を首め、時局に關する諸般の施設を講ぜし爲、歲入五億二千七百八十一萬四千二百五十圓（追加豫算を含む）となり、同十四年度は前年度に引續き、一層事變の目的遂行を目標として之に集中し、以て軍の需要を充たすと共に銃後に於ける國民經濟の維持に留意し、財政經濟の現在に鑑み、物資・資金・勞力等の需要竝びに輸入力の關係を較量し、成るべく物資需要の急激なる增加を緩和する條件の下に編成せられたが、其の豫算は歲入出共各六億五千六百九萬九千九百二十八圓に上り朝鮮としては應に驚くべき數字に達した。之を前年度歲出豫算に比較すれば一億二千七百八十五萬三千九百七十四圓の增加となり、韓國併合翌年卽ち明治四十四年度歲出豫算に比較すれば六億七百餘萬圓（百三十五割强）、千年前の昭和五年度歲出豫算に比較すれば四億一千七百餘萬圓（十七割强）の增加に當る。

一般歲計よりの補給概況　明治四十年日韓協約の結果、行政各部の擴張、各種事業の發展に伴つて、歲出著しく增加し、到底其の支出を辨じ難きものありしを以て、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで、六箇年度內に總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限貸付をなしたが、尙ほ且つ併合當時に於ては、經常歲入を以つて到底豫期の施設を爲し能はざる情勢にあつた。仍つて同四十四年以降中央政府の一般會計から、一千二百三十五萬圓の補充を仰いで應急

の策を講じ、爾後經費を節約して、大正二年度には該補給金より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五箇年を期して、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行する爲、一方に於ては諸般制度の整理を行ひて行政費を節約し、他方產業奬勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸稅の增徵竝びに新設を行ひ、同八年度に於ては全く中央政府の補給を仰がざることとなつた。

然るに警察制度の改革其の他諸般行政上の刷新に伴つて、再び補給金を要することとなり、同九年度に一千萬圓、同十年度に一千五百萬圓、同十一年度に一千五百六十萬圓、同十二年度に一千五百萬圓、同十三年度には豫算踏襲の爲前年度と同額、同十四年度及び昭和元年度に於ては災害費の財源を含めて、前者に於ては一千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於ては一千九百四十萬五千四百七十一圓、昭和二年度以降同六年度に於ては、各一千五百萬圓、同七年度及び同八年度に於ては一千二百五十萬圓、同九年度に於ては一千二百八十二萬五千百五十圓、同十年度に於ては一千二百八十二萬五千八百二十二圓、同十一年度に於ては一千二百九十一萬八千七百圓、同十二年度に於ては一千二百九十一萬三千九百六十六圓、同十三年度に於ては一千二百九十萬九千百十五圓、同十四年度に於ては一千二百九十萬四千三百十三圓の補充を受けて居る。

(二)　歲　計

前期以前に於ける歲計概況　明治四十三年十月朝鮮總督府設置後は、前節記載の如く本府特別會計を設けて歲計を經理し、在來の重複せる政務機關を統合して行政費の削減を圖りたりとは云へ、從來統監府に於て舊韓國政府より受託せる司法、監獄、警察及び通信事務の處理竝びに朝鮮に於ける帝國國有鐵道の經營等に要する諸經費を併せて計上したるのみならず、產業開發上緊要なる施設に付いては、必しも經費の增加を避けざるの方針を以て豫算を編成したるに因り、明治四十四年度の本府特別會計豫算は、歲入歲出各四千八百七十四萬餘圓を算するに至つた。爾來朝鮮の歲計は財政及び行政の整理と、半島開發施設の進捗と一般經濟力の發展とに依りて年々發達し、其の歲入歲出の各總額は大正三年度に於て五千九百餘萬圓、同七年度に於て六千四百餘萬圓、同八年度に於て七千七百餘萬圓に達したるが、同九年度以降に於ては、主として制度革新に伴ふ文化的施設の擴充に特に力を致したる結果、更に顯著なる增進を來し、九年度に於て歲入歲出各總額一億二千四百餘萬圓（臨時部歲出は豫算外支出を含めて計算す）、同十一年度に於て一億五千八百餘萬圓（追加豫算を合算す）の計上を見、同十二年度は、政府の財政緊縮方針に呼應し經費に節約を加へたる爲、一億四千六百餘萬圓（追加豫算を合算す）を計上した。而して同十四年度に於ては、主として朝鮮鐵道の直營に依る經費の增加せる爲、一億七千八百餘萬圓（追加豫算を含む）を計上し、昭和元年度に於ては、產業の開發及び水害防止に關する諸般の措置等緊急差措き難き事項多端なりし爲、一億九千四百萬圓（追加豫算を含む）に增加し、同二年度に在りては、鐵道建設及び改良等に關する經費竝びに專賣局其の他事業官廳の事業增進に伴ふ經費の增加等を計上せる爲總額二億一千餘萬圓（追加豫算を含む）となつた。同三年度に在りては、御大禮に關する施設費、大學其の他の敎育及び職業に關する經費、鐵道其の他の事業、官廳の事業增進に伴ふ經費の增加、思想の調査及び取締に要する經費、火災復舊に要する經費等を計上せる爲、總額二億二千二百餘萬圓（追加豫算を含む）を算し、同四年度に在りては、敎育、勸業、土木、警察、社會施設其の他緊急差措き難き經費、官業

の增進に伴ふ經費の增加、朝鮮貴族保護に關する經費及び水害火災復舊・旱害救濟に要する經費等總額二億四千六百餘萬圓（追加豫算を含む）を計上せるも、其の後整理節約せし爲、總額二億三千六百餘萬圓となり、同五年度に在りては、國債及び借入金償還・鐵道職員特別給與金の增加、及び官業に要する經費の增加等の爲、總額二億三千九百餘萬圓となり、同六年度に在りては、敎育・勸業・土木・恩給負擔金・其の他官業に要する經費等を計上し、其の爲總額二億三千八百餘萬圓となり、同七年度に在りては、北鮮開拓事業の創始・穀物檢査の國營に要する經費等を計上し、其の總額二億二千餘萬圓となり、同八年度に在りては鐵道及び遞信等交通通信事業の進展に伴ふ經費・專賣及び營林の官業に關する經費其の他農村振興等の經費を計上し其の總額二億三千二百餘萬圓となり、同九年度に於ては、鐵道・遞信・專賣及び營林等の事業增進に伴ふ經費・第二次窮民救濟工事の施行・租稅制度整備に關する經費及び南鮮地方水害罹災者の救助其の他水害應急及び復舊費竝びに米穀移出統制に要する經費等を增加計上せし爲、二億七千四百餘萬圓となつた。斯くして同十年度に至つては歲入歲出各々二億九千二十七萬圓となり、之を前年度豫算に比較すれば、歲入に於て千六萬四千餘圓歲出に於て千三百七十一萬四千餘圓の增加を示すに至つた。

本期に於ける歲計　前期即ち昭和十年度に於ては、其の豫算總額二億九千二十七萬圓に達したのであるが、爾來逐次增嵩して、昭和十五年度には約三倍の八億六千六百六十四萬圓に激增し、實に明治四十四年度始政當初の四千八百七十四萬圓に比すれば十八倍の巨額に達し、全く未曾有の數字を示すに至つた。右は主として滿洲事變の後を受け向上の趨勢にありたる歲計が、昭和十二年支那事變の突發に依り急激に累增の一途を辿り、每年一億乃至一億七千萬圓と云ふ巨額を累加して、此の莫大なる數字に達したものである。而して之等增加の實質に至りては、時局に伴ふ鐵道・港灣及び電信電話の施設擴充・米穀及び金の增產・國民精神總動員・國家總動員・其の他時局對策諸施設・臨時軍事費會計への繰入等に基づくものの相當あり、尙ほ且つ一面經濟界の好況に連れて、專賣・鐵道・營林・遞信等に關する事業の躍進亦著しく、之が爲各事業費も共に膨脹せしに歸因する。

今其の主要なるものを摘出して之が趨勢を覗ふに止め、詳細は夫々の條下に述べることゝする。

(一)　租稅增嵩の趨勢は、昭和十年度に五千三百六十八萬餘圓なりしものが、昭和十五年度には一億四千九百四十七萬餘圓に上り、約三倍に近き數字を示すに至つたが、此の內戰時課稅と見做すべき增徵額は、昭和十二年度の百六十一萬餘圓より漸次增加し、同十五年度には四千六百八十八萬餘圓となつた。

(二)　官業收入は、昭和十年度一億六千九百二十三萬餘圓なりしものが、昭和十五年度には四億二千六百四十五萬圓となり二倍半の躍進を示した。

(三)　公債金に至りては、其の對象たる事業は鐵道の外港灣・道路の內、時局に伴ふ工事に限定し、別に產金送電線の施設費を加へたるも、可成公債の發行額を抑制し、或は事前の豫算編成に或は歲計の結果より推定し、出來得る丈け普通財源支辨に振替ふる方針を採りつゝある。

(四)　土木費に在りては、朝鮮と滿洲國との協定に依り、國境の鴨綠江及び豆滿江に十四箇所の橋梁を架設する計畫の內、朝鮮は六箇所分を擔當（相互半額）することゝし、着々進行中である。其の外

北鮮地方及び京城・新義州間に於ける國防道路の修築改良工事を施行することゝした。

(五) 港灣修築改良費としては、運輸交通の異常なる發展に順應する爲、仁川第二船渠の築造釜山・馬山・麗水・海州港等の擴張改良、茂山鐵鑛及び端川マグネサイト鑛の開發に伴ふ清津西港竝びに端川港防波堤の築造を計畫した。

(六) 治水事業費としては、三橋川・大同江の改修・洛東江南江の放水路開鑿等が新たに計畫せられた。

(七) 電信電話施設に在りては、昭和十二年度以降十七年度に至る繼續事業として、二千餘萬圓の電信電話の擴張及び改良費を計上した。

(八) 財界の不況竝びに米穀價暴落等の爲、昭和九年度以降一時中止したる土地改良事業竝びに產米增殖計畫は、時勢の關係上昭和十五年度より土地改良事業を一部復活し、更に積極的計畫を進むることゝなつた。

(九) 時局下最も緊要なる產金奬勵助成の爲、金山送電線の國費建設を計畫し、着々目標に向つて進捗中である。

(一〇) 事變以來國家總動員法の發動に依る物資・勞務其他各種經濟の統制・職業能力登錄・技術者割當・技能者の養成・國民徵用等の諸經費を計上し、又臨時軍事援護・防空及警備の充實を圖りつゝある。

(一一) 昭和十一年度百九十萬圓を一般會計に繰入れたるを手始めに、翌昭和十二年度よりは臨時軍事費特別會計に對し、事變に依る增稅に伴ふ收入の一部を併せ、逐次增加して昭和十五年度には五千萬餘圓を繰入ることゝした。

(一二) 時局に伴ひ總督府を始め各部局の經費に非常なる增加を見、就中專賣・遞信は約二倍、營林は二倍半、鐵道は約三倍の數字を示すに至つた。

(一三) 昭和十四年に於ける未曾有の旱害に對しては、第二豫備金の支出三百六十五萬餘圓、剩餘金の支出千四百二十六萬餘圓、十四年度追加豫算千六百三十五萬餘圓、十五年度追加豫算九百八十八萬餘圓、計四千四百十五萬餘圓を計上する外、食糧配給損失三百萬圓の補償を約束し、而も如上巨額の臨時支出は別に借入金等をなすことなく、全部機宜の處理を講じ得たるは、之れ全く財政の健實と其の實力の異常なる發達を示すものである。

(イ) 朝鮮總督府（自昭和十年度至昭和十四年度）歲入歲出豫算額表

區分		昭和十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度
歲入	經常部	二四〇、四六三、四三七	二六九、九八八、九四一	三一四、四四六、三九二	三七四、一四一、四四五	四四〇、四六三、八九三
	臨時部	四九、八〇三、九八七	四五、六四六、四四九	一〇三、二〇七、五七二	一三五、六四一、二四一	一三〇、二六〇、八九三
歲出	普通歲入	八五八、五四八	九一〇、五二〇	一、一一一、五七三	九、五八四、九二一	二、三四一、二三一
	補充金	一三、八三五、八三三	一二、九二八、一〇七	一二、九二三、九六六	一二、八〇五、一二五	一二、八〇四、一四八
	公債金	二四、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇、〇〇〇	一〇五、〇〇〇、〇〇〇
	前年度剩餘金繰入	二、二九一、六一七	一四、一八一、八四四	三、八一一、八四四	二六、五六九、〇九九	四二、九五六、〇三五
	合計	二四〇、五七四、三三五	三四九、九五二、九二〇	四四五、六四五、九五〇	四八四、一四一、二四〇	五九二、一四一、二四〇
歲出	經常部	二一〇、九二一、〇四〇	二三四、四四一、九七二	二六九、八八〇、七四一	二九九、〇四六、八四一	三四九、〇四六、八四一
	臨時部	九九、二五六、三四四	一一五、六四八、〇一〇	一五六、四四五、二三五	一八四、一四五、二三五	二四三、一四五、二三五
	合計	三一〇、一七七、三七六	三四九、九五二、九二〇	四四五、六四五、九五〇	四八四、一四一、二四〇	五九二、一四一、二四〇

(ハ) 歳入歳出決算額対照比較

年度	歳入						歳出					
	租税	印紙収入	官業及官有財産収入	その他	計		国債費	一般会計より特別会計へ繰入金	公債及借入金	その他	計	
昭和十年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇		三、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	
同十一年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇		三、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	
同十二年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇		三、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	
同十三年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇		三、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	
同十四年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇		三、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	
同十五年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇		三、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	

(ロ) 臨時軍事費特別会計歳出決算額

年度	陸海軍省所管												計
	陸軍省				海軍省								
	軍事費	軍需品費	被服費	糧秣費	馬匹費	兵器費	建築費	運輸通信費	諸廠費	雑費	予備費	計	
昭和十年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
同十一年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
同十二年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
同十三年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
同十四年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
同十五年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

(ハ) 歳入歳出決算額対照比較

年度	歳入						歳出					
	租税	印紙収入	官業及官有財産収入	その他	計		国債費	一般会計より特別会計へ繰入金	公債及借入金	その他	計	
昭和十年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇		三、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	
同十一年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇		三、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	
同十二年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇		三、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	
同十三年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇		三、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	
同十四年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇		三、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	
同十五年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇		三、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇	

(ロ) 臨時軍事費特別会計歳出決算額

年度	陸海軍省所管												計
	陸軍省				海軍省								
	軍事費	軍需品費	被服費	糧秣費	馬匹費	兵器費	建築費	運輸通信費	諸廠費	雑費	予備費	計	
昭和十年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
同十一年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
同十二年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
同十三年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
同十四年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
同十五年度	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

(三)　稅制整理

(二)　第三期(昭和九年整理以後の情況)

前期所載稅制整理(昭和九年)の結果、租稅體系は全く面目を革め徵稅機關の制度備はり、朝鮮に於ける租稅體系の整備は玆に一段落を告げたるが、昭和十年に至り最近著しく活況を呈し來れる軍需品工業輸出品工業等一部の產業部門は、連年異常の增收を擧げつゝあるに鑑み、同年四月法人の所得を目的とする朝鮮臨時利得稅を公布したことも既に述べた所である。

更に昭和十一年六月製鐵事業奬勵法の改正に順應し、所得稅及び營業稅の免稅規定を改め、次いで昭和十一年九月酒稅率の一部を改正した。

昭和十二年四月資本利子稅令を改正施行し、從來課稅し來つたもの、外、新たに第三種の所得中營業に非ざる貸金又は預金の利子に對し、課稅することゝし負擔の均衡を期したる外、內地に於ける稅制の變革に順應し、臨時稅增徵令を施行し、內外地を通じて連絡を保持するの必要あり、且つ從前非課稅とせる國債以上の外貨債所有者に對し、特別負擔を爲さしむることゝし、尙ほ揮發油稅を創設し燃料國策の遂行に資することゝした。

然るに昭和十二年七月北支事變勃發に因り、內地に於ては之が事件費の一部に充つる爲臨時に北支事件特別稅法を施行するに至りたるを以て之に順應し同年八月十二日北支事件特別稅令を

公布卽日施行し、昭和十三年八月十一日迄を施行期間とする所得特別稅、臨時利得特別稅、利益配當特別稅、公債及び社債利子特別稅竝びに昭和十三年三月末日迄を施行期間とする物品特別稅を賦課することゝした。更に同年十月支那事變の爲從軍したる軍人及び軍屬に對し、租稅の減免徵收猶豫等を行ふの必要あるを認め之が法令を施行した。

亞いで昭和十三年四月內地に於ける稅制の變革に順應し、所得稅、相續稅、登錄稅の改正を行ひ、卽ち所得稅に就いては、從來課稅せざりし一時恩給又は之に類する退職給與にして一定金額を超ゆる部分に對し課稅することゝし、相續稅に就いては、課稅の公正を期する爲制度の缺陷を補ふ主旨の下に概ね左の改正を行つた。

(イ) 從來の財產所在地課稅主義を住所地課稅主義に改め、相續開始地に於て綜合課稅すること

(ロ) 生命保險金、郵便年金、退職手當功勞金にして、一定金額を超ゆる部分に對し課稅すること

(ハ) 親族間の不動產及び船舶の贈與に對しても、之を準相續とし課稅すること

(ニ) 相續開始後一年內の相續財產の贈與に對する課稅に特例を設け、死亡に因る相續開始後一年內に、相續人が相續財產に付い自己の直系卑屬以外の者に爲したる贈與に付ては、準相續の課稅より除外すること

(ホ) 受遺者及び相續財產に加算したる贈與を受けたる者をも、相續稅納付の義務を負はしめたること

登錄稅に就いては、從來稍負擔過重と認められたるもの卽ち (イ) 贈與遺贈其の他無償名義に因る不動產の所有權取得の登記 (ロ) 賣買に因る不動產又は船舶を受託者より受益者に移す場合に於ける所有權取得稅の登記に付、一割程度の稅率引下を行ふと共に、相續に因り受託者より委託者の相續人に信託を移す場合、其の財產權取得の登記又は登錄を以て財產權取得の登記又は登錄と看做し課稅することに改めたること等の改正を行ひたる外、支那事變特別稅令を施行し、所得稅、法人資本稅、砂糖消費稅、取引所稅を增徵し、同時に利益配當稅、公債及び社債利子稅、通行稅、入場稅、特別入場稅及び物品稅を創設し、以て事變費の一部を負擔せしむることゝせる外、更に事變に因る利得の增大せる者に對し特別の負擔力を認め、臨時利得稅令の改正を行ひ、法人に對しては事變利得に對し重課し(臨時利得を甲利得(事變利得)と乙利得とす)個人に對しては事變利得に付新たに課稅することゝした。一面時局の影響を受けたる向に對し、租稅上の臨時的措置を講ずるの必要を認め、同年四月朝鮮臨時租稅措置令を施行し、田畓地稅、營業稅、鑛山稅及び移入稅に付所得減少したるもの等に對し負擔の輕減又は免除を行ふことゝした。

次に昭和十四年四月に於ては、之れ亦內地の改正に順應し臨時軍事費財源の一部に充つる爲、臨時利得稅及び支那事變特別稅令中利益配當稅、公債及び社債利子稅、印紙稅、砂糖消費稅、物品稅等に付各改正增徵すると共に、新たに建築稅及び遊興飮食稅を創設することゝし、更に時局に鑑み生產力擴充、產業振興等に資する爲、臨時租稅措置令を改正し、課稅上の特例を設くることゝした。

(二) 本期稅制改正に伴ひ措置したる事項

稅制改正の方針竝びに實行　戰時態勢下に於ける稅制の劃期的改正を行ひ、國家財政及び地方

財政の需要に應じ、伸縮性あり且つ稅收入の豐富を期待し得る稅制を確立し、國稅相互間竝びに中央地方を通じ租稅負擔の均衡を圖り、昭和十五年度より國庫の增收を圖ると共に、他面生產力の擴充其の他經濟政策の要求に適し、且つ複雜多岐なる制度を簡明ならしむるの意圖の下に朝鮮租稅負擔額調査の結果を整理檢討し稅制改正案を樹立の上、昭和十四年九月官民より成る朝鮮總督府稅制調査委員會に附議し、其の同意を得中央政府と折衝中なりしも、內地に於ける稅制改正案が議會の修正に依り、負擔緩和の條項を加へられたる結果、其の趣旨に基づき改案の上昭和十五年三月諸制令の公布を見るに至り、此處に朝鮮の稅制改正も一二を除き一段落を告ぐるに至つたのである。而して今回の稅制改正に依る增稅額は三千百八十六萬圓(平年度四千四百八十萬圓)、地方分與額九百六十六萬圓(平年度千六十萬圓)差引國庫純增收額二千二百二十萬圓(平年度三千四百萬圓)、內臨時軍事費特別會計繰入額千八十四萬圓(平年度千三百五十四萬圓)の豫定であるが、負擔緩和の爲の改案に依り、百二十萬圓(平年度百三十六萬圓)の減收が豫想せられて居る。

朝鮮所得稅令の改正　本稅令は、昭和九年四月制令第六號を以て制定以來屢次改正せられたのであるが、昭和十五年三月改正稅令を公布し第一種、第二種、第三種共一般的に增稅を行ひ、其の收入の二割は地方に分與し、地方稅を輕減調整せしめ地方的租稅負擔の不均衡を是正すること、した。其の結果地方稅たる第一種所得稅附加稅及び特別所得稅は廢止せらるゝと共に、負擔過重なる地方團體の戶別稅が輕減せられ、中央地方を通じたる租稅の不均衡を是正することが出來た。

(一)　第一種所得稅　稅率を引上げると共に法人の普通所得の計算上、法人が納付する第一種所得稅及び臨時利得稅は之を損金に算入せずして、各事業年度分の臨時利得稅額は、當該事業年度の普通所得金額より控除すると共に、法人の過去三年內に生じた繰越損金は、之を損金に算入することを認むることゝし、課稅の適正を期すると共に超過所得稅は廢止して臨時利得稅に統合し、淸算所得中の積立金及び不課稅所得より成る部分に對しては、第一種所得稅を課せざることゝした。

(二)　第二種所得稅　國債利子以外は稅率を引上げ(國債の利子百分の一、地方債の利子百分の三、其の他百分の四となり)たるも、本稅に資本利子稅を加算するときは國債の利子百分の四、地方債の利子百分の七、其の他百分の八となる。

(三)　第三種所得稅　稅率を引上げたる爲、總稅額に於て約三割五分程度の增稅となる見込であるが、所得千二百圓未滿の小所得者の負擔に付いては、特に稅率の引上げを行はず以前の低き稅率を据置き、八百圓以下の金額には百分の〇・六、百圓を超ゆる金額には百分の〇・三八、百圓を超ゆる金額には百分の〇・四、千圓を超ゆる金額には百分の〇・六を適用することゝし、法人の淸算分配金中拂込金額を超過する金額は、之を利益の配當と看做し課稅することゝした。尙ほ第三種所得の計算方法は、內地の取扱に準じ前年の實績に依り調和することに統一したる結果、從來の如き豫算課稅を方針とした場合に於ける減損更訂の制度は廢止したるも、別に天災地變に因り著しく納稅資力を喪失せりと認めらるゝものには、所得稅を輕減免除することゝした。

從來は第二種の所得たる公社債、又は銀行預金の利子及び合同運用信託の利益には、第三種所

得に綜合課稅せざりしも、今回此等の所得の六割と他の所得との合算金額が一萬五千圓を超ゆる場合は、此等の所得の六割を第三種の所得として綜合課稅することゝした。

朝鮮特別法人稅令の公布　本稅は稅制改正に伴ひ新たに創設せられたるものにして、卽ち昭和十五年三月制令第四號を以て公布し四月一日より施行せられたが、時局に際し一般國民の負擔の激增せる現狀に鑑み、金融組合及び同聯合會、產業組合及び同聯合會、工業組合及び同聯合會（但し出資組合又は聯合會に限る）に對し、支那事變終了の翌年迄の間、其の剩餘金の百分の五の稅率に依り賦課することゝしたのであるが剩餘金が拂込濟出資金額に對し、年三分五厘以下か又は剩餘金が五千圓以下なるときは課稅せざることゝした。

地稅令の改正　本稅は大正三年三月制令第一號を以て制定後、昭和三年市街地稅を廢止し、地稅に統一すると共に準市街地の地價改正を行ひ、市街地と農村との負擔の權衡を圖り、昭和三年十二月制令第九號乃至第十一號を以て關係法令の改廢を行ひたるも、一般經濟界の變動に伴ひ地價の不權衡甚しきものあるを以て、昭和十五年度より大體三箇年計畫に依り、其の課稅標準を賃貸價格に改むることゝなし、昭和十五年三月制令第三十號を以て地稅令の一部を改正し、小自作農保護の爲、地稅の納稅義務者の住所地及び隣接の府邑面內に所有する自作田畓に於ける地價の合計金額が、其の同居家族の分と合算して五十圓未滿のときは其の地稅を免除することゝした。

朝鮮營業稅令の改正　本稅令は、昭和二年三月制令第六號を以て制定以來、屢次に亙り改正せられたのであるが、昭和十五年の稅制改正に依り、資本利子稅の稅率引上げ又は配當に對する資本利

子稅の賦課と共に、收益稅相互間の負擔の均衡を圖る爲、更に昭和十五年三月制令第五號を以て稅率の引上げを行ひたる結果、總稅額に於て約五割程度の增稅の見込である。

尙は法人の營業に對しては、從來事業年度如何に拘らず、曆年々分課稅なりしも、事業年度課稅に改め課稅の簡易化を圖ることになつた。

朝鮮資本利子稅令の改正　本稅令は昭和十二年三月制令第五號を以つて制定公布し、後一回改正を行ひたるも、昭和十五年三月制令第六號を以て、國債の利子以外の資本利子に對する稅率を三分の一丈引上げを行ふと共に、新たに法人より受くる利益又は利息の配當に對して百分の四を課稅することゝしたのである。

朝鮮利金配當稅令の公布　本稅は支那事變費の一部に充當する爲、支那事變特別稅令中にて課稅しつゝあつたが、稅制の改正に依り單行稅令として、昭和十五年三月制令第七號を以て公布せられたものである。而して從來は配當金中配當率七分を超えたるものに課稅し居りたるも、今回年一割以下の部分に對する課稅を廢止することゝした。

朝鮮外貨債特別稅令の改正　本稅令は昭和十二年三月制令第四號を以て制定公布し、後一回改正を行ひたるも、昭和十五年三月制令第九號を以て、外貨國債に就いては利率年四分（舊五分）、外貨國債の外貨債に就いては利率年四分五厘（舊五分五厘）を超ゆる利子額に課稅すると共に、證券が本邦內に在らざる場合にも課稅することゝした。

朝鮮法人資本稅令の改正　本稅令は昭和十二年三月制令第三號を以て制定公布されたもので

あるが、昭和十五年三月制令第一〇號を以て、稅率千分の一・二を千分の一・五とし、稅率の引上げを行つた。

朝鮮相續稅令の改正　本稅令は昭和九年六月制令第十九號を以て制令公布以來、屢次に亙り改正せられたのであるが、昭和十五年制令第十一號を以て稅率の引上げを行ひたる結果、總稅額に就いて約四割程度の增稅見込である。

抑も本令改正の要點は、朝鮮の慣習に依る戶主相續中相續人が被相續人の卑屬たる女なるときは、從來高い稅率の適用せらるゝ級に屬せしめる一方、家督相續又は戶主相續の課稅價格五萬圓以下のものに付ては、被相續人の同居家族中、年齡十八歲未滿若くは六十歲以上又は不具廢疾の者一人に付き千圓を、遺產相續又は戶主相續を伴はざる財產相續の課稅價格三萬圓以下のものに付いては、被相續人の親權に服し且つ被相續人と同居する子の中、年齡十八歲未滿又は不具廢疾の者一人に付き千圓を、其の課稅價格から控除することゝし、相續稅を課せらるべき相續開始したる後五年內に、更に相續開始したるときは相續稅を免除し、七年內に更に相續開始したる場合は、相續の卑額免除の規定の五年を七年に、七年を十年に、夫々二年又は三年延長し、尙ほ相續財產價格中不動產の價格が、二分の一を超えて居る場合は十年內の年賦延納を認むることゝした。

朝鮮臨時利得稅令の改正　本稅令は、昭和十年四月制令第五號を以て制定公布以來、屢次に亙り改正せられたのであるが、昭和十五年三月制令第十三號を以て稅率の引上げを行ふと共に、從來法人の臨時利得稅の乙種の利得と、第一種所得稅令の超過所得稅とを統合し、利益中其の基準利益率を超ゆる金額及び資本金額の一割を超ゆる金額に對し課稅することゝした。

個人の普通利得に對する臨時利得稅の稅率を、百分の二十五（舊百分の十八）に改め、平均利益率が現年分利益の三分の一又は七千圓に達せざるときは、其の何れか多額のものを以つて平均利益とすることゝなつた。

酒稅令の改正　本稅令は、大正五年七月制令第二號を以て制定公布以後、屢次に亙り改正せられたのであるが、昭和十五年制令第十四號を以て稅率の引上げを行ひたる結果、大體三割程度の增徵となり、就中朝鮮酒に付いては四割五分程度の增徵となりたる一方、麥酒及び釀造酒たる果實酒に付いては、課稅方法を庫出課稅に改め、又政府の承認を受けて淸酒と合成淸酒とを混和し、又は酒類保存の爲に酒類に燒酎、酒精又は水以外の物品を混和する場合には、之を酒類の製成と看做さゞることゝした。

朝鮮淸凉飮料稅令の改正　昭和十五年三月制令第十五號を以て稅率の引上げを行つた。

砂糖消費稅令の改正　昭和十五年三月制令第十六號を以て、從來の色相課稅制度を廢止し、製造方法課稅制度を採用し又稅率の引上げを行つた。

朝鮮揮發油稅令の改正　昭和十五年三月制令第十七號を以て稅率を引上げ、一キロリットルに付き三十四圓三十五錢、卽ち一ガロンに付き十三錢（舊一キロリットルに付き十三圓二十錢卽ち一ガロンに付き五錢に改正した。

朝鮮物品稅令の公布　本稅は支那事變費の一部に充當する爲、支那事變特別稅令中にて課稅しつゝあつたが、稅制の改正に依り、單行稅令として昭和十五年三月制令第十八號を以て公布せらるゝと共に、新たに象牙製品、七寶製品、琥珀製品、菓子、愛玩用動物、盆栽、盆石及び鉢類等比較的高級品の課稅範圍を擴張せる外、稅率も亦或る程度の引上げを行つた。

朝鮮遊興飮食稅令の公布　本稅は支那事變費の一部に充當する爲、支那事變特別稅令中にて課稅しつゝあつたが、稅制の改正に依り、單行稅令として昭和十五年三月制令第十九號を以て公布せらるゝと共に、稅率を引上げ、免稅點を三圓に引下げ、藝妓の花代を伴ふ遊興飮食の料金及びカフエーパー其の他の料理店、但し客席に侍して接待する婦女が、常時五人以下なるものを除くに於ける遊興飮食の料金には免稅點なきこととした。

朝鮮取引所稅令の改正　昭和十五年三月制令第二十號を以て、有價證券の賣買取引に對する稅率を增徵した。

朝鮮通行稅令の公布　本稅は支那事變の一部に充當する爲、支那事變特別稅令中にて課稅しつゝあつたが、稅制改正に依り、單行稅令として昭和十五年三月制令第二十一號を以て公布せられ、課稅範圍を擴張し乘車船區間四十粁を超え、五十粁未滿の三等客にも課稅するの外、急行料金に對しても一割の課稅を行ふと共に稅率の引上げを行つた。

朝鮮入場稅令の公布　本稅は支那事變費の一部に充當する爲、支那事變特別稅令にて課稅しつゝあつたが、稅制改正に依り單行稅令として昭和十五年三月制令第二十二號を以て公布せられ稅

率の引上げ及び免稅點の引下げを行つた。

朝鮮骨牌稅令の改正　昭和十五年三月制令第二十三號を以て稅率の引上げを行つた。

朝鮮臨時租稅措置令の改正　本稅は、昭和十五年三月制令第二十九號を以て法人の留保所得に對する課稅輕減の制度を擴張し、法人が所得の三割以上を留保して之を生產力の擴充、國債の保有等に運用した場合は、其の運用金額の百分の三に相當する第一種所得稅及び法人の普通所得中に海外企業より生ずる所得あるときは、其の所得金額の百分の一に相當する第一種所得稅を何れも輕減することゝし、他方同族會社中事業の經營を主とするものには、稅額加算の條件を緩和すると共に、生命保險會社が從前より引續き所有せし株式の配當に對しては新たに課稅することゝなり、資本利子稅の稅率百分の四を百分の二五に引下げ負擔增加の緩和を圖つた。

朝鮮臨時稅增徵令及び朝鮮支那事變特別稅令の廢止　本稅令は、昭和十二年三月制令第二號及び昭和十三年三月制令第十二號を以て公布せられ、支那事變に依る臨時軍事費財源の一部としての增稅竝びに生產力擴充及び產業振興等に資する爲、租稅上の臨時措置を講ずる目的を以て公布せられたるものなるが、各稅別に單行の稅令として租稅法規の平明化を圖りたる結果、右二制令は之を廢止することゝなつた。

(四)　關　稅

關稅特別制度　大正九年八月朝鮮關稅制度の改革に、方りては、內鮮關稅統一の根本方針の下に內地現行の關稅法、關稅定率法等を朝鮮に施行すると共に、朝鮮の產業、民度及び陸接國境に依る交

易等の特殊事情に即應せしむる爲、大正九年法律第五十三號を以て稅率竝びに制度に關する若干の特例を設定し、即ち稅率に就いては煙草綿羊馬鹽礦油コークス木材の七品に對し特殊低率なる稅率を設け、鑛山用品製鐵事業用品及び貨客運搬の爲國境を出入する車輛等に對する免稅、國境地方に於ける貨客の交通に對する取締及び同地方特定地域內の住民の職業上必要なる器具竝びに其の生產物の輸出入に關し關稅法を適用せざることと爲す等の措置を講じた。

然るに稅率に就いては其後產業の發達民度の向上に伴ひ、朝鮮の現狀に適應せしめ內鮮關稅統一の實現を期する爲漸次之を廢止し、昭和四年三月三十日木材及び鹽に付き過渡的措置を講じたる外全部之を撤廢したるが、右兩品目に對する稅率も昭和七年三月末日を以て消滅した。尙ほ制度上の特例に付いては、滿洲國建國後に於ける鮮滿關係の新情勢に即應せしむる爲、昭和十二年八月北鮮三港に於ける保稅地域制度に對する特例、陸接國境地方住民の便利を圖る爲の免稅擴張、揮發油混用アルコールの原料免稅、國境出入鐵道車輛に對する免稅等に付き改正を行ひ、又は其の擴張を圖つた。

移入稅の撤廢　本稅の撤廢は既定の方針なるを以つて、絕えず之が實現に努めたるも、施政の革新擴充に伴ひ逐年政費の膨脹を來し、重要の財源たる本稅の撤廢は之を延期の已むを得ざるものありしが、內鮮經濟渾一の實現を保進するの急務なるを認め、大正十二年四月一日より有稅品中酒精酒精含有飮料及び纖物を除き、其の他の物品に對する本稅は撤廢し、其後昭和二年より纖物中綿纖物の生活必需品なるに鑑み、一般民衆の負擔輕減の爲稅率の三分の一を減じ、之を從價五分と爲したが、最近財界の好轉に伴ふ一般歲入の自然增加及び昭和九年度より實施の稅制整理に依る增收、產業界の好況等に依り、昭和十二年三月移入稅の輕減及び廢止に關する割合を公布し、昭和十二年度以降十五年度に至る四箇年間に於て、過渡的に從來の稅率を大體三分の一宛二回に低減し、昭和十六年度以降之を全廢することゝした。

尙ほ內鮮間出入船舶貨物に對する取締に付いては成るべく之を緩和し、大正十二年移入稅の一部撤廢と同時に船舶に對しては開港たると不開港たるを問はず、其の出入を自由ならしめ、貨物に對しては移入稅消費稅及び出港稅に關係ある貨物を除くの外、沿岸何れの港に於ても之が出入を許し、前記課稅に關係ある貨物に付いても內鮮間交通の實情に鑑み、開港の外內地と直接交通ある沿岸諸港を指定して其の出入を許し、以て鮮內諸港間の自由交通に支障なからしめた。

關稅收入　昭和十年度以降累年の關稅收入額は左表の通りにして、大正十二年度及び同十三年度に於て減少を來したるは、大正十二年四月より實施せる移入稅一部撤廢と、同年九月より大正十三年三月迄關東地方震火災の影響に依り、生活必需品竝びに土木又は建築用器具機械及び材料品の輸移入稅を低減又は免除したると、更に大正十三年七月より奢侈品關稅法律實施せられ當該物品の輸入減退によるものにして、昭和元年度及び同二年度に增減を示せるは、前者は十四年度中に免稅せられたる米穀關稅の復活竝びに關稅の率の一般改正に依る影響を受けたるに基因し、後者は前記綿纖物移入稅の輕減竝びに內地に於て米の輸入稅免除の結果、同品の內地通關增加したるに因るものである。

而して昭和五・六・七年度の減收は世界的不況に基因し、昭和八年度の增收は、粟の輸入稅率引上・日支關稅協定の滿期に依る支那麻布の輸入增加・纖物の移入增加と其の價格の騰貴に由り、昭和九年度及び同十年度に於ける增收は、米繭價格の好調及び鮮內農山漁村の好況に基づく購買力の增進並びに諸工鑛業の勃興に依り、穀類機械類等更に入荷一段の好況を呈せるに因るものである。昭和十一年度に於ては、石油精製工場の設立に伴ふ之が原料礦油の輸入增加と、一般經濟界の進展に基づく入荷增勢を反映し收入の激增を示せるが、昭和十二年度に於ては支那事變の勃發に伴ひ、外國爲替管理法の强化、輸出入品等に對し臨時措置に關する法律に依る輸出入の制限等の影響を受け再び關稅收入の激減を見、昭和十三年に於ては關稅定率法の改正、卽ち紅松の無稅・粟の稅率引下げ及び製圖機及び測量機の稅率引上げ等あり、又他面外國爲替管理法及び輸出入品等の臨時措置法は、益々强化され關稅收入に相當影響を受けたるが、礦油の入荷激增竝びに一般經濟界の好調により絹纖物の移入活況を呈せし爲、如上の減收を補ひ收入額は著しく增進を示した。

關稅收入額累年比較

年度	金額	年度	金額
昭和十三年度	一七、一六一、二一九円	同九年度	一三、三四八、九〇九円
同十二年度	一三、二〇四、六四〇 同	八年度	一一、六四一、九七三
同十一年度	一七、三三二、九九七 同	七年度	八、四二三、九六六
同十年度	一三、八五五、九二五 同	六年度	七、九二一、四五七

同五年度	九、〇八八、一七七	大正十四年度	一〇、七八一、五七三
同四年度	一一、五六五、八一九	同十三年度	九、二一一、七二九
同三年度	一一、四一〇、七四五	同十二年度	八、五五七、三二八
同二年度	一〇、九四二、七五八	同十一年度	一五、六二〇、三四三
同元年度	一三、三六一、八四四	同十年度	一五、七九〇、一六五

備考　本表中ニハ收入ヲ含ム。圓未滿四捨五入。

(五)　國　債

(一)發行限度　朝鮮總督府の特別會計の負擔に屬する公債の發行及び借入金の限度額は、當初(明治四十四年三月)五千六百萬圓に制限されたが、其の後公債支辨事業の進捗に伴ひ、逐次擴張せられ、昭和十四年三月には十億六千六百十萬圓となり殆んど三倍に擴張せられてゐる。昭和九年以降發行限度擴張狀況を示せば左の通りである。

起債法定額增加沿革調　(單位千圓)

改定回次	年月	根據法	限度額
當初法定額	明治四十四年三月	法律第十八號	五六、〇〇〇
第一〇次改定	昭和九年三月	同第二十三號	六〇六、二〇〇
第一一次改定	同十年三月	同第八號	六一五、八〇〇
第一二次改定	同十一年五月	同第二十號	六九六、二〇〇

第七期　南總督時代

第一回改正	同	十二年	八四一、五〇〇
第一回改正	同	十三年	八九三、五〇〇
第三回改正	同	三月	一、〇六六、一〇〇
第四回改正	同	十三年	一、〇六六、一〇〇
第五回改正	十四年	三月	一、〇六六、一〇〇
第一回改正	同	同	一、〇六六、一〇〇
第一回改正	同	第十五議會	一、〇六六、一〇〇
第三回改正	同	第十六議會	一、〇六六、一〇〇
第六回改正	同	第十七議會	一、〇六六、一〇〇

(二) 起　債　昭和九年度以降昭和十四年十二月末日迄の新規起債額は、事業公債二億二千一百五十九萬五千圓、鮮鐵遺買收公債千百一萬一千圓、退職資金公債一萬七千圓、合計二億三千二百六十二萬三千圓にして、明治四十四年以降昭和十四年十二月末迄の累計は七億一千九十二萬餘圓の巨額となる。

(三) 償　還　昭和九年度以降昭和十四年十二月末迄の國債償還額は、三千四百二十三萬四千圓にして、明治四十四年以降昭和十四年十二月末迄の償還額累計は六千六十八萬三千圓である。

昭和九年度以降昭和十四年十二月迄の起債償還狀況を示せば左の通りである。

國債高累年比較表　(單位千圓)

年度別	起債額	償還額	現年度末	年度別	起債額	償還額	現年度末
昭和九年度末	二、〇四一、五五九	三、九四五	二、〇三七、六一四	同十三年度末	六、〇一〇、七四〇	六、〇〇二、三三	六、〇〇八、七三七
同十年度末	二、〇四一、五五九	四、一四五	二、〇三七、四一四	同十四年度末	—	六、一四三、四一三	六、〇〇八、七三七
同十一年度末	二、〇四一、五五九	四、六四五	二、〇三六、九一四	小計	三、三三九、三三五	六、一四三、四一三	—
同十二年度末	二、〇四一、五五九	五、一四五	二、〇三六、四一四	明治四十四年以降累計	六、〇一〇、七四〇	六、一四三、四一三	—
同十三年度末	二、〇四一、五五九	五、六四五	二、〇三五、九一四				

國　債　內　訳　表　(單位千圓)

種別	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度末
起業公債	六三五	六三五	六三五	六三五	六三五	六三五
本業公債	一四一、五四九	四四、六九八	五〇、一三五	五六、七一五	六二、一三六	六四、九四八
行政整理公債	七二、六三	七二、六三	七二、六三	七二、六三	七二、六三	七二、六三
朝鮮早期鐵道補充公債	〇五七、七	〇五三、六	〇五三、六	〇五三、六	〇五三、六	〇五三、六
朝鮮貴族保護資金	〇〇五、一	〇四一、一	〇三八、一	〇三五、一	〇三二、一	〇二九、一
滿洲事件公債	一三七、一	一三七、一	一三七、一	一三七、一	一三七、一	一三七、一
鐵道債務補給公債	五四一、八	五四一、八	五四一、八	五四一、八	五四一、八	五四一、八
南朝鮮鐵道買收公債	—	—	一一〇、一一	一一〇、一一	一一〇、一一	一一〇、一一
現金公債	—	—	—	—	七一	七一
合計	四九八、三〇五	五〇七、八三五	五三七、九三五	五四九、三四六	五六〇、八四八	五六四、一七六

第七專賣事業

概說　朝鮮總督府專賣局は大正十年七月設立以來事業各般に亙り順調なる發展を遂げ漸次良好なる成績を擧げつゝあるが昭和十年九月以降に於ける特記事項としては葉煙草產地の擴張、研究所の新設、製造工場の增設、葉煙草及び製造煙草の海外輸移出、鹽田の擴築等である。尙ほ最近に於ける專賣局益金は左表に示すが如く創始期に比し六倍以上となり、益々本府歲入の一大財源として重きを爲して居る。

年次	煙草	人蔘	阿片	計	備考
昭和九年度	一八、三四五、二八一 円	一、一四〇、九八六 斤	七五、三二一 斤	一九、八五二、九九一 円	
同　十年度	二〇、四六三、四三六	一、三三五、四三二	八一五、〇四二	二一、七九九、九二五	
同　十一年度	二三、五九八、八一五	一、三八一、八五二	二四八、三一〇	二四、八四〇、六三四	
同　十二年度	二九、〇五三、七二一	一、三四〇、四五五	二一、一〇八	二九、九三一、八九九	
同　十三年度	三三、九三五、九四二	一、五五〇、八一三	八六、九五二、八五九	三四、五七三、六一四	
同　十四年度	四〇、〇〇〇、〇〇〇	一、五一〇、〇〇〇	八五、〇〇〇	四五、五九〇、〇〇〇	見込額

(一)　煙草

(二)　葉煙草　近時鮮內に於ける製造煙草の需要は急激なる增加を示し、葉煙草及び製造煙草の輸出亦躍進し、一面時局に伴ひ外國葉煙草の輸入を防遏するの要切なるものあるに鑑み、原料の自給自足を圖る見地より葉煙草の大增產計畫を樹立し、之等葉煙草就中米國種產地の大擴張に向つて鋭意邁進しつゝある。

耕作面積及び收納量は左表の通りである。

年度別	耕作面積	數量	年度別	耕作面積	數量
昭和十年度	二六、五七〇 町	二一、九三一、五三〇 斤	同　十三年度	一九、八〇四 町	二九、二五五、九二一 斤
同　十一年度	一七、三三三	二〇、六三六、三九五	同　十四年度	二一、〇二二	三四、二九八、〇五九
同　十二年度	一八、六五〇	二九、八八、四九〇			

(三)　製造煙草

(イ)　製造工場　製造煙草の需要增加に對應する爲、平壤竝びに京城の工場增改築又は全州に於ける近代裝備を施したる大工場の新設等、製造工場の擴充に依り需要の調節を圖りつゝある。

(ロ)　製造煙草の賣渡高　現時に於ける製造煙草の賣行は、左表の通りにして兩切百億本を目標として一大躍進を遂げつゝある。

製造煙草賣渡高

年度別	數量				年度別	數量			
	口付	兩切	細刻	葉卷		口付	兩切	細刻	葉卷
昭和九年度	一九、一四二、千本	四、四三六、千本	四、四三三、千本	一九、一四二、千本	同　十年度	一八、七一、二五五、千本	四、九四四、千本	二、七一、四二七 瓩	一、二九、〇四一、千本

同　十一年度	一二五、九二	五、一〇八、五〇	
同　十二年度	一二五、九六五	五、三二九、七九	
同　十三年度	一二六、〇九九	五、四五〇、九九	
同　十四年度	一二六、六四二、一七五	同　十三年度　一二五、七五五	六、二四一、一六
		同　十四年度　一二六、六四二、一七五	同　一二六、六四二、一七五

(三)　**煙草の輸出**　鮮産品の海外進出竝びに外貨獲得の見地より、葉煙草及び製造煙草の輸出の増進を企圖し、滿洲・北・中支那及び蒙疆方面への輸出に力むると共に、埃及・獨逸に對しても亦相當量の輸出を爲しつゝある。

(二)　**鹽**

(一)　**食糧鹽**　朝鮮に於ける食糧鹽の需要は、逐年増加の一途を辿り、現在一箇年一億七千萬斤内外の不足を生じ、之を臺灣・關東州・山東省其の他外國より輸移入しつゝあるに鑑み、專賣局に於ては自産自給の見地より、黄海道海南に面積一千二百五十町歩の鹽田を目下築造中にして、之が完成の暁は總面積五千九百二十五町歩、生産見込額六億一千萬斤を豫想し得るも、尚ほ需要の増加に伴ひ不足を生ずるの情勢に在るを以つて、年次計畫に基づき鋭意鹽田面積の擴張に努力しつゝある。

販賣高及び輸移出入狀況は左表の通りである。

(イ)　**販賣高**

年度	數量	價額	備考
昭和九年度	五六、四一〇、〇二五斤	六、四八六、四六二円	
同　十年度	三九、三二一、六〇八	六、一二九、五六	

(ロ)　**輸移入出**

年度	輸移入 數量	輸移入 價額	輸移出 數量	輸移出 價額
昭和九年度	二八三、一四四、七九三斤	二、七三二、二八八円	四二、三三二斤	六、六五一円
同　十年度	二八二、八九五、七五八	二、七九九、一三一	三七、四九三	六、〇八二
同　十一年度	二三九、五九八、五八三	二、二〇六、八一八	四一、四四九	五、八一三
同　十二年度	一九八、六二六、七六五	一、九八一、三〇七	一一七、二〇九	七、一四四
同　十三年度	二五五、〇六七、〇〇五	二、八六二、六九二	六二四、八六〇	二四、二二九
同　十四年度	一五七、二八二、八九七	一、八四三、八七一	—	—

昭和十一年度　三二九、七二四、六四二　六、二五五、六三二
同　十二年度　六二、九九五、二六〇　七、六九九、四五七
同　十三年度　五八八、〇九五、五三一　九、九八一、二三一
同　十四年度　五八八、二二五、五〇五　八、八四二、五四四

見込數量竝びに價額

(二)　**工業鹽**　晩近朝鮮に於ける資源の開發に伴ふ諸工業の勃興は、曹達工業の發展と關聯して工業鹽の急速なる需要を喚起し、昭和十年以降紅海・地中海沿岸より相當量の輸入を必要とする現狀に鑑み、食糧鹽同樣自給自足の方針のもとに、民間會社たる大日本鹽業株式會社をして平安南道清川江畔に三千町歩の工業鹽田を起工せしめ、以て重要資源の確保に努めつゝある。

(三)　**人蔘**　朝鮮人蔘は古來より對支輸出を目標としたるが、滿洲事變以來極めて不振の一途

も次第に恢復せらるゝと共に販路も亦漸次開拓され新業の將來は極めて有望視されてゐる。

耕作面積及び收納高は左表の通りである。

(イ)　耕作面積及び收納高

年度	耕作面積	收納高	年度	耕作面積	收納高
昭和十年度	一、三五七町	七四五、八四〇斤	同十三年度	一、四九七町	六、三〇八、八斤
同十一年度	一、五一一	九、五七四、〇〇〇	同十四年度	一、五〇一	五、六六二、四八
同十二年度	一、五三五	八、八六〇、〇〇〇			

(ロ)　水蓼收納高

年期	數量	金額	年期	數量	金額
昭和十年	一四、三五三斤	一〇、七二六、四〇圓	同十三年	一一、一四七斤	九、一一〇、五六圓
同十一年	一五、〇二三	一一、二六七、三〇	同十四年	九、〇七七	七、五六八、九〇
同十二年	一五、一三五	一一、三五一、二五			

(ハ)　最近に於ける紅蓼栽下高

年度	天蓼	地蓼	雜蓼	尾蓼	計	金額
昭和十年度	一四、八三四斤	一四、八九八斤	二、七七斤	九、一三四斤	三七、一二九斤	一、六〇、八六圓
同十一年度	一五、一〇四	一五、三三五	二、八〇	九、〇〇八	三七、三六	一、七八、四六一
同十二年度	一四、九三一	一五、一六一	二、三一	一〇、〇三一	四〇、四五五	一、七七、六四
同十三年度	一四、三六一	一四、四四一	一、七七	九、六五三	三八、三一一	一、六一〇、四三六
同十四年度	一五、五五五	一四、七六六	一、六五	六、五六六	三七、〇九一	一、六五、五一四

(四)　阿片

阿片は京畿江原咸南及び咸北の四道より生産されるが專賣局に於ては之を原料として鹽酸モルヒネ鹽酸デアチルモルヒネ及び醫療用阿片の三種を製造しつゝある。

收納高及び賠償金高

年度	收納高	賠償金高	年度	收納高	賠償金高
昭和八年度	三、七六二瓩	四、一〇一、九圓	同十二年度	三、七六〇瓩	七、五二一、八圓
同九年度	二、〇七七	三、四一〇、六	同十三年度	三、五五六	七、一一九、四
同十年度	二、八一〇	五、五五二、三	同十四年度	二、九六〇	五、九二〇、〇
同十一年度	三、〇四四	六、〇七、六			

(五)　其の他

(一)　專賣局研究所の設立

研究所は夙に專賣事業の進展上各部門に亘る研究機關として開

設を要望せられたるもので、昭和十二年七月より京城に研究所(本部)及び煙草製造に關する研究支所を設け、更に朱安鹽田に關する研究支所を設け、素砂に煙草耕作に關する研究支所を夫々設立し、目下營々斯道の研究に從事してゐる。

(二)　附帶事業　資源の利用更生的見地より、從來顧みざりし專賣品より生ずる各種廢品に對し、之が利用更生を考慮し、これに關連したる左の事業を創設せしめてゐる。

(イ)　硫酸ニコチン製造助成　葉煙草を原料とする硫酸ニコチンは、果樹蔬菜園藝等の害蟲驅除劑として必要缺くべからざるものであるが、本品の國內に於ける需要量は一箇年約三十萬封度を要するも、その大部分は海外よりの輸入に俟つ狀態に在る。仍つて現下對外爲替關係上、輸入防遏と一面農家經濟の進展に資し、併せて自給自足の見地より民間をして製造會社を設立せしめることゝし、目下工場建設中である。

(ロ)　罌粟油製造助成　阿片の原料たる罌粟より生產する油は、軍需、醫藥用、美粧用及び食糧用として優秀なる品質を具備するので、民間會社をして之を原料とする製油を行はしめつゝある。

(ハ)　鹽の副產物利用　製鹽中に成生する苦汁は、工、鑛業及び醫藥用品の製造原料たるのみならず、軍需用原料として重視せられ、又食鹽結晶に至る迄の過程中に析出する硫酸石灰(石膏)は、セメント工業に不可缺の原料たるに鑑み、夫々企業者に之を拂下げ、重要資源の生產確保に寄與すべく、目下各般に亙り計畫中である。

第八　產業

序說　朝鮮の產業は從來粗笨な農業特に米作を樞軸とした原始產業の段階に止まつてゐたが、漸次近代資本の援助を受けて逐年其の相貌を變じ、滿洲事變を契機として近代產業化への進出を爲した。實に同事變こそ朝鮮產業の革命過程に一エポックを劃するもので、事變以來朝鮮の鑛工業は急速な發展を遂げ、今次の支那事變の勃發に因つて更に拍進せられ、今や妍儷たる重化學工業の盛運を齎すに至つた。然し乍ら當時朝鮮の斯かる大規模な工業化への發足は必然的に其の趨向を同じくした內地、滿洲に於ける產業界と競爭摩擦を生ずることゝなり、此の情勢に對應して內鮮滿のブロック的調整を圖る必要が漸く痛感せられた。玆に於て本府は昭和十一年十月內鮮滿の權威者を網羅して朝鮮產業經濟調查會を開催し、產業經濟開發に關する一般的方針を討議するところがあつたが、其の結果は農工併進政策の採用となり、各種廣汎なる產業の全面的奬勵となつた。此の方針に則つて個々の具體的方策が着々實行に移されつゝあつたが、偶々今次支那事變の勃發に遭ひ、朝鮮は、その地理的關係から所謂大陸前進兵站基地たる使命が重加せられた。仍つて之に卽應すべく、右調查會に於て決定を見た諸方策を更に急速に展開せしむると共に、物心兩面に亙る戰時體制强化の爲、昭和十三年九月時局對策調查會を設置し、同調查會の協議の結果、產業政策は前に產業經濟調查會で決定した農工併進の根本方針に變化はなかつたが、その內容は時局產業の急速開發が中心となり、更に日滿支ブロックの成立に伴ふ中北支經濟開發と朝鮮のそれとが

緊密に連繫されることゝなつた。今や國家總動員機構の下に、朝鮮產業界は完全なる統制期に入り、專ら戰時經濟體制の强化を指標として、生產力の擴充及び貿易の振興を圖ると共に國防力の充足强化に全機能を集中しつゝあるのである。

(一)　產業經濟上の重なる施設

朝鮮產業經濟調査會　始政以來、朝鮮の產業經濟方面に對する施設は其の民度及び帝國に於ける食糧供給地として好適なる點等に鑑み、概ね其の主力を農林業に傾倒し來つたのであるが、內外情勢の變遷に促され、朝鮮の產業も亦局面轉換の時運に際會したのであつて、朝鮮の內藏する地下資源及び其の他の工業原料等饒多な資源と低廉にして豐富な動力及び勞力は朝鮮が工業企業地としての好望性を事實の上に於て證明するに至り、彼此相俟つて朝鮮の產業經濟は正に原始產業中心時代より多種多樣な新興產業の全面的展開期に推移し、農工併進の時代に當面し來つた。

本府は此の現狀に鑑み、將來に於ける朝鮮產業經濟の據るべき確固たる方針及び之に順應する適切妥當な具體的施設計畫の樹立に資する爲、昭和十一年八月二十五日閣議の決定を經て、朝鮮產業經濟調査會を設置し、內地、朝鮮及び滿洲に亙り官吏、學者、實業家等斯界の權威者七十七名を委員に網羅し、尙ほ本府及び拓務省高等官中より幹事十五名を任命又は囑託し、同年十月二十日より五日間本府に於て會議を開催し、四分科會に分ち、第一農林、水產業、第二鑛物資源及び動力資源、第三工業、第四商業及び貿易、第五交通、第六金融、第七產業教育、第八其の他に關する件を諮問したのであるが、其の結果は頗る適切有效な答申を得たのである。仍つて本府は右答申の諸方策に就き、其の緩急に從ひ之が實現を圖り、以て朝鮮產業經濟の開發に邁進することゝなつた。

時局對策調査會　支那事變は東亞に於ける政治及び經濟の規模と關聯とを根本的に一變すべき意義の下に進展しつゝあるを以て、本府は遍く物心兩面に亙り嚴密なる檢討を加へ、諸般の緊急國策に順應するがため、多數權威者の卓見を聽き、剴切なる答申に基づいて國策擔當任務遂行に遺憾なきを期することゝし、昭和十三年一月政務總監を委員長とする時局對策準備委員會を設置したが、同委員會は十八項目に亙る產業經濟諸部門の總合諮問事項を決定したので、八月二十七日勅令を以て、朝鮮總督府時局對策調査會官制の公布を見、內鮮諸權威を網羅せる百二名の委員が任命せられた。仍つて本府は九月六日を期し、始政以來初めての大會議たる時局對策調査會を開催したのであるが、會議は六日より九日まで四日間繼續し、南總督、中村朝鮮軍司令官臨席、大野政務總監統裁の下に進行せられ、總會の外、第一分科會に在つては社會、文化其の他一般に關する事項、第二分科會に在つては產業、經濟に關する事項、第三分科會に在つては交通、通信に關する事項に就きて審議し、各委員の熱心なる討議及び意見、希望等が開陳せられ、多大の成果を收めた。尙ほ本調査會は、官制を以て設置せられたる永續性を有する諮問機關にして、且つ官制の第一條第二項に依つて時局對策に關する重要事項に就きては、朝鮮總督に建議を爲すことを得るので、今後に於ける調査會の活動に期待する所が大なるものあるを思はしめるのである。

國家總動員計畫と企畫部の設置　政府は第一次歐洲大戰の結果に鑑み、專ら國家總動員計畫の準備に意を注ぎ、之が中樞機關として昭和二年五月資源局を設置し、爾來十年間戰時に於ける軍

需資材の圓滑なる調達と國民生活必需品の最少限度の供給確保を目標とし、國防經濟の機能充實を期して各般の準備を爲し來つたのであるが、國際情勢の變轉及び支那事變勃發以來、戰局の擴大と事變の長期化豫想に伴ひ、總動員計畫も漸次本格的に實施することゝなり、昭和十二年十月資源局及び企畫廳の兩者を合して新たに企畫院の設置を見、總動員計畫の立案實施を管掌したのである。朝鮮に於ても亦之に順應する爲、從來總督官房文書課に於て取扱ひたる資源調査竝びに總動員計畫事務を分離し、昭和十二年九月官房に資源課を設けたのであるが、時局の進展に伴ひ、昭和十三年度より物資動員竝びに生産力擴充計畫が設定せらるゝに至り、而も同年四月には法律第五十五號を以て國家總動員法の發布を見、同五月朝鮮にも施行せらるゝに至つた。玆に於て、昭和十三年八月殖産局に臨時物資調整課を新設し、資源課に於ては物資動員計畫、生産力擴充計畫の企畫的事項に關する事務を、調整課に於ては計畫の實施事務即ち鮮內に於ける物資配給調整に關する事務を管掌せしめた。然るに事變の長期化に伴ひ、國家總動員法の各條項相亞いで發動せられ、物資動員計畫は益々詳細精緻を極むると共に資金、交通、電力、勞務等各種動員計畫の樹立實施を必要とするに至り、其の事務の複雜增大は必至となつたので、昭和十四年十一月二十八日資源課及び物資調整課の事務を統合して、新たに三課制より成る企畫部の設置を見（昭和十五年七月一日より四課となる）、戰時下に於ける總動員計畫の設定及び遂行に遺憾なからしむることゝした。

(二)　戰時經濟對策

概　說

時局下に於ける朝鮮の産業行政は、中央政府の政策に順應し、專ら戰時經濟體制の强化を目標とし、資金、事業、貿易等の統制を實施すると共に、物資の需給、物價の調整等國民生活の內部に立入つて絕對的な消費統制を爲してゐる。戰時經濟の眼目とする所は生産力の擴充及び貿易の振興を圖ると共に、重要物資の需給統制、物價騰貴の抑制等にあるのである。仍つて事變以來物資需要の激增に伴ひ、之が需給の適正を圖る爲、總ゆる人的、物的兩資源を總動員して、各種産業部門に亙り生産增加の促進に努めて來たが、更に不要不急の消費を抑制すると共に、人造石油、再生ゴム、糖油、水産皮革等の代用品生産工業の振興使用を奬勵し、或は重要物資の廢品を回收して之が再製品工業の振興を圖りつゝあり、就中、物資の抑制に就いては輸出入品等に關する臨時措置法を母體とする許多の府令を發布し、輸出入の制限を始めとし、重要金屬、棉花、皮革、ゴム、石油又は其の製品の配給、使用消費及び其の製造設備に關して嚴重なる統制を加へると共に、配給に於ては法規又は業者の自治に依つて統制を爲す等、漸次配給機構の整備强化に努めつゝあるのである。一方物價對策としては暴利取締令を數次に亙り改正强化し、人爲的な物價の吊上げを禁止すると共に、公定價格を定めて之が確保を圖り、適正價格の形成を期しつゝある。今試みに物資を基調とする戰時經濟機構强化方式を表示すると次の如くである。

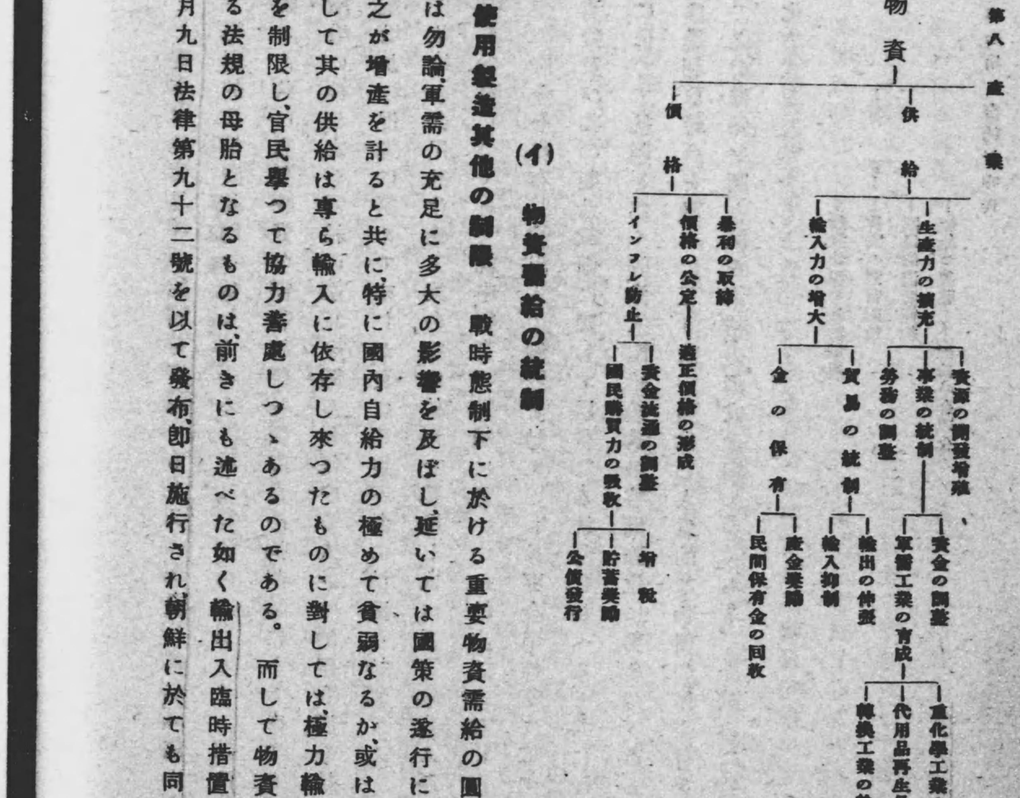

(イ)　物資需給の統制

物資の使用製造其他の制限　戰時態制下に於ける重要物資需給の圓滑なると否とは國民經濟運營上は勿論軍需の充足に多大の影響を及ぼし、延いては國策の遂行に支障を來たす惧あるを以て、鋭意之が增産を計ると共に、特に國內自給力の極めて貧弱なるか、或は全然國內に產出を見ざる物資にして其の供給は專ら輸入に依存し來つたものに對しては、極力輸入を抑制する傍ら或は使用製造を制限し、官民擧つて協力善處しつゝあるのである。而して物資の使用製造其の他の制限に關する法規の母胎となるものは、前きにも述べた如く輸出入臨時措置法であつて、同法は昭和十二年九月九日法律第九十二號を以て發布、卽日施行され、朝鮮に於ても同月二十二日附で施行を見た。全八條より成り、附則に「本法ハ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スル」とあり、純然たる戰時立法であるが、玆で準據するのは其の第二條である。第二條には「政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲必要アリト認ムル時ハ輸入ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給關係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ付左ノ措置ヲ爲ス事ヲ得」とし、措置の第一號は「命令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ原料トスル製品ノ製造ニ關シ必要アル事項ヲ命ジ又ハ制限ヲ爲スコト」第二號には「當該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給讓渡使用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコト」とある。此の二項に依つて諸種の物資使用其の他制限の規則が生れるのである。現在使用制限を爲しつゝある主なる物資は、鐵鋼普通鋼々材銑鐵金白金銅鉛亞鉛錫ゴム皮革竝びに其の加工品等である。

物資使用製造制限法規

物資名	適用法規	法規名稱
金	昭和十三年一月府令第二號	朝鮮產金令第十二條ノ規定ニ依ル金ノ使用ニ關スル件
白金	昭和十三年一月府令第三號	昭和十二年法律第九十二號第二條及第三條ノ規定ニ依ル白金ノ使用制限ニ關スル件
銅	昭和十二年十一月府令第百八號 昭和十三年八月府令第六十號	昭和十二年法律第九十二號第二條規定ニ依ル銅ノ使用制限ニ關スル件
亞鉛鉛及びアンモン	昭和十三年八月府令第百七十五號	昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル鉛亞鉛錫等ノ使用制限ニ關スル件
ゴム	昭和十三年十一月府令第二百二十七號	昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ルゴムノ使用制限ニ關スル件
皮革	昭和十三年八月府令第百七十六號	昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル皮革ノ使用制限ニ關スル件

主要物資の配給統制　企畫院に於ては內地・外地・圓ブロック別の需要額調書・需給對照及び補塡對策一覽表を綜合し、需給對照補塡對策を基本方策と共に閣議決定と爲してゐるが、此の決定數額は實生產額及び輸入原料の狀況に因り、時々變化するを以て、本府企畫部に於ては每四半期(三箇月)又は每月に商工省其の他關係各廳と折衝して、當該期の配當額を決定し、更に本府關係局部課又は之を以て組織せる協議會の意見を徵して、各消費部門別に割當額を決定し、之に基づいて割當證明書或は製造許可書其の他のクーポンを需要者若くは會社等に交付し、需要者及び會社側では此の割當證明書と引換に內地メーカー・指定問屋若くは其の特約店等の配給機關より現物の引渡を受ける。之が現下半島に觀る配給機構なのである。現在配給機構の確立して居る主なる物資は(第二次・第三次製品を含む)普通鋼々材・銑鐵・鑄鐵管・鑄鋼・亞鉛鐵板・線材製品(釘・針金・鐵線)・王冠・コルク・空罐・特殊鋼(中空鋼を除く)・中空鋼・タングステン鑛・モリブテン鑛・銅・鉛・錫・アンチモン・ニツケル・水銀・雲母・機

鋼	昭和十二年十月府令第百六十號 昭和十三年七月府令第四十一號 昭和十三年八月府令第百五十五號
綿花	昭和十三年五月府令第九十四號 昭和十二年十月府令第百五十三號 昭和十三年三月府令第二十二號 昭和十三年九月府令第百九十一號 昭和十四年十月府令第百七十六號 昭和十四年一月府令第四號 昭和十五年三月府令第三十二號

昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル鐵鋼工作物築造ノ制限ニ關スル件
昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル鋼製品ノ製造制限ニ關スル件
昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル鉄鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件
輸出入品ノ許可ニ關スル規則
昭和十二年法律第九十二號第二條ノ規定ニ依ル綿製品ステープルファイバー等消用ニ關スル件
繊維工業設備制限規則

機器具・石炭・カーバイト・石油・紡績用棉花・製綿・綿用棉花・綿縫絲・綿絲・綿帆布・蚕糸・ステープルファイバー・スフ絲・人絹絲・パルプ・毛絲・マニラロープ・原料ゴム・(自動車・タイヤー・チューブ其の他ゴム製品)・皮革・セメント・肥料・米・材等であるが、昭和十四年十月價格等統制令が公布せらるゝに及び、物資は漸く入手困難を來たす處が生じたので、企畫部に於ては或は業者の自治的統制に委ね、或は法令を以て強制的に配給機構の整備を圖る等、物資需給の統制強化に全力を傾注しつゝある。

(ロ)　物價の調整

概況　戰時下に於ける物價調整は凡ゆる經濟產業政策に至大の影響があり、之が適正を期することは、戰時財政經濟の圓滑なる運行・生產力の擴充及び國民生活の安定に不可缺緊要なるのみならず、朝鮮に於ては物價昂騰に因る國民生活の脅威は、統治の根本方針に則り極力之を避けるとともに、大陸兵站基地として負荷せられた特殊の立場上、苟も生產力擴充を阻害せらるが如き事があつてはならない。斯くて朝鮮に於ける物價調整方針は極めて愼重考慮を要するのである。固より物價の決定は市場に於ける物資需給の關係に從ふもので、自由經濟の下では自動性を有つてゐるが、現下物價騰貴の原因は言ふ迄もなく戰爭遂行の爲の財貨の大量消費による品不足が主要となり、之に輸入防壓に遭遇した原材料不足による完成品の缺乏或はコスト以外の諸掛りの暴騰、配給の不圓滑等幾多從たる原因が加味されてゐる。本府は物價調整實施以來、內地當局と緊密な連絡を保持し、內地物價統制に可及的速かに順應すべく低物價政策の實施に遺憾なきを期し來つたが、其の方策は物價對策としては間接的であり、之に並行して應急對策として端的な物價其の者に

對する方策が必要である。斯くて法律による暴利の取締或は價格の公定等の措置が爲され、茲に價格等統制令の公布によつて物價を釘付けとし、物價の自動性は奪はれ、玆に合理的な公定價格或は適正なる利潤設定の確立が、戰時經濟下物價問題の中核となるに至つたのである。

暴利取締令の改正　所謂暴利取締令とは、嚴密には昭和十二年府令第九十八號暴利ヲ目的トスル賣買ノ取締ニ關スル件)のことである。內地に於ける暴利取締令は既に第一次歐洲大戰當時の經濟界の變動に際し、大正六年農商務省令第二十號として制定され、その後忘却された態にあり、今次事變に伴ひ改正されて、その全貌を新たにしたのであるが、朝鮮に於ては今次事變に先立つこと二箇月、昭和十二年五月纖維類の價格暴騰の狀態に鑑み、之が取締の爲に發布されたのであり、事變發生と共に內地の改正に呼應して昭和十二年八月全文の改正を行ひ、その後、同年十月及び昭和十三年七月の改正を經て愈々强化擴大されたのである。本令は特に列擧された品目にのみに適用されるのであるが、數次の改正の結果列擧品目は增大し、今日では殆んど總ての物品が取締を受けることになつてゐる。尙は改正法の特色は販賣價格に表示主義を採用した點である。卽ち物品を販賣するものは道知事の認めた少數の除外例を除き、悉く販賣價格の表示を要するのであつて、之は取引を公開せしめて、物價騰貴の抑制に資すると共に、次に述べる公定價格制度に對し重大な役割を演ずるものである。本令は昭和十四年十二月府令第二百二十八號を以て全文の改正を見、暴利等行爲取締規則となつたが同十五年七月更に改正强化された。

公定價格制度　暴利取締令の目的は暴利販賣行爲卽ち物價の人爲的吊上げに對する取締に在るのであるが、生產原價の昂騰或は仕入原價の騰貴に因る物價の自然的昂騰に對しては其の効果が不充分である。玆に於て物價抑制の徹底した方策として、物の價格を國家が公定し、其の價格以上に販賣することを禁止する所謂公定價格制度が考へられる。昭和十三年八月物價騰貴抑制の具體的方策を審議する爲に、訓令第五十號を以て民間有力者、學識經驗者及び關係官吏を以て組織する朝鮮總督府物價委員會が設置せられ、次いで各商品物資別に公定價格を決定する前提機關として纖維、食料品、金屬品、燃料其の他の五部門に亙る物價專門委員會を併設し、爾來數次の總會に於て家庭用石炭、煉炭及び木炭、綿絲、纖維製品等の物品に就き、最高販賣價格を決定したのである。地方に於ては中央の物價委員會に準じ、各道に物價委員會が設置せられ、中央の委員會の決定に則し、夫々地方の特殊事情を考慮して最高販賣價格の決定を爲すことゝなつてゐるが、又物價委員會と協力し、具體的資料を提供し、其の他必要なる調査を爲す機關として物價調査員を全鮮主要都市に配置した。扨て物價委員會の決定した最高販賣價格も法的基礎がなければ、之が實行を期し難いので、昭和十三年十月府令第二百十八號を以て、昭和十二年法律第九十二號輸出入臨時措置法第二條の規定に基づき、朝鮮物品販賣價格取締規則を制定し、玆に公定價格制度の法的基礎が完備した本令に適用される物品は朝鮮總督の指定する物品であるが、之が指定に當つては原則として物價委員會に於て最高價格を決定した物品を指定することになつてゐる。仍つて物價委員會の決定せる最高價格は經濟警察官の暴利取締令運用の際に於ける暴利認定の基準となると共に、物品販賣價格取締規則に於ける指定商品の公定價格として採用されるので、其の意義は極めて重大であ

る。本令施行により生活必需品に屬する一部物資の價格騰貴を抑制することが出來たが未だ之を總ての物價に押進めて行くに至らなかつた。然るに物價昂騰の趨勢が依然として止まざるのみか第二次歐洲大戰の勃發は我國物價の騰勢に更に一段の拍車を加へらるゝ懸念があり從來の如き漸進的方法では到底物價行政の萬全を期することが困難となつた。

價格等統制令の公布と物價の釘付け　斯くて昭和十四年九月十九日の閣議に於て國家總動員法を發動し價格等の全般に亙り引上禁止を斷行することに決定十月十六日勅令第七百三號を以て價格等統制令を公布し朝鮮に於ても十月二十七日より施行せらるゝことゝなつた。依つて本府は同日附府令第百八十三號を以て同令施行規則を發布し統制令運用に關する必要なる手續を定めた。本令の引上禁止の對象となるものは物の價格ばかりでなく運送賃保管料損害保險料賃貸料加工賃に及んでゐる。此等の價格は行政官廳の許可に依る特殊の場合を除き指定期日たる昭和十四年九月十八日に於ける額を超えて之を契約し支拂又は受領することを禁じたのであるが更に九月十八日に押へた關係上其の時の價格等が不當に高い樣な場合は朝鮮總督又は道知事が引下げを命じ得ることになつてゐる。また此の引上禁止は一年間を限つて有效なのである。之は應急措置なるを以て其の一年間に公定價格を設定する方針で進みつゝあり全般に亙る急速な價格公定の種々困難なる實情に鑑み商工農業者等の組合や團體若くは價格等の協定を目的とする單なる申合せ團體の間で協定した價格を行政官廳の認可を受くることにより九・一八價格と看做す協定價格制度を認めてゐる。而して本令の施行に依り朝鮮物品販賣價格取締規則は廢止せられたが之までに朝鮮總督又は道知事の指定した販賣價格は本令に依る販賣價格と看做された。本令は物價の根本的計畫的統制の第一歩であり物價の釘付狀態を永く放置せんか諸價格の間に於ける不均衡は是正されず自然と經濟活動を阻害すること夥しきものあるを以て釘付後の措置として適正價格の速かなる設定が必至である。然るに朝鮮に於ける公定價格品目は現在まで少數で內地のそれに遙かに及ばず從つて內地の公定品目と朝鮮の現狀を稽へ本府に於ては物價委員會を指導し適正價格形成の全面的促進を圖りつゝある。

奢侈品等製造販賣制限規則の發布　昭和十五年七月七日を以て支那事變は其の三週年記念日を迎へたが政府は從來稍々ともすれば弛み勝な國民生活を刷新緊張せしめ眞に質實簡素な戰時國民生活の建直しを圖るため同日を以て愈々贅澤品製造販賣禁止の法令を發布した。朝鮮に於ても同樣趣旨の法令が直ちに立案され七月二十四日府令第百七十九號を以て奢侈品等製造販賣制限規則の發布を見即日實施せられた。本規則の目的とするところは戰爭目的竝びに國民生活上必要な資材勞力動力燃料等が奢侈贅澤品等の製造販賣の爲充當されるのを抑制して軍需品及び國民生活必需品の生產供給の維持確保に活用すると共に奢侈贅澤品の購買を抑制して之に因る餘剩購買力を公債の消化なり貯蓄の强化に振向けんとするに在り更に所謂規格外品の販賣を禁止して公定價格制の維持勵行を圖らんとするものである。差當り七月二十四日附告示を以て同日官報揭載の物品を奢侈品と指定したが本規則は右の朝鮮總督が指定した物品の製造及び加工を禁ずると共に此等の物品及び銅使用制限白金使用制限等の如く總督の指定した他の法令

で製造を禁止された物品竝びに特に總督が指定した物品若くは其の中古品及び總督の指定した物品で公定價格設定の際規格又は品質を定めたるものに就いては其の規格又は品質以外の物品の販賣を禁止した。而して今回は當業者への著しい打撃と商品市場に於ける無用の混亂を避ける事を考慮した第一段の措置で、將來は質實簡素な國民生活を確立することを目標として禁止物品の範圍は漸次擴大するものと考へられる。

物價調整課の特設　屢述の如く物價調整に關する事務は時局下經濟對策の中心を爲すに至つたので、昭和十三年十二月殖産局商工課に專任職員を配置したが、價格等統制令施行後其の事務は著しく增嵩し、從來の配置職員を以てしては到底所期の目的を達成し得なくなつた。玆に於て昭和十四年度本府第二豫備金支出に依り所要職員を設置することゝなり、同十五年二月三日官制改正公布と共に殖産局に新たに物價調整課を特設した。又京畿・慶尙南北及び平安南道の各道に於ても物價及び物資調整の爲、一課を新設し、所要の人員を配して本事務に專念せしめ、物價委員會を强化し、物價調査員の增强竝びに經濟警察官の充實と相俟つて物價調整事務の完璧を期してゐる。

一　農　業

(一)　農業の現況と農産資源

農業の現況　農業は朝鮮産業の樞軸であつて、所謂農工併進政策が提唱されても、米を大宗とする主穀農業が朝鮮經濟の重要要素たるに變りなく、その盛衰こそは半島大衆の經濟生活の安危に關はるのである。卽ち昭和十三年末に於ける農家戸數は三百五萬二千三百九十二戸を算し、鮮內總戸數の約七割强を占め、農業生産額は約十四億九千八十九圓に上り、繭移出額は約四億四千三百八十五萬圓に達して、産業總生産額總輸移出額の何れも約五割の位置を占めてゐる事實がよく之を裏書してゐる。而も戰時經濟統制下に於ては、朝鮮の農業は始政以來當局の適切なる技術的指導と增産政策に依つて一路躍進の過程を辿つて來たが、明治四十三年の農産總額約二億二千餘萬圓、其の總輸移出額約一千三百餘萬圓を昭和十三年度の夫れに比較して前者は約七倍、後者は約三十四倍に增進せる事實によつて知るべく、而も近年鮮內工業の飛躍的發展は農業生産品の工業原料化に因る資源的價値を益々昂上すると共に、農村に於ける人口消化の負擔を輕減することに依つて餘剩人口を貨幣化せしめたので、農業は漸く其の價格經濟化を促され、今後の發達に新生面を拓くに至つた。昭和十三年末に於ける耕地面積は四百五十一萬五千六百餘町歩に達し、農作物の分布は米・麥・大豆・粟を中心とする食糧作物を主とし、棉及び大麻・亞麻・楮・莞草等の工業原料作物が之に亞いでゐる。また工業原料として甘藷・馬鈴薯が擧げられるに至つた事は注目すべきである。而して農作物は何れも比年增産を見つゝあり、其の品質の向上と市場の擴大によつて愈々朝鮮農業の將來は多分に期待されるのである。

農産資源の概要

(一)　米　當局は半島經濟の基本的産業として、鋭意産米の改良增殖に努め、特に品種の改良・販賣

竝びに自給肥料の増産増施栽培法の改良等漸く本格的軌道に乗り、半島の米作は飛躍的成果を擧ぐるに至つたのである。其の結果、遂年米の生産は増加し、昭和八年の豊作一千八百十九萬石を凌駕し、昭和十二年度は半島空前の生産高たる二千六百七十九萬七千石に達したが、未曾有の旱害に遭遇せる昭和十四年に於てすら、其の實收高は一千四百三十五萬五千石にして、明治四十三年度の收穫一千四十萬五千石より三百九十五萬石多く、昭和三・四年頃よりも増收を示してゐる。また輸移出額も比年遞増して、昭和十二年度に於ては一千百萬石に達し、帝國に於ける食料問題解決に當り、重要な役割を演じて居るのである。米穀問題に就いては、更に節を改めて記述することゝする。

米作付反別及び收穫高

年	作付反別（町）			收穫高（石）		
	總數	水稻	陸稻	總數	水稻米	陸稻米
明治四十三年	一、三五三、六六八	八四、六六八・四	一、二六八、九八〇・九	一、〇四〇、九八〇・八	八四、六六八・三	九七、八四〇
大正元年	一、四一七、七四八・三	八七、九四八・七	一、三二九、八〇〇・七	一、一〇四、一六〇・七	八九、九四八・七	一〇一、六四〇
同五年	一、四二八、八四五・八	一、四二、六八一・七	一、三八六、一六四・一	一、一四一、八四五・八	一、四二、六八一・七	一〇九、一六四
同十年	一、四五二、三四五・五	一、四五二、三四五・五	一、三五〇、八四四・六	一、一五二、三四五・五	一、四五二、三四五・五	一〇〇、八四四
昭和元年	一、四五七、九四九・九	一、四五七、九四九・九	一、三五〇、八四四・六	一、一五七、九四九・九	一、四五七、九四九・九	一〇〇、八四四
同四年	一、四九二、〇六四・九	一、四九二、〇六四・九	一、三五〇、八四四・六	一、一六二、〇六四・九	一、四九二、〇六四・九	一〇〇、八四四
同八年	一、四九七、四六四・九	一、四九二、〇六四・九	一、三五〇、八四四・六	一、一六二、〇六四・九	一、四九二、〇六四・九	一〇〇、八四四
同九年	一、五二二、九四九・一	一、四九二、〇六四・九	一、三五〇、八四四・六	一、一六二、〇六四・九	一、四九二、〇六四・九	一〇〇、八四四
同十年	一、五六四、五九九・五	一、五〇四、〇六四・九	一、三五〇、八四四・六	一、一六二、〇六四・九	一、四九二、〇六四・九	一〇〇、八四四
同十一年	一、六〇二、三五四・六	一、五二二、〇九四・三	一、三五〇、八四四・六	一、一六二、〇六四・九	一、四九二、〇六四・九	一〇〇、八四四
同十二年	一、六五九、二六八・八	一、五四九、八四四・九	一、三五〇、八四四・六	一、一六二、〇六四・九	一、四九二、〇六四・九	一〇〇、八四四
同十三年	一、六五九、八六二・一	一、五五六、三五二・四	一、三五〇、八四四・六	一、一六二、〇六四・九	一、四九二、〇六四・九	一〇〇、八四四
同十四年	一、二四四、八〇五・七	一、一八四、八六六・三	一、三五〇、八四四・六	一、一六二、〇六四・九	一、四九二、〇六四・九	一〇〇、八四四

(二)　**麥**　大麥及び裸麥は食糧用として、小麥は販賣用殊に棉花に次ぐ重要移入品として、其の生産の増加を圖り、一般田作の外、南鮮地方では畓の裏作として其の作付を奬勵してゐる。麥の總作付反別及び全收穫高は明治四十三年に於て約八十五萬七千町歩、六百二十萬石であつたが昭和十四年には百四十九萬一千町歩、大麥七百五十七萬四百石、小麥二百四十九萬一千五百石、裸麥二百九十九萬六百石、ライ麥七萬九千八百石、合計一千三百十三萬七千五百石となつてゐる。然し乍ら、麥類は鮮內消費を充すに足らず、連年多額の輸移入超過の狀態である。

(三)　**大豆及び小豆**　大豆は食用として品質頗る優良なるを以て、輸移出品として米に亞ぎ重要な位置を占めてゐる。昭和十三年度の大豆作付反別は七十六萬六千九百町歩、收穫高は三百八十六萬七千石、輸移出額百九萬九千石・二千二百十三萬圓に達した。

小豆も亦品質收量共に優秀で、北鮮地方の東海岸に於ては大粒にして外皮薄き良品を產し、內地市場に歡迎されてゐる。然し乍ら小豆は半島人が小麥に混じて常食するので鮮內消費が主である。昭和十三年度の小豆作付反別は二十二萬四千町歩、實收高七十九萬五千石である。

(四)　粟　西北鮮地方竝びに山間部に於ける畑地に主要食糧作物として栽培し之を常食としてゐる。其の作付反別は昭和十三年度に於て七十六萬町歩收穫高は五百二十四萬石である。近時、米穀の移出增加に伴ひ、低廉なる粟を食用に供し米穀を販賣する風を助長し、昭和十三年に於ける滿洲粟の輸入高は九十三萬石に上つた。

(五)　棉　棉花は朝鮮に於ける特用作物中、最も重要なる地位を占め、事變前我が國に於ける紡績工業の需要する原棉が印度、米國及び支那から年々數億圓輸入された事實は本邦唯一の棉花生產地たる半島に對し、その將來性に大なる期待が掛けられてゐる。前期に於ては所謂南棉北羊をスローガンに、第一期として昭和八年以降十箇年間に作付面積二十五萬町歩、實棉生產高三億萬斤を目標とする新棉花增產計畫を樹立したのである。此の間順調なる發達を遂げ、昭和十四年度に於ては作付面積は二十五萬三千二百町歩、生產實棉二億一千三十三萬斤となり、之を昭和八年作付面積十七萬六千六百町歩、生產高一億五千九百四十一萬斤に比較すると著しい進展を示してゐる。

(六)　大麻及び亞麻　大麻の栽培は年々減退の趨勢にあつたが、支那事變勃發以來、之が利用の範圍が著しく增大するに伴ひ、需要は益々激增するの現況である。由來、大麻の大部分は朝鮮民衆の衣料として消費せられてゐたが、昭和十四年度に於て軍需として供出せられ、又工業原料としても販賣斡旋せられたのを機とし、鮮產大麻の紡績原料としての需要頓に增加し、因つて之を栽培せんとする氣運旺盛で、將來相當增產し得られるものと認められる。昭和十三年度に於ける作付反別は二萬三千百町歩、產額四百二十五萬貫である。

亞麻の增產は奬勵以來僅に五箇年を經過せるに過ぎないが、昭和十四年に於ては其の作付面積五千七百町歩、生產高乾莖百七十三萬貫に達し、今や北鮮高地帶に於ては重要なる換金作物として栽培せられ、尙ほ近時咸鏡南道の外、咸鏡北道、本安北道、江原道の一帶も亞麻の栽培に好適するの事實を確めたので、將來此の方面に於ける增產も大に期待し得るものがある。昭和十三年度の作付面積は三千六百町歩、產額は百八萬貫である。

(七)　果樹　果樹は朝鮮の氣候風土に好適せると、內地、滿洲、天津、上海、香港等に於ける需要漸く多きを加へるに至つた事とに因り、逐年增加を見、其の栽培面積は一萬五千餘町歩、收穫高は三千二百五十餘萬貫に達した。果實の主なるものは、苹果、梨、葡萄で、昭和十三年度に於ける其の生產高は苹果一千九百七萬七千貫、梨五百四十一萬七千貫、葡萄五十一萬貫で、其の輸移出額も增加し、苹果の如きは四百五十萬貫の多きに達した。

(二)　米穀對策

米穀增產施設の充實　支那事變勃發するや、米穀の需給關係は漸次緊迫を告げ、昭和十二年の內外地を通ずる未曾有の大豐作後に於てすら、之が需給の不圓滑を來すの虞あるに至れるのみならず、更に將來の消費增を考慮するときは著しき不均衡を招來せんとする氣運を示すに至つたので、中央政府の方針に順應して、帝國の主要食糧たる米穀自給確保を愈々強化する必要上、朝鮮に於ても急速な增產を企圖し、國庫經費百二十萬圓を投下して、昭和十四年度に於て耕種法改善に依る百二十萬石の增產計畫を樹立實施することゝしたのである。增產の實施方法は稻作栽培技術の改

善向上、農業勞力の調整、種子更新事業及び病蟲害防除の强化徹底、自給肥料の增產增施奬勵等稻作經營の改善を基調とせるもので、本施設には特に直接農家の指導に當るべき郡農會、邑面指導職員の充實整備に重點を置き、半島官民協力一致の下に增米の實績擧揚に努め、且つ兵站基地半島の使命達成を期したのである。然るに不幸にも、中南鮮地帶に於ける未曾有の大旱魃に遭遇し、植付不能畓四十四萬町歩に達し、枯死及び收穫皆無に等しきもの二十五萬町歩に及び、平年作に比し約一千萬石の減收を見たるは遺憾の極みであつた。

增米計畫の樹立　米穀需給の緊迫は、將來に於ける人口の增加、文化經濟の向上、大陸への供給等を考慮するとき益々深刻化するものと豫想せられ、耕種法改善竝びに土地改良事業の併行實施に依り、新たに朝鮮增米計畫を樹立實施することゝなつたのである。本計畫は耕種法改善に依る場合、昭和十四年度實施の增米計畫に引續き昭和十五年以降五箇年、土地改良事業の場合では昭和十四年旱害救濟土地改良事業に引續き昭和十五年以降六箇年、竣工八箇年、農事改良完成十一箇年を期間とし、計畫完成年次（昭和二十五年）に於ける增產目標數量を約六百八十萬石とし、總生產數量約三千五萬石を確保せんとするものである。之が內譯は、耕種法改善で五百十一萬石、土地改良事業で百六十九萬石を增產目標としてゐる。而して增產の方法に就いては、先づ耕種法の改善から述べると、從來の產米增殖計畫に於ける耕種法改善の重點は金肥の施用と種子更新事業の奬勵にあつたのであるが、今後は以上の方法のみによる增產は期し得なくなつたので、今回は總ゆる角度から研討して實績の擧揚に努め、下記各般の事項を整備施設することゝした。卽ち　(一)指導力の充實整備　(二)計畫の實行單位の設定　(三)耕種法の改善施設　(四)部落共同作業實施の奬勵　(五)販賣肥料配給の適正竝びに合理的施用方法の徹底　(六)勞力竝びに灌漑氷の配給調整の確立等である。

次に土地改良事業による增殖は就いて述べやう。最の產米增殖計畫に於ては灌漑改良事業の外、開墾開拓、地目變換等、畓面積の積極的擴張を圖つたのであるが、今回の計畫に於ては急速なる增產の效果を擧げると共に、資材特に鋼材の節約を期し、又更に半島の旱害恒久對策としての見地より、主として既成畓の灌漑改善に重點を置き、新規開畓は灌漑改善と同時に實施するを有利とするものに限ることゝし、尙ほ既往の實績に徹し、從來實施中の耕地整理事業及び小規模事業を擴充して本計畫中に包括せしめ、新たに暗渠排水等、既成畓の施設改善にも留意し、耕種法の進步に對應せんとするもので、計畫の概要は施行面積十六萬三千町歩、內譯灌漑改善十二萬七千町歩、小用排水施設改善耕地整理、暗渠排水二萬四千町歩、小規模事業一萬二千町歩、事業資金總額は一億二千六百八十二萬四千圓である。また事業に對しては補助金の交付及び技術的助成を厚くした。

米穀自治管理法の制定　政府は昭和八年十一月より米穀統制法を施行し、米價の公定竝びに季節的出廻數量の調節を根幹として米穀の統制を圖り、尙ほ應急施設として昭和九年五月より同十年三月に至る迄の間、臨時米穀移入調節法に依り、朝鮮米及び臺灣米の買入を行ひ得ることゝした。然し乍ら昭和八年產米は內外地を通じ未曾有の大豐作なりし爲、米穀統制法の實施實施初より公定價格に依る政府の買入數量が著しく巨額に上り、又外地米の移入高も激增せる等、同法實施の經過諸般の米穀事情及び財政上の影響等に鑑み、更に米穀對策に就き攻究する爲、昭和九年九月米